

第百五十九回国
参議院法務委員会會議録第十六号

平成十六年五月十三日(木曜日)

午前十時開会

委員の異動

五月十二日

辞任

高橋 千秋君

補欠選任

樋口 俊一君

出席者は左のとおり。

委員長

山本 保君

理事

松村 龍二君

吉田 博美君

千葉 景子君

木庭健太郎君

委員

岩井 國臣君

鴻池 祥肇君

陣内 孝雄君

野間 越君

今泉 昭君

江田 五月君

角田 義一君

樋口 俊一君

堀 利和君

井上 哲士君

衆議院議員

修正案提出者

修正案提出者

修正案提出者

修正案提出者

国務大臣

法務 大臣

副大臣

法務 副大臣

実川 幸夫君

大臣政務官

法務大臣政務官

最高裁判所長官代理者

最高裁判所事務

総局刑事局長

事務局側

常任委員会専門

政府参考人

司法制度改革推

進本部事務局長

法務省刑事局長

参考人

東京大学法学部

教授

弁 護 士

早稲田大学法科

大学院教授

共同通信社論説

委員

弁 護 士

市民の裁判員制

度つくり会運

菅委員

伊藤 和子君

土屋 美明君

四宮 啓君

長谷部恭男君

樋口 俊一君

山崎 潮君

樋渡 利秋君

加藤 一字君

大野市太郎君

中野 清君

最高裁判所事務

総局刑事局長

事務局側

常任委員会専門

政府参考人

司法制度改革推

進本部事務局長

最高裁判所事務

総局刑事局長

事務局側

常任委員会専門

政府参考人

補欠として樋口俊一君が選任されました。

○委員長(山本保君) 裁判員の参加する刑事裁判

に関する法律案及び刑事訴訟法等の一部を改正す

る法律案を一括して議題といたします。

本日は、両案の審査のため、お手元に配付の名

簿のとおり、四名の参考人から御意見を伺います。

御出席いただいております参考人は、東京大学

法学部教授長谷部恭男君、弁護士・早稲田大学法

科大学院教授四宮啓君、共同通信社論説委員土屋

美明君及び弁護士・市民の裁判員制度つくり会

運営委員伊藤和子君でございます。

この際、参考人の方々に一言ごあいさつを申し

上げます。

本日は、御多用のところ本委員会に御出席いた

だきまして、誠にありがとうございます。

参考人の皆様から忌憚のない御意見をお聞かせ

いただきまして、今後の審査の参考にしたいと思

っております。どうぞよろしく願いたいと思

つております。

議事の進め方でございます。まず、長谷部参考

人、四宮参考人、土屋参考人、伊藤参考人の順に、

お一人十五分程度で御意見をお述べいただきまし

て、その後、各委員の質疑にお答えいただきたい

と存じます。

なお、念のため申し添えますが、御発言の際は

その都度委員長の許可を得ることとなっております

です。また、各委員の質疑時間が限られております

ので、御答弁は簡潔にお願いいたします。

なお、参考人の方の意見陳述、質疑及び答弁と

も、着席のまま結構でございます。

それでは、長谷部参考人からお願いたします。

○参考人(長谷部恭男君) 本日は、このような場

で発言の機会を与えていただき、誠にありがとうございます。

私は、専門といたします憲法学の立場から、裁

判員制度の憲法上の幾つかの論点につきまして、

若干のお時間をちょうだいしてお話をさせていただきます

したいと思います。

この裁判員制度は、一般市民から無作為抽出さ

れた裁判員が裁判官とともに刑事裁判に関与する

画期的な制度であります。身分保障のない裁判

員が裁判に関与することが日本国憲法と整合する

か否かにつきまして議論があること、これは御案

内のおりでございます。この問題につきましては

は、次のような幾つかの論点に着目する必要がある

かと存じます。

第一に、第二次世界大戦前に運用された陪審制

が、これが大日本帝国憲法に違反するのではない

かが論じられたことがございますが、大日本帝国

憲法はその第二十四条で法律に定めたる裁判官の

裁判を受ける権利を保障していたのに対しまし

て、現在の日本国憲法はその第三十二条で裁判所

において裁判を受ける権利を保障しているにとど

まるということとあります。

もつとも、戦前の憲法学の通説を形成してあり

ました美濃部達吉博士の「憲法概要」は、大日本

帝国憲法に言う裁判官とは裁判機関を意味するの

であって、必ずしも官吏であることを意味しない

としております。つまり、美濃部博士の解釈では、

裁判官の事実認定が陪審の答申に拘束されるよう

な制度でたとえあっても、それは大日本帝国憲法

に違反するものではないということになります。

第二に、とは言いませんが、日本国憲法は、そ

の司法の章におきまして、裁判所の構成要素とし

ましては、身分保障のある職業裁判官についての

み規定を置いており、それ以外の者が裁判に関与

することを予想していいのではないかと言われ

ることがあります。

第三に、

法務委員会會議録第十六号

平成十六年五月十三日

【参議院】

第三部

法務委員会會議録第十六号

平成十六年五月十三日

【参議院】

しかしながら、比較法的に見ますと、憲法の条文上は身分保障のある職業裁判官についてしか規定がないにもかかわらず、一般市民から選ばれる陪審員が裁判に関与する国も存在をしております。また、職業裁判官であれば、その地位や報酬を保障しなければその行方裁判について内外からの圧力を被るおそれがないとは言えません。アメリカ建国の父の一人であるところのアレクサンダー・ハミルトンが言うように、ある人の生活の糧を支配するものはその人の意思をも支配するからであります。

これに對しまして、陪審員や裁判員は、一般市民の中から事件ごとに選ばれて審理に加わり、事件が解決されればまた元の一般市民に帰っていくわけでありまして、裁判について圧力を加えられるおそれについて、これは職業裁判官と同一に論ずることはできないと考えられます。職業裁判官についてのみ身分保障の規定を設けなければならぬのはそのためであるとも言えると思われま

す。もちろん、日本国憲法が法の支配をその基本理念としており、法の支配が、突き詰めれば、専門の法律家集団によつて解釈、運用される法の支配を想定している以上、専門の法律家である職業裁判官が司法過程の不可欠の構成要素でなければならぬことは、これは言うまでもないことであります。しかし、事実認定についても一般市民の関与を決して許してはならないという結論までがこの法の支配という理念から導かれるわけではないと考えることができると思ひます。

以上のような理由で、私は、裁判員制度が憲法の想定する司法あるいは裁判の観念と矛盾するという議論は、これは支持し得ないというふうに考えております。

他方、裁判員制度は一般市民の行動の自由を束縛し、その思想、良心の自由を侵害するおそれがあるとの議論もありません。しかしながら、結論から申し上げますと、この議論も支持し得ないものであると私は考えております。

【参議院】

第一に、例えば聖書の言うところの、裁くな、あるいは誓うなという言葉や文字どおりに受け取り、それを人生の確信として生きる人にとりましては、裁判員としての務めを果たすことはその信仰と両立しないでありましょう。そうした人が裁判員となることを拒むことにつきましては、今回の法案の第八十三各号に言う正当な理由があると言えるでしょうし、その人の思想、信条と裁判員としての務めが両立しないという事情は、裁判員となることを辞退するやむを得ない理由とすることが適切であると考えられます。

他方、裁判員としての務めを果たすことが、ほかにやりたいことがあるのにそれができなくなるといふ意味での一般的な行動の自由を束縛することになることは、これは確かでありまして、それが直ちに憲法上の問題を生ずるといふ議論には疑問があると考えます。

このような一般的な行動の自由、つまり自分のやりたいことを何の支障もなくやりたいという自由、これは憲法上は厚く保障されている自由とは言い難いものでありまして、一般市民から無作為抽出された裁判員が公平、適正な裁判を行うという制度に十分な正当性があり、その務めが市民の行動の自由を過度に制約するものでない限りは違憲の問題は生じないと思ふべきだと思ひます。

裁判員制度をめぐる憲法上の論点はほかにも幾つかございますが、時間の関係から以上にとどめたいと思ひます。

ところで、たとえ裁判員制度の導入が憲法に違反しないといつたとしても、なぜそうすることが公平、適正な裁判の実現に貢献することにつながるのかにつきましては別途考察する必要があると思ひます。

裁判員制度の導入は、時に司法に対する国民の理解を深めることに目的があると言われることがございますが、裁判員制度を導入するとすれば、それが公平、適正な裁判の実現に資するというのが何よりもその理由でなければならないはずであ

りまして、また公平、適正な裁判の実現に貢献することを旨として国民が裁判に関与するからこそ、国民の司法に対する理解も深まるはずであります。

裁判員制度の導入、これがなぜ公平、適正な裁判の実現に貢献するかというこの問題につきましては幾つかの答え方がございます。

一つは、これはフランスの革命期に活躍した哲学者であり、政治家でもありましたコンドルセの主張したいわゆる陪審定理に訴えるものであります。このコンドルセの陪審定理によりまして、刑事被告人が有罪か無罪かといった二つの選択肢の中から一つの答えを選ぶような問題につきましては、ある集団のメンバーが正しい選択をする確率、これが平均して二分の一を超えており、かつ各メンバーが独立に投票するといつたしますと、その集団が多数決によつて正しい答えに到達する確率、これはメンバーの数が増すにつれて増大をして、極限的には一〇〇％に近づきます。選択肢が二つの場合につきましては、これはランダムに答えを出したといつたしましても五〇％の確率で正解を得られるはずでありますから、公正な手続を通じて十分な事実関係に関する資料を得た上で、裁判に関与する人々が理性的に審議をした上で各自の判断に基づいて判決に加わつたといつたしますと、多数決で正しい結論に到達する確率は高まるはずであります。

今回の法案におきましても、裁判員はそれぞれ独立してその職権を行うとされておりますし、また判決は合議体の過半数によつて行われることとされております。このことには十分な理由があると考えられます。

また、もう一つの答え方といつたしましては、これは哲学者のアリストテレスが「政治学」という著書の中で展開している議論を挙げることができ

ます。これは、多様な知識経験を備えた多くの人々がそれぞれ討議に貢献するような合議体といふのは、その合議体の中の最も卓越したメンバーが独力で、つまり一人で到達し得たであろう

結論よりも更に優れた結論に到達することができるといふ、そういう議論であります。優れた能力を備えた人でありまして、一人で収集したり処理したりできる情報には限りがあります。これに對して、多数の人から成る合議体、これは多くの人の多様な知識経験を、これを共通のものとしてプールすることができるといふために、それを基にその合議体が到達し得る結論は、最も卓越したメンバーが到達し得るであろう結論よりも更に優れた結論になるといふ議論であります。

多様な知識経験が提供されることがこの議論が働くための必要条件ですので、その観点からすれば、一般市民のみから成る陪審制よりは職業裁判官あるいは少なくとも法律家を含んだ合議体が判断を下す裁判員制度の方が望ましいといふことになるであります。今回の裁判員制度におきまして判決が裁判官及び裁判員の双方の意見を含む員数の過半数の意見によることとされておりますことも、こうした考え方からいいますと評価に値すると思ひます。

以上で述べてまいりましたとおり、裁判員制度が公平、適正な裁判の実現に貢献するという期待には十分な根拠があると私は考えております。

以上で、簡単にございますが、私の話とさせていただきます。

どうもありがとうございました。

○委員長(山本保君) ありがとうございます。次に、四宮参考人をお願いいたします。四宮参考人。

○参考人(四宮啓君) 今日、意見を述べべる機会を与えていただきまして、ありがとうございます。実は、二〇〇二年にもこの委員会に司法改革全般についてお招きをいただいて意見を申し述べ

る機会をいただきました。大変光栄に存じております。私は、今日、裁判員制度を中心に司法改革における裁判員制度の意義、それから、これに私は基本的に賛成をいたしますけれども、その賛成をする理由、そしてこの制度をよりよく機能させるた

実は先週の月曜日に、私、カリフォルニア州のサンディエゴという都市に参りました。朝、地方裁判所をのぞいてまいりました。その陪審ラウンジと言われている、陪審員として呼ばれた人たちが集まる部屋には四百人の市民が待つておりました。一人一人は決してうれしそうな顔をしているわけではありませんでした。しかし、だれもがそこにいるのは当然という顔をして、じっと叫ばれるのを待つていたわけです。私は、近い将来、日本の全国の裁判所で似たような光景が実現するのかと思うと、大変感慨深い思いをしたものであります。

司法制度改革と裁判員制度の意義でありますけれども、御案内のとおり、今回の司法制度改革は、公正で透明な社会をより目指そうというところにその意義があると思います。

司法制度改革審議会の意見は、その公正で透明な社会を実現するために公正で透明なルールを尊重する社会にしようと、つまり一言で言えば法の支配、法の精神が全国あまねく国民に行き渡るようにしようということを理想としているというふうに思います。そのために、この審議会の意見は三つのこと、まあ大きく分ければ私二つのことだと思っておりますけれども、二つの方法を提案しました。一つは、国民自身が司法を使うということでありまして。そしてもう一つが、国民自身が司法を担うということでもあります。

御案内のとおり、司法は今まで国民にはむしろ忌み嫌われておりました。できれば一生の間に裁判所には行きたくないというふうに思われておりました。しかし、より公正で透明なルールに基づく社会を運営しようとすれば、国民自身が自分の生活をより豊かにするために、この司法を積極的に活用していくということがどうしても必要になります。

それから、国民自身が司法を使うと申しましたも、やはり専門的な領域もありますので、専門家のサポートが必要になります。そのためには、質の良い多くの法律家が国民のすぐそばにいる必要があります。そのために、審議会の意見書は、法曹養成制度というものを抜本的に改革をして、いわゆるロースクール制度、法科大学院制度を提案し、この四月から実現をいたしております。

二番目の、国民自身が法を担うというものの目玉が、今回御審議いただいている裁判員制度であらうと思います。

これは、国民が、自分たちの生活というよりは社会を構成する一員として社会的なトラブルの解決に関与する、あるいは法を自ら宣言するという役割を担うという意味で大変重大な意義を有するものと評価をしております。つまり、法の支配というものを今までのようなお上や専門家だけではなくて、むしろ国民に主体的に担ってもらうと、その象徴的な制度が裁判員制度であろうというふうに思っています。

次にこの法案、そして刑事訴訟法等の改正法案を私が支持する理由を二点申し述べます。

一つは、国民主権の実質化ということでありまして、もう一点は、刑事訴訟制度の改革ということであります。

国民主権の実質化につきましては、今、長谷部先生からいろいろとお話ございましたけれども、意見書によれば、憲法が定める個人の尊重ということと国民主権というものが法の支配の内容であると言っているように思います。意見は次のように述べております。国民一人一人が統治客体意識から脱却し、自律的でかつ社会的責任を負った統治主体として、互いに協力しながら自由で公

このように、裁判員制度は国民主権と深い関係を持つ制度でありまして、法務大臣も述べておられますように、司法の世界における民主化を実現するものと評価できると思います。とりわけ、無作為抽出として一件だけ事件を担当するという仕組みとしたことは、一部の人だけが担う制度ではなく、国民みんなが担うという制度としたという意味で高く評価できるというふうに私は思います。

次に、刑事訴訟手続の改革の点であります。

これは、今までと全く変わったものにしてしまふ、見ず知らずのものにしてしまふということではなくて、本来憲法や刑事訴訟法が予定していた裁判の仕組みというものになつていく、あるいは戻っていくという意味で評価をできるということであります。

無作為に選ばれた国民は、決して裁判官になることが期待されているわけではありません。裁判の経験、法律の知識などは、プロの裁判官がそばにいるわけですから、これらのプロの裁判官たちが提供してくれるわけです。国民に期待されていることは、裁判官と同じように仕事をすることという

よりは、社会の健全な常識を持ってきて、それをみんなでおつけ合って、より公正な結論に到達するということが期待をされているわけであります。そうだとすると、現在行われている刑事裁判のシステム、実務というものは大きく変えていかなければなりません。二つの理由から変え

ていかなければなりません。

一つは、一般の国民が裁判をするということからあります。

今申し上げましたように、裁判員は裁判官になるではありません。つまり、裁判員には裁判の

今までは、調書と呼ばれている書かれた記録が裁判の中では大きな意義を占めておりました。分厚い調書が作られ、それを裁判官が法廷ではなくて法廷の外で熟読玩味し、そして心証を取っていくという実務が行われているわけでありますけれども、これはとても一般の国民の方にこの同じことをやっていただくわけにはまいりません。また、本来原則的に刑事訴訟法が予定していた裁判の仕組みとも異なるものであったわけです。これが大きく変わってくるということになります。

もう一つは、集中審理の必要性から、手続が大

大きく変わらざるを得ないということであります。今までは、先ほど申し上げましたように、たくさんさんの記録を後から読んで、あるいは月一回程度行うことでも裁判が成り立ってまいりましたけれども、今度は忙しい国民に来ていただくわけですから、集中して審理を行わなければなりません。そのためには、充実した事前の準備、言わばおげん立てが必要になるのでありまして、今度の刑事訴訟法の改正案もその点に対する配慮が行われております。

その充実したおぜん立てのために最も必要なものは証拠開示の拡充であります。争点を十分に明確に整理をするためには、お互いの情報を事前に十分に交換し合うことが不可欠であります。今回の刑事訴訟法の改正法案にはその拡充が盛り込まれております。ただ、これはやはり更にいろいろと運用段階でも、より争点整理がしやすい方向への運用を是非期待したいというふうに思っているところであります。

刑事手続の改革で忘れてならないことは、もう一つは刑事被告人の権利でありますけれども、これは今回の法案で決して後退することがあつてはなりませんし、またしなないと私は信じております。

むしろ国民が入る、より公正で透明な裁判を実現することによって、本来憲法や刑事訴訟法が予定をして保護をして守ってきた刑事被告人の、被疑者、被告人の権利というものが一段と尊重されるようになるというふうにならなければならぬ

次、この裁判員制度の言わば主役である国民が本当の意味での主役になれるためには何が必要かということについて意見を申し述べたいと思います。まず何が必要かということ、それからあと幾つか各論的なことを申し上げたいと思います。

先ほどサンディエゴの裁判所に参ったと申し上げましたけれども、そこでは陪審コミッションと呼ばれる陪審員のお世話をする裁判所の職員がおりますけれども、私が会った方は三十年のベテランでありました。その方に陪審員たちが何に一番感謝をしていますかと質問したところ、二つの答えが返ってまいりました。

一つは、集められた後に最初に受けるオリエンテーションであります。ここで制度というものを十分理解することができ、しかも自分が歓迎されているということが分かるからだということであり、二つ目は、仕事が終わった後で、社会に貢献できた、制度の一部となって正義を実現できたという満足感だそうであります。つまり、最初と最後にアメリカの陪審員たちは非常に満足感を得ているわけです。

もちろん、その満足感を得るためにはいろいろな仕組みが想定されているわけであり、つまり、国民一人一人が社会から必要とされていると実感してもらえ、そしてその国民が役割を果たせたと思える仕組みにすることが必要であらうと思います。その仕組みを考える上ではやはり国民の視点が大切だと思えます。

アメリカは九〇年代から陪審制度の改革に本格的に、しかも全米の規模で取り組んでおります。それはなぜかと申しますと、今まで陪審というのは国民の義務である、来るのが当然だ、仕事があ

るのは当然だ、待つのも当然だと皆が考えていたわけでありました。しかし、それでは国民の側は納得しなくなってきたりしました。国民の側が言わば拒絶の反応を示し始めたわけですね。

そこで非常に参考になることは、例えば出頭率が下がったときに出席率を上げるためにどうするか、刑罰を科するか、ペナルティーを科するかという方向で議論が行われたかというところ、そうではありません。この運動をリードしたニューヨークの最高裁の長官のジュディス・ケイという女性の長官がいますが、彼女はこう語っています。コミュニティの八〇%の人たちが、単なる義務としてではなく、それ以上の大切な仕事だと認識して来てもらえるようにするにはどうしたらいいだろうか、そこをみんなで考えようという発想であります。

私、今回の裁判員法案は、実はアメリカが九〇年代から改革に取り組んだその改革をも先取りしている点があることを指摘したいと思えます。例えば、今回の裁判員制度は、無作為に選ばれて一回だけ呼ばれます。そして、もし選ばなければそれで義務を果たしたことになるように、選ばれればその裁判だけを担当すれば帰っていいことになっています。これはアメリカではワンデー・オア・ワントライアル・システム、日本語で言いますと一日又は一公判システムと呼ばれておりまして、アメリカでも最近導入された仕組みであります。これは国民の負担をなるべく少なくして、しかしみんなで社会の責任を果たしてやらおうというために編み出されたものであります。

それから、日本の裁判員法、今回の裁判員法案は裁判員が質問することを認めておりますけれども、実はアメリカで陪審員に質問を認め始めたのは最近のことです。陪審員たちの仕事をする上での充実感に資するという点からでありまして、このように裁判員法はアメリカの改革を先取りしている部分もあります。しかし、まだまだアメリカの改革はそれにとどまらずに広範囲に及ん

ておりますので、今回、裁判員法を運用する、準備をするこの五年間の間に私はアメリカの改革から学ぶものはたくさんあるだろうと思えます。

次に、このように裁判員を本当の意味での主役にするために幾つか御議論是非いただきたい点がござります。

一つは、分かりやすい公判審理ということであり、

先ほど申し述べましたように、一般の国民が一回だけ裁判を行うわけですので、分かりやすい十分な準備、分かりやすいプレゼンテーションなどが必要になります。法案の五十一條が審理を迅速で分かりやすいものとするを関係者に求めたことは大変相当であると思えます。

しかし、ここでは、やはり先ほど申し上げましたように、例えば取調べ状況が争点になった場合には、国民に分かりやすく取調べ状況をビデオに録画をしておいて、それを国民にプレゼンテーション、国民の前に証拠として出すということが不可欠になってくるであろうというふうに思えます。幸い、法曹三者の間でこの点の議論が始まったと聞いておりますけれども、実施までに大きな前進を私は期待しております。また、審理が行われる法廷の仕組みなども、国民の理解しやすいような、参加しやすいような法廷に是非してほしいと思えます。

二番目は、評議の在り方ですけれども、国民が裁判官と一緒に十分に意見を述べ合えるというためには、法案の六十六條の五項が裁判長に分かりやすいように配慮を求めている点は大変よろしいことだと思えます。

ただ、例えば全員一致を目指す、少数意見を尊重するために、あくまでも全員一致を目指す、その上でみんなで意見を出し合って、一致しない場合には多数決というふうなルールですとか、裁判長は議長役ですので公正な議事進行に資するために自らの意見は最後まで例えば言わないとか、裁判官や裁判員だけでは議論をしないとといったルールを私は考えておく必要があるのではないかと

思っております。

○委員長(山本保君) 参考人に申し上げます。

○参考人(四宮啓君) ええ、間もなく。

○委員長(山本保君) 簡潔にお願いいたします。

○参考人(四宮啓君) それから、最後に守秘義務でありますけれども、裁判員が自らの経験を語ることは、国民にその情報を伝える、よりよい制度にするというためにも大変重要でありまして、立法趣旨、評議における自由な発言の確保とか、他人のプライバシーなどを損なわない限り、私は調和の取れた開示の方向に向かうべきではないかと思えます。

この国会、私、歴史的な意義を有する、そしてまた国際的な意義も有する国会であらうと思えます。民主主義のジグソーパズルに例えれば、最後の司法の部分にそのピースがうまく埋め込まれようとしていると思えます。国民が、ほかのメンバーと自分たちのルールに基づいて議論をして一つの結論に到達するというプロセスを通じて、自律的に社会的な責任を分かち合える喜びを味わってもらえる制度とするために、この国会で是非成立をさせていただきたいと思えます。

どうも長くなりました。

○委員長(山本保君) ありがとうございます。

次に、土屋参考人をお願いいたします。土屋参考人。

○参考人(土屋美明君) 共同通信社で司法などを担当しております土屋です。

司法制度改革推進本部の裁判員制度・刑事検討会と公的弁護制度検討会の両方の委員を務めておりますけれども、この二つの検討会では、法律家でない委員というのが私と清原委員の二人だけしかおりません。法律家に交じって素人が意見を述べることがいかに大変であるかということ、本

当に身につまされて感じています。

本日は、このような一般国民が参加しやすい制度にするという政策的な選択が重要なことを訴えさせていただきたいと思えます。少し乱暴な言い方で語弊があるかもしれませんが、制度全

体の理論的な整合性を保つことよりも、多くの国民が過重な負担を感じることなく刑事裁判に参加しやすくする、そういう道を国会は選択していただきたいと願うものです。

今回審議されております法案に私は基本的に賛成です。国民の司法参加を実現することが民主政治を徹底させ、司法の国民的基盤を強化する、そういう重要な意義を持つと信じるからです。法案の内容には検討会で私が述べてきた意見と違う部分もありましても、もし不都合な点があれば、早い時期に見直しをし、改めていけばいいのではないかと考えています。

どこの世界にもルールを逸脱する者はおらず、となく刑事司法は国民不信の前提に立った制度設計になりがちですけれども、国民への信頼なしには司法参加はあり得ないはずで、多くの国民は重大な刑事裁判を担えるだけの良識を備えている。国民を信頼して、その良識に結論をゆだねることこそ、司法参加を論じる上で重要な態度だということふに私は思っています。

衆議院では附帯決議と修正が行われました。これらの方向性にも賛成です。参加する側にとつて、当初の案よりも望ましいものになっていると考えます。ただ、まだ不徹底に感じたり、幾つか注文を述べたい点もございます。主な点を簡単に述べさせていただきます。

まず、裁判員制度法案ですけれども、四点ほど指摘しておきたいと思えます。

一つは裁判員の構成ですが、裁判官三人に裁判員六人という基本構成は妥当であろうと考えます。重大事件の審理をするのにふさわしい数の職業裁判官と良識ある国民の目が確保できたというふうに思えます。裁判員は六人いれば意見を言やすく、多角的な視点からの評議が期待できます。

争いのない事件では裁判官一人に裁判員四人の構成になることについて、検討会で私は違和感があるというふうに述べました。争いの有無で裁判員の構成を分けるという理屈に、それまでの議論と異質なものを感じたからです。私は、争いのない

事件は被告の権利を損なわない限り、速やかに終結させて、争いのある事件に人材とエネルギーを集中させるべきだという趣旨の意見を述べていますけれども、それは即決裁判手続の創設という形で結実したと考えておりました。しかし、小さな裁判員もあり得る選択であつて、反対はいたしません。

重要なのは裁判員の選任です。できるだけ多数の人が参加するのが極めて大事なのですが、法案には不満があります。これが二つ目の点です。

第一は、就職禁止事由が広過ぎます。法律関係職種であつても、刑事事件を扱わない弁理士、司法書士らを就職禁止とする理由は乏しいのではないでしようか。自衛官を除外するのも理解に苦しみます。

第二は、辞退事由として掲げられた政令に定めるやむを得ない事由です。政令で思想、信条を理由とする辞退を認めるといふことには私は反対です。国民は裁判員に当たつたらその役目を引き受けるべきものなのだという強いメッセージを送ることこそ大切なのに、これではまるで思想、信条を理由に挙げれば逃げられるということでも言っているようなものです。確かに、国民の心理的な負担は軽くなるでしょう。しかし、重大な刑事事件の裁判は元々気持ちの負担の重いものです。それを国民があえて引き受けてこそ、この制度を行う意味があるのではないでしようか。

三つ目は、裁判員、補充裁判員、裁判員候補者の個人情報保護です。住所、氏名、年齢など、個人が特定される情報の保護は、外部の不当な圧力などを回避するために、特に裁判の進行中は必要です。法案では、任務を終えた裁判員については本人の同意があれば公表してよいということですが、私は、裁判終了後には裁判員の個人情報本人の同意にかかわらず公表されてよいのではないかと考えています。公表は公正な裁判が行われたことの何よりのあかしになるというふうに考えるからです。

四つ目は、裁判員の守秘義務です。守秘義務の

範囲と罰則が衆議院で修正されたことを私は評価しています。検討会で再三述べたことですが、守秘義務違反の罰則は罰金にとどめることが妥当だと思います。罰則を重くすれば、国民は裁判員になるのを避け、裁判所の呼出しに不出頭でこたえて、過料に甘んじる道を選ぶかもしれません。その方が不健全な制度の在り方ではないでしようか。どうしても重大なプライバシーの暴露などが懸念されるというのなら、それに限って重く罰すれば済むことだと考えています。

罰則以上に重要なのは、守秘義務の範囲を明確にすることです。何が処罰され、何が許されるのかが、それをだれもが容易に判断できるようにないなければなりません。私は検討会で守秘義務を三つに限定すべきだと述べました。裁判官と裁判員の意見、評決の数、それから特に秘密を守るべきだと合意された事項という、この三つです。また、義務を守る期間も、裁判終了後一定期間に限るべきだと述べました。守秘義務の範囲の単純化と明確化は、これは更に突き詰めた議論をしていただきたいと思えます。

刑事訴訟法等の一部改正案に移ります。懸念される点など、以下の七点について述べます。

まず、裁判員制度の下では、国民の負担はできる限り軽くしたい、そのために最も必要なのは審理期間の短縮です。長過ぎる裁判に多忙な国民は付いていきません。裁判の長期化が続くならば、今度の刑事司法改革は水泡に帰すおそれがあります。裁判員制度の成否のかぎは、どこまで審理期間が短縮できるかに懸かっているとさえ言ってもいいと考えます。検討会で私は、裁判員の任期は原則二十日に限つたらどうかという意見を述べました。そのくらい本気で国民負担の限度を明確にする必要があると考えております。

刑事裁判の充実、迅速化を図る方策として、新たな準備手続の創設、計画的、集中的な審理のための様々な方策、直接主義、口頭主義の徹底が図られましたけれども、さらに今後、法曹三者の間できめ細かな運用が行われることを期待しております。

ます。

国民参加によって刑事司法は普通の国民にも理解できるように変わらざるを得ませんが、今回、一定類型の証拠などについて開示範囲の拡充と開示ルールの明確化が行われたことは、刑事被告人の権利保障という面から見ても現行制度のかなりの改善だと考えます。しかし、これで必ずしも十分だとは思いません。将来は更に開示の方向を推し進めて、すべての証拠を事前に弁護側へ開示するところまで行くのが理想的だと考えます。あらゆる捜査資料は国民の血税を使って集められた公的な性格を持ちますから、それにふさわしい使い方が模索されるべきでしよう。

開示証拠を目的外使用することが原則的に禁じられるのは、これはやむを得ません。しかし、衆議院の修正によつて、諸事情を考慮した上、目的によっては使用を認める余地が生まれました。具体的な裁判の研究あるいは報道、そういった公益目的の使用が可能になったことは歓迎です。

容疑者の取調べの状況を文書で記録化することは、被告の供述の信用性をめぐる無用な争いや冤罪の防止に向けて一定程度の改善になると受け止めています。しかし、これも将来的にはもう一歩進めて、ビデオや録音テープへの記録に切り替えていくべきだろうと考えています。

容疑者の勾留段階から国選弁護人を選任できるようにしたことは人権保障の面で大きな意義があります。弁護士会の態勢が十分に整っていないのが残念ですが、弁護士の数が短期一年以上の懲役若しくは禁錮の事件に限るのは当面やむを得ない事情があります。そういうふうには考えます。被疑者、被告人がその資力によつて不平等な扱いを受けることがないように、この対象も将来的には拡大されていくべきだろうと考えています。できるだけ早期に必要な弁護手続へ、さらには、すべての身柄拘束者へと広げられていくことを願っています。

少年事件についても、原則的には国選弁護人の選任を拡大すべきだと考えます。現状では、弁護

士会の態勢がこれに十分なために見送らざるを得なかったのは残念ですけれども、将来、態勢を整えば、少年にも成人の公的弁護と同じような制度的保障が与えられてしかるべきでしょう。

檢察審査法の改正については一点だけ強く反対したい点があります。罰則です。

審査員の守秘義務違反に懲役刑がありますけれども、審査員の職務は公訴提起の不当を判断することに限られますから、被告の有罪、無罪を判断する裁判員より職務は軽いと言えるでしょう。それなのに制裁が同じというのはいかがなものでしょうか。それに加えて、これまで秘密漏示罪で起訴された例も最高裁の把握する限りゼロだということですから、懲役刑へと引き上げるだけの立法事実もありません。現行の罰金で十分だと考えます。

起訴相当の決議に拘束力を認めるのに、いわゆる二段階の慎重な構造が採用されておりますけれども、決議に当たって弁護士の審査補助員が関与するなどしますし、私は現行の一段階で足りるという意見です。ただ、罰則を除いては反対はいたしません。

私は日本新聞協会を代表する立場ではありませんけれども、報道等の関係について一言申し上げます。

新聞協会は、法案の内容についてこれまで四回にわたり見解を表明しております。その概略を御説明しますと、いわゆる偏見報道禁止規定が法案に盛り込まれなかったことを評価する一方、現在までの問題点として、第一に、裁判員を退いた人になで接触を禁止すると、公正な裁判が行われたのかどうかというのを事後的に検証することなどが難しくなるので、元裁判員への接触には禁止の網を掛けるべきではないこと。第二に、裁判員の守秘義務は義務の範囲と期限をより明確にすること。第三に、開示証拠の目的外使用を罰則付きで禁止することは取材の制限につながる危惧が大きく、懸念されることなどを指摘しております。そして、裁判員制度の施行時には取材・報道のガイ

ドラインとなる指針を決定することも表明し、既に最高裁、法務省、日弁連との意見交換も始まっております。

裁判員制度について国民の理解と支持を深めるためには、可能な限り多くの情報を提供することが必要だというのが共通認識です。裁判員に関する報道は裁判員制度の定着に大きく貢献するはずで、新聞協会の意見を尊重していただくようにお願いしたいと思ひます。

最後に要望がございます。

裁判員法案では、裁判員が休暇を取得したことなどを理由として解雇その他の不利益な取扱いをしてはならないと定めていますが、これだけでは国民が参加しやすくなるとは言えません。裁判員に必要な知識を盛り込んだハンドブック、ビデオなどの作成が必要でしょうし、裁判員用の待機室とかロッカールームを設けたり、また、じっくり資料を調べたい人が使える部屋を用意したり、そういったことも考えてほしいことです。裁判員制度そのものの周知徹底が大切なことは申すまでもありません。十分な予算措置を講じた上で、裁判員が参加しやすい条件作りをしていただきたいと思ひます。

以上です。

○委員長(山本保君) ありがとうございます。

次に、伊藤参考人をお願いいたします。伊藤参考人。

○参考人(伊藤和子君) 弁護士の伊藤です。

本日は、お話をする機会を与えていただきました。ありがとうございます。

私は、市民の裁判員制度づくりという市民団体の運営委員としてこの二年間活動してきました。多くの市民の方々と一緒に公聴会やシンポジウム、模擬裁判、アンケート調査などを行って、裁判員制度をより良い市民参加制度として実現するために様々な提言を行ってまいりました。

司法は、個別的な権利救済を通じて私たちの社会を前進させる貴重な役割を果たしてきたと思ひております。しかし、やはり一握りの専門家であ

る職業裁判官の判断は、時として国民の良識や期待と懸け離れた結論になることもあります。私は、普通の生活者である市民の感覚や良識を司法判断に反映させていくという点で、この制度を導入する意義は非常に大きいと思ひております。また、市民が司法に参加し、そして社会の重要な決定に関与する、そういう中で法と正義を形成する主体となっていくことは、二十一世紀のこの国の民主主義にとって非常に価値あることだと思ひております。

この裁判員制度が十分に機能するために、第一に、性別、年齢、職業など、あらゆる層の多様な市民がひとしく参加しやすい制度であること。そして第二に、市民が飾り物ではなく、主体的、実質的に参加できる制度であることが何よりも必要であると思ひます。そのために、これから裁判員となる市民の視点に立つてこの制度を考えていくことが大事だと思ひます。

この点から、幾つか法案に関する指摘をさせていただきます。まず、参加しやすい制度を作るといふ点です。その間の休暇制度はどのような取扱いなのかについて、法案では不利益取扱いを禁止すると記載するのみで、ほかに特段の法的措置を定めておりません。仕事を休む市民が不安なく休暇を取って裁判員となれるように、まず裁判員休業制度を立法化することが重要だと思ひます。

次に、裁判員候補者として呼び出された時期にどうしても都合が悪い場合、出頭する期日を延期できるように、延期制度の導入を提案します。

例えば、一か月後には日程が調整できないという多忙な人でも、三か月後、六か月後なら可能な方もいらっしゃると思ひます。社会の様々なステージで活動する多様な人々の参加を保障するため、延期制度を是非創設していただきたいと思ひます。

さらに、私は、司法分野における男女共同参画の観点から、合議体の男女比が半々となること

大事ではないかというふうに考えております。そのような構成を可能にするためにも、育児や介護で日ごろ忙しい女性が裁判員として司法に参加する道が開きやすくなるように、支援のシステムを作ることが必要だと思ひます。

欧米の研究では、女性の陪審員候補者の辞退理由として、育児、介護が突出して多いということが指摘されております。こうした中、アメリカでは、少なくとも十の州で裁判所に託児所を設置したり、保育費用の補償など、育児サービスを充実させております。裁判員制度の導入に当たっても、裁判所周辺に託児所、宅老所を設置したり、一時保育、デイサービスの援助などをするなど、援助制度を是非実現していただきたいというふうに思ひます。

次に、日当に関してです。

法案では具体的な金額は定められておりませんが、裁判員は、人を裁くという非常に重大な仕事をする以上、職務にふさわしい適正な日当が必要だと思ひます。私としては、調停委員の日当より高額であるという最低限必要ではないかというふうに考えております。

第二に、法律を見て非常に残念なのは、裁判員に対する罰則が目立つことでもあります。

出頭義務違反に対する十萬円の過料、守秘義務違反に対する懲役や罰金刑は、ただでさえハードルの高い市民参加を余計な重くのするものではないでしょうか。出頭義務違反に制裁を設けるよりも、だれもが参加しやすいような基盤整備を実現することが先決だと思ひます。

守秘義務違反に関しては、衆議院で若干の修正をしていただきましたが、今でも懲役刑が残っております。その処罰範囲はいまだあいまいなものではないかと思ひます。市民にとって萎縮効果もたらされるということが危惧されます。一生守秘義務を負うということは、裁判官を経験した普通の市民にとって過酷ではないでしょうか。私は、市民が裁判員の経験を社会に語り、伝え、提言することによってこそ制度が定着、発展し、より良

いものになるというふうに思います。その点から、少なくとも裁判員の職務を終えた者については、守秘義務違反に懲役、罰金を科すとの点は是非とも削除をしていただきたいというふうに思います。

第三に、裁判員の構成、それから評決の方法です。私は、市民の主体的参加の趣旨を全うするため、市民の人数は十名程度、裁判官は一名で足りると考えていました。今回の法案では、裁判官が三名という点で影響力が極めて大きいのではないかと危惧するものです。この点について、今後、改正なども含めて様々な御議論をいただきたいと思っています。

また、充実した評議という観点から、単純多数決ではなく、全員一致を目指し、そしてやむを得ない場合は特別多数決制を取るという欧州で採用されているルールを採用することを是非求めたいというふうに思います。

次に、裁判員にとつて分かりやすく、納得して判断できる裁判を実現するという点です。市民の多くは、自分の良心に恥じない、責任を持った正しい判断をしたいというふうに思うのではないかと思います。ところが、それは現在の難解で長い裁判のままで実現しないのではないのでしょうか。裁判を分かりやすいものにすることが何よりも大切だと思います。膨大な供述調書がまづ出てくる今の刑事裁判を改め、直接主義、口頭主義を徹底する、公判に参加した市民が法廷のやり取りを集中して聞くだけで判断ができるようにすることが大切だというふうに思います。

先ほども指摘されましたが、陪審員に対するのと同じような十分なオリエンテーションを行い、裁判員の意義、そして事実認定の方法、そして裁判官と裁判員が評議において対等であることなどを十分にオリエンテーションすることも重要だというふうに思います。

第四に、今後の裁判員制度の推進体制に市民の声を十分に反映させることを求めます。

これまで述べてまいりました市民にとつて参加しやすい制度、分かりやすい裁判、これは施行までに必ず市民の声を十分に反映させて実現していただきたいというふうに思っております。例えば、評議室や法廷の構造など、裁判員となる市民の声を反映させるべき課題はたくさんあると思います。

私たちは、市民の裁判員制度つくる会として、二年間、司法制度改革推進本部に様々な要請をしてまいりましたが、残念ながらこちらが要請をするのを聞きおいていただくといい形で、十分なコミュニケーションが取れなかったことを残念に思っております。そうした点も踏まえて、今後、推進体制においては、本当に市民の声が反映できるように一般公募の市民をモニターとして組み入れるなど、市民の意見を反映した推進体制を確立していただくよう、是非提案したいというふうに思います。

次に、刑事法改正に関連して、刑事司法改革に関する点を述べたいと思います。

私は、今回の制度改革が刑事司法の抜本的な改革につながることを願ってやみません。一弁護士として、私は幾つかの冤罪事件にかかわってまいりました。最高裁の新しい判例を作った調布駅前暴行事件という事件があります。これは少年の冤罪事件でしたが、無実の少年が逮捕され、最初の裁判で裁判官に僕はやっていないと訴えましたが、裁判官は少年の目を一度も見ることなく、記録に目を落としたまま、彼を犯人だと結論付けて、少年院送致を決めました。少年は司法に対する信頼を失い、彼が無実を獲得するまでその後八年もの歳月が掛かりました。

また、本日私がパンフレットを配付させていたいただきましたが、日弁連が支援する冤罪事件である死刑再審名張事件というものの弁護人を私は務めております。この事件で一番無罪判決を受けた被告人は、虚偽の鑑定により、高裁で逆転死刑判決を受け、以後四十年以上にもわたって獄中から無実を叫び続け、死刑の恐怖と隣り合わせの生活を

送っています。私は、この現実を片時も忘れることはできません。現在の刑事裁判の有罪率は九九%という諸外国から見ますと異常な数字になっております。若手の弁護士は、この圧倒的な有罪率に深い絶望感を抱いております。無罪を争う刑事事件を担当している、疑わしきは被告人の利益にという刑事裁判の原則が形骸化しているのではないかと、思うことがしばしばあります。裁かれる側の被告人と裁く側の裁判官、この立場が本当に非常に遠いということを痛感します。

私は、何度かアメリカの陪審裁判を調査、傍聴し、感動したことがあります。それは、裁判官が陪審員に、人を裁くことは人の一生を決める大切な崇高な責務であるということ、そして被告人を有罪とするには合理的な疑いがなければ無罪としなければなりません、無罪推定の原則、陪審員の崇高な役割を繰り返し説明し、陪審員がその責務を深く自覚し、真剣に被告人の言い分にも耳を傾けている様子を見たときでした。

私は、このようなアメリカの陪審員制度と同様な司法制度がこの裁判員制度導入によって実現することを望みます。陪審員制度導入に当たって、疑わしきは被告人の利益にの原則が再度確認されること、そして国際水準に基づいて証拠開示と取調への可視化が速やかに実現されるよう求めます。日本において取調への可視化が実現しておらず、検察官手持証拠の開示がほとんどなされてないことは、一九九八年の国連規約人権委員会の改善勧告からも明らかとなっております。

先ほど、私が手掛けた二つの事件を紹介いたしました。いずれの当事者も捜査段階で自白をさせられました。もし捜査段階で取調の過程がビデオ録画されていたならば、彼らの運命は今のようであつたらうかと思えます。八年も掛けて裁判で無実を争ったり、四十年も死刑の恐怖にさらされなければならないことがあつたらうかと思わずにはいられません。衆議院段階で附帯決議として取調への可視化に関する決議がなされたこと

は非常にすばらしいと思っております。これを更に一歩進めて、裁判員法施行までに、是非取調への可視化、ビデオ録画化を実現していただきたいと思っています。

そして、証拠開示に関してです。資料として提出しておりますが、米国イリノイ州では、過去十年間で十三人の死刑囚が冤罪であつたことが真犯人の発見やDNA鑑定により明らかになっております。このことを受けて、州が冤罪を再発させないための委員会を作り、議論の末、すべての事前全面証拠開示、そして捜査段階のすべての可視化、これを実現するという結論に至りました。

市民参加の裁判にあつても、誤った判断を導かないために、可視化と証拠開示を徹底することは極めて重要だと考えております。今回の刑事法改正案に証拠開示に関する規定が新たに盛り込まれたことは前進だと考えております。しかし、検察官手持証拠のリストを弁護人にも裁判員にも開示することが認められておりません。また、まだ事前全面開示には至っておりません。更に事前全面開示の方向に向けた努力をお願いしたいというふうに思います。

最後になりますが、裁判員制度が二十一世紀の司法にとつて画期的な改革となるということを本当に期待しております。真の市民参加を実現する改革として社会に定着していくことは非常に重要です。この制度が市民の支持を得ずに定着しなかつたり、形骸化した制度として失敗することがないように、そして被告人の防御権の観点から、将来に禍根を残すこととならないよう、国会での十分な審議と施行までの十分な御努力を望みたいと思います。

ありがとうございます。○委員長(山本保寿) どうもありがとうございます。以上で参考人の意見陳述は終わりました。これより参考人に対する質疑を行います。質疑のある方は順次御発言願います。

○吉田博美君 自由民主党の吉田博美でございます。参考人の先生方におかれましては、大変お忙しい中を法務委員会にお越しいただきまして、それぞれのお立場から貴重な御所見を賜りまして、感謝に堪えないところでございます。

裁判員制度につきましては、関係各位の大変な御尽力によりまして、メディア等でもしばしば取り上げられるようになりました、かなりの国民の皆さん方にも浸透してきたのではないと思われ、わけでございますが、まだまだの感も否めないのではないかと、この司法制度改革の中で目玉とも言えるべき裁判員制度につきまして、今日は、それぞれ御所見を賜りまして、また私も感じたことを踏まえた中で質問をさせていただきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

まず最初に、長谷部参考人にお伺いいたしますが、憲法上のことにつきましては参考人からの御所見を賜ったわけでございますが、参考人御自身がこの裁判員制度に対する意義についてどのようなお考えであるか、お聞かせいただきたいと思います。

○参考人(長谷部泰男君) どうもありがとうございます。この裁判員制度の意義につきましては、何よりもこれが今までよりも更に公正で適正な裁判の実現に貢献することになると、少なくともその可能性を秘めているというところにその意義があると私は考えておりまして、その中身につきましては、先ほどの発言の中で実は説明したとおりでございますが、そうした公正で、公平な適正な裁判の実現に資することになるからこそ、それに関与する、それに参加する国民もその裁判への関与を通じて司法への理解、あるいは法律への理解をますます深めていくと、そういう効果が期待できるのではないかと、そういう意義があると考えております。

○吉田博美君 次に、四宮参考人にお伺いいたしますが、これで国民主権として刑事訴訟手続の改革だとして、こうおっしゃったわけでございますが、私は、市民が参加をするというこの裁判員制度につきましては私も同感でございますが、これはあくまでも今現段階では刑事裁判についてでございますが、民事裁判についても将来わたって必要じゃないかと思うわけでございますが、その点についての御所見をお聞かせいただけますでしょうか。

○参考人(四宮啓君) 私も結論から申し上げれば今御指摘の意見に賛成でございます。諸外国を見ましても、余り民事を、国民が多数入っている国というのはそう多くはないわけですが、けれども、事件を見ますと、一般の国民がその社会的常識で判断するのがふさわしい事件というのはいろいろあると思います。今回の刑事事件の、しかも重大事件ですが、その実施を見て、国民側により理解をされ、支持されていくのが相当地であろうと考えております。

○吉田博美君 土屋参考人にお伺いいたしますが、それぞれのこの裁判員制度についての問題点は指摘されたわけでございますが、土屋参考人から見まして、この裁判員制度導入に当たって、最も今回のこの法案について期待をしている点につきましてはお聞かせいただきたいと思います。

○参考人(土屋美明君) 私の期待は非常に大きなものがあります。それは、刑事司法が国民から見えて存在であったというのが今までだと思っております。つまり、悪いことをした人たちは自分たちとは違う存在だという考えから、国民の関心が特異な事件を除いては強くなかったというのが現状だと思っております。それが全体として法の軽視という傾向、社会的傾向に結び付いて、それが犯罪の多発などにもつながってきている、治安の悪化にもつながってきている、そういう面があるかと思っております。

ですから、国民の法意識を高めていくためには裁判というのはい番いい勉強の場でもあります。

○吉田博美君 伊藤参考人にお伺いいたしますが、実は私は長野県出身でございますが、長野冬季オリンピックというのに取り組んでまいったわけでございますが、その折に組織委員会を作るに当たって、必ず男性がほとんどで女性は本当に数名なんです。ところが、選手が参加されるのは男女ほとんど同じような選手が参加される中で、いつもそういうふうなまだまだ、日本の中で男女共同参画社会と言われながらも、非常に女性の参加が少ないような現状が男性主導で行われているというのが残念でならないわけでありまして、私も強く主張したわけでございますが、私の名前が女みたいな、女性みたいな名前だから言うわけではございませんけれども。

本当に正直な話、そうした中できちっとすることが大事じゃないかと思うことと、私自身、今度の裁判員制度の導入に当たりまして特に感じていることは、私も政治家もどちらかというと一般の国民の皆さん方とのかの温度差があるんじゃないかなという、この点については深く反省をしている部分も多分にあるわけでありまして、そうした一つ一つの中で感じることは、我々はその問題が提起されると、同じ政治家仲間と判断をしたり、あるいは自分の面従腹背の事務所の皆さん方にその判断を仰いだり、あるいは妄信的な自分自身の後援会の皆さんの意見を聞いて、こうなんだと思う点があるということを我々も反省しなきゃいけない。

そうした中で私いつも感じているのは、私自身も、主婦の皆さん方で、私の支持者じゃないんです、すよね、そして何人かのモニターを作っておいて、そしてまた若い皆さん方にも何人かのモニター作って、こういう問題があるんだけれどもどうなんだろうかという、働き掛けると、非常に面白い答えが返ってくるんです。あ、我々が反省しなきゃいけないというのは、それはもう政党だとかそういうものにとらわれるんじゃないかと、本

当に市民の皆さん方に直に自分がモニターを作って聞くと、ああなるほどなという。私は、そういう意味では、この裁判員制度につきましても同じような意味があるんじゃないかなと思っているわけでございまして、プロ集団でしゃべる言葉もちよっと違う、なかなか理解できないというふうなものの中で、そうした中で市民のいろいろな問題について取り組んでこられたわけでございます。

この一番の問題、私が心配をしているのは、やはり裁判員制度をどう周知徹底をするかということが大事なんじゃないかと思っておりますが、どのような方法で周知徹底をするのがいいかと、もし御意見がありましたらお聞かせいただきたいと思いますけれども。

○参考人(伊藤和子君) 大正時代に陪審制度が導入された際は、法曹三者が協力を合せて、全国で本当にたくさんの方の箇所を模擬裁判、模擬陪審を行ってたくさんの方々が参加されたという実績があるというふうに向ってあります。

司法制度改革推進本部でもそのような模擬陪審、模擬裁判員裁判を是非やっていただきたかったなというふうに向っているのですが、なかなか実現しなかったわけなんです。今後、推進体制を作る、五年間の施行期間というのがあると思っておりますが、是非全国各地で模擬裁判員裁判というものを本当に市民の中からくみ上げていって、そしてより良い制度を作るといことが大切ではないかと思っております。

同時に、そうした裁判、模擬裁判員裁判をやるということが決まれば、報道もされるわけですし、そして参加をした人からの感想なども報道に載ったりする、そういった形によって普及が進んでいくのではないかと、そういうふうに向って寄せておきたいと思います。

○吉田博美君 先ほど来、土屋参考人と伊藤参考人、捜査の可視化について言明があったわけでご

ざいですが、捜査の可視化につきましては、今日もちよつと新聞を見ていましたら、ある大学の有名教授は、捜査段階のときに、現実には、これを白すればすぐ釈放するからと聞かれてしゃべってしまったと、しゃべったと、しかし現実には違ふんだということ、ちよつと新聞記事に載つていまして、けれども、そうした中で、やはり可視化をされていたらそんなことはなかったんじゃないかなという判断もできるわけでありまして、

しかしながら、私どもの国におきまして、刑事あるいは検事の皆さん方の取調べに対して、先般も委員会でも赤鬼、青鬼というのがいて、非常に厳しく取り調べる人、優しくしながら自分を導くというふうなお話も委員会の中で取り上げられたわけでございます。

私が思いますのは、そうした中で捜査の可視化をするということ、非常に分かりやすくなるわけでありまして、今までの非常にプロ集団として刑事なりが本当に全身全霊自分とかそういうものに對して取り組んできた、一生懸命取り組んできたものが、そうしたことに、いわゆる可視化をすることによって非常に事務的になって、なかなかその辺がうまくいかなかったんじゃないかというふうな懸念もされる声もあるわけでありまして、その点について、お二人方にちよつと御意見を伺いたいと思いますけれども。

○参考人(伊藤和子君) 欧米でも、まずは一番最初は糾問的な自白というのがなされて、自白は証拠の王様というふうになされてきました。私もアメリカに伺いまして様々な捜査官の方とお話する機会もありましたが、ミランダ・ルールというものが確立をされ、州によっては取調べの可視化も実現しております。そういう中でもうかなり、それまでの自白中心ということから転換をして物証中心の立証に切り替える、科学的な立証に切り替えるということを、もうそのように決めてしまえば、その後はそういう形での捜査の手法というものが確立されていくものではないかというふう

そういう点でいいますと、特に問題はないのではないかと思います。どうしても自白を求めるというふうになりますと、どうしても糾問的になっていってしまう。例えば、アメリカの今イラクで行われているようなあの捕虜の虐待のような、そういった不幸な事案にまで到達しかねないということがあると思います。やはり、日本の文化として、そのような糾問的な手法に至りかねないような密室での取調べというのは、是非この二十一世紀を機に廃していただきたいというふうには考えております。

○参考人(土屋美明君) 私は伊藤弁護士のように明快にちよつと言えないのが残念なんですけれども。というのは、警察官あるいは検事さんなんかとお話をしていくときに、捜査がいかに難しいかということはその都度その都度聞かれます。簡単なものではないということとはよく分かっておりますし、大きな事件であれば、国民から刑事の捜査当局に対して真相解明の要望というのが強く出されるということもありまして、それにこたえなきゃいけないという、そういった責務をひしひしと検察官の方それから警察官の方は感じてやっておりますし、簡単なことではないと思います。ですから、簡単ではないと思います。

それはなぜかといいますと、今までの刑事司法の、現在行われている刑事司法がそうですけれども、それがやはり被告、被疑者、被告人の供述をきちよつと押さえてそこから立証していくという、そういう捜査から公判段階までつながったシステムというんでしょか、そういうのが前提になっているために行われている状況なんだろうというふうに私は思います。ですから、そこだけ、そこを変えずに取調べのところだけをどこまで変えていくことができるのか、それについてはちよつと悩ましいところがあるわけですね。

それで、先ほども申し上げましたように、現状については取調べも含めて相当の改善にはなるであらうというふうには思っておりますけれども、そ

れをもつと将来的には少なくとも証拠の任意性をめぐるといふ入口での争いが起きないように、取調べの部分もきちんと記録化することによって克服していく、そのことによって全体の捜査から公判までを変えていく、そういうような発想を取っていただきたいというふうに願っているということなんです。

以上です。
○吉田博美君 以上でございます。
○江田五月君 民主党・新緑風会の江田五月で

今日は四人の参考人の皆さん、本当に私どもの審議のためにおいでくださいましてありがとうございます。

私たち民主党は、今回の司法制度改革は、これはどうしても成し遂げなきゃならぬと、それはやはり戦後改革は民主主義、国民主権というのが一番大きな柱であつたわけですが、しかし行政の場面もまだ十分国民主権になっていないかどうかいという問題がありますが、特に司法の場面というのは戦前の天皇の名による司法から国民の名による司法へと冠は替わったけれども、実態は官僚司法で変わっていないと、そこへメスを入れたいということ、一つは法曹一元、もう一つは陪審、これを掲げました。

これはもう文字どおり、そのとおりのものが実現しなきゃいけないということではなくて、そうした基本的な姿勢、理念の下に今回の司法制度改革が、大胆な制度改革を行うことになれば、それは合格点だということで、基本的に法曹一元の根本にある発想を実現していくということ、いろんな給源の、裁判官の給源の多様化に向かつてくる。まだまだ、不十分です。もう一つは、陪審の方は、国民の司法参加ということで裁判員制度ということになってきて、これを実現していきたいと思っております。

しかし、まあいろんな議論がありまして、与党の方もなかなか大変だったと聞いておりますし、私も民主党の方もこの法案にどういう態度で臨

むかを決めるに当たってはかなり厳しい議論がございました。その上で、結果的に衆議院の方でも全会一致で一人の異論もなく可決をされて参議院に回ってきた。これはやはり非常に重要なことで、つまりいろんな意見はある、様々な疑問もある、心配もある、不安もある、しかし今の刑事司法に対してこれは何かやっぱり変えなきゃいけないという、そういう気持ちで国会議員みんなが持った。国民の中にもいろんな意見がまだまだあるだろうと思いますが、それでもその国民の代表者たる国会が、まだ一院だけではありますが、衆議院の方で全会一致で可決をされたということは、やはり何かやらなきゃいけないということだったろうと思うんですね。

しかし、まだまだ疑問も不安も一杯あるわけですから、もつといいものにしていくために、参議院の方の議論も十分しなきゃいけないし、さらに、今回私どももこれは参議院でも可決をさせて成立させたいと思っておりますけれども、施行までの間に五年の期間、まあ私たちは三年ぐらいいいんじゃないかと思っておりますが、一定の期間がある。その間にかなりこれは柔軟な頭で、先ほどもおっしゃったような例えば模擬裁判をやってみるとか、国民の声も十分聞いてみるとか、いろんなそういうことをやりながら、やっぱりこはちよつとこう変えたらより良くなるねと、国民の皆さんに歓迎されるものになるねと、そんなものがあれば施行までの間にも一定の手直しもしていく必要があると、そういうある種の緩行性というんですか、どうも立法に緩行性というのは余りなじまないかもしれませんが、それでもやっぱりこはそういうような姿勢で柔軟な頭でみんなが、国民の皆さんにも参加をしていただいて制度の実現にこぎ着ける、まだそのプロセスにいるんだというふうな感じがいたしますが、四人の方それぞれ今のような私どもの姿勢についてどういうふうにお考えになるか、長谷部参考人から順次。

○参考人(長谷部恭男君) なかなか立法に携わる方々としての非常に慎重でかつ賢慮に満ちたお言

葉をいただいたのではないかとふうに考えております。

この裁判員制度というのは、何しろ参考人の先生方おっしゃいますとおり、これ画期的な制度でございまして、この運用の在り方というものにつきましても、これもやはり私自身といたしましては一定の年度を経たところでやはり検証し、より良い制度の在り方あるいはより良い運用の在り方というのがあるのではないかと、そのことも考えていくことも必要になってくる、そういう制度であらうかというふうに考えております。

そういった長期的な視点からいたしましても、今、江田先生がおっしゃったそういう態度というものはやはり賢慮に満ちた基本的に妥当な方向であるというふうに私は考えております。

○参考人(四宮啓君) 私も全く賛成です。

二つ申し上げたいと思いますが、一つは法律専門家の役割と責任ということであります。これは、今度の裁判員制度というのは、決して国民の皆さんに今までの裁判のやり方を教えるというものはあつてはならないと思うんですね。ですから、今のような模擬裁判などを実現することによって、本当にその国民の皆さんに分かつてもらえる制度とは一体どんなものなのかということを私たち専門家は三者協力してスキルアップをしていく責任があると思います。

模擬裁判などをやってみますと、ある人から皮肉を込めて言われましたけれども、法律家は法律村の方言でしゃべっているとされたことがあります。そうであつてはならないわけで、法律や事実を日常語でこれから語る技術を身に付けていく。そのためには、今、江田先生御指摘のような、実際の模擬裁判などを繰り返し繰り返し全国で行っていく必要があると思います。

もう一つは、今、長谷部先生もおっしゃった検証でありまして、幸い見直し規定がございます。そのためには国民のやはり声がきちんと経験者、特に経験者の声が反映されることが大事であります。

して、その意味でも先ほどもちよつと申し上げさせていただきましたが、守秘義務の点は、立法趣旨を損なわなければ、国民が自らの経験を広く社会に伝えるということを確認していくべきではないかというふうに考えております。

○参考人(土屋美明君) 今、江田先生おっしゃった方向に私は賛成です。

今ちよつと思ひ出したんですが、あるスウェーデンの裁判官と話してましたら、評議の仕方について説明してくれました。そのときには、裁判官が先に参審員の前に自分の結論を言わないで、素人に話をさせる。その後には裁判官が自分の意見を言う。だけれども、その順番は若い裁判官の方から言つて、裁判官は最後にするというようなことを言つておりました。これは一つの知恵だろうと思います。

私は、この制度の法案にそういうようなことがなかなか書き切れないと思うんですね。けれども、実は極めてそういう工夫というのが大事な問題だろうと思つておりました。そういう素人の人がいきなり裁判所に来て意見をとかく言いやすい環境を作つていただきたい。法曹村の法曹方言でしゃべられたんでは全く分からないわけですね。だから、そういうようなことではなくて、標準語でできるだけかみ砕いておじいちゃん、おばあちゃんにも分かるように、そういうような制度の運用をどう作るかということが本場に大事なんだと思つております。

そのためには、もう一つなんですが、模擬裁判の取材といましようか、傍聴などを私はしたことが何回かあります。あるときは裁判員役の方と裁判官役の法律家の方と一緒に議論している場にも傍聴人させていただいたことがございます。そうするといろんなことが気が付くわけですね、やつてみますと。あつ、そうか、こういうところで意見が割れたときにはどういう解決法をしたらいいのだろうかとか、そういうことというのは実際にやつてみないと分からない部分が随分あります。思つてもいなかったようなことが出てくる。

それが実は参加している市民の人にとつてとても大事なものだといふことが結構ありました。現実にはありました。ですから、模擬裁判などをやつていって、それの中でもつて制度の肉付けをしていくというのでしようか、細かい規則とかそういうところと対応する部分も詰めていく、そういう作業を本場に慎重にやつていただきたい、それで充実したものに仕上げていっていただきたいと、そういうふうに感じております。

と。しかし具体的に、例えばあの事件は裁判員制度にしたらこんなに良くなるというふうな、何かそういう具体的な事例がだれかあつたら教えてほしいという、そんなのがあるんですが、四人のどなたか、こういうのがありますよという、例えば我々の中で議論したのは、甲山事件は裁判員制度をやつたらどうなる、これで悪くなるんじゃないかというふうな意見もあつたんですが、何か具体的なものがあればどなたか。——どなたも手が挙がりませんか。

これ難しいんです。私は、例えば甲山事件の場合でも、裁判員制度でやるとどうしたって直接主義、口頭主義はもうこれ必須ですね。必須だとすると、やはりそれと、先ほどの土屋参考人の意見に多少反論するんですが、捜査の可視化というのが結び付くだろう。そうすると、捜査の可視化であの甲山事件のいろんな捜査全体状況が後からちゃんと検証できれば、もつと無罪にせよ有罪にせよ、そしてそれを素人が見れば裁判官が見るよりもつとびたつとくる結論が出るんじゃないかという気がするんですが、土屋参考人と伊藤参考人先ほど可視化の問題で言われましたんでお二人に聞きます。簡単に結構です。

○参考人(伊藤和子君) 私も江田先生の御趣旨に賛成をしております。

○委員(山本保君) 時間がありませんので簡便、簡潔にお願いします。

○参考人(土屋美明君) 私、先ほど余り明確に述べられないといふふうに言いましたのは、正にそういう点でありまして、取調べ状況をビデオとか記録に取ることが両面の影響を与える可能性があるんだらうと思ひます。それがいい方向といふと変ですけれども、冤罪防止の方向に働くかもしれないし、逆にそれがインパクトを与えてしまつて冤罪をかぶせる方向に働いてしまうかもしれない。その辺りの作り方というのは非常に難しいんだらうと私は感じておりました。それですべてもろ手を挙げて賛成もしにくい部分がありますといふふうに申し上げたわけでありまして。

○江田五月君 裁判員制度に賛成で積極的にこれを実現していこうと、そういう態度を取っているある弁護士さんが、メールで、あるメーリングリストのグループに悲鳴にも似たような質問を出しているんですが、それは、理屈ではいろいろでき

ますけれども、そういう懸念が払拭される、そういう制度的保障措置を取りながら、なおかつ積

極的に導入する方向を将来は目指すべきである
と、私はそう考えておりますということでございます。

○参考人(伊藤和子君) 私は、基本的に今の刑事
裁判に比べてかなりいい結論に達する場合が多い
のではないかとこのように感じております。

先ほど私が言いました名張事件であるとか調布
事件などというのも、自由によって、一たび自由
をしてしまったことによつてと拘束をされて、
なかなか無実を晴らすまでに時間が掛かって
しまふということがあります。もし取調べの可視
化が進んでいけば、全く違った事態になるのだ
はないかというふうに思います。

それから、国民の良識が入るといふ点でも非常
に重要だと思ふんですが、例えば草加事件とい
う少年事件は、A B型の体液が被害者から発見さ
れましたが、逮捕された被告人の中にA B型の者
はいなかったわけですね。良識的に考えますと彼ら
が犯人ではないといふことはかなり早い段階に分
かるはずであるにもかかわらず、十年ぐらい無実を
晴らすのに時間が掛かっております。こういった
問題も裁判員制度の導入によつていい方向に適正
に前進していくのではないかとこのように考えて
おります。

○江田五月君 終わります。

○木庭健太郎君 公明党の木庭健太郎でございます。

参考人の皆様方には貴重な御意見をいただき、
本当にありがとうございます。

参議院におきましても、衆議院で先ほどお話が
あったように全会一致でこの法案が送られてきた
ということに、ある意味ではこれを今から審議
いたしております私たち国会議員としても、一つの
新しいものが始まるときに、一院としてすばらし
い結果を出していただいて参議院に送つていただ
く、参議院ではより皆様方から、各方面の皆さん
の御意見も聞きながら慎重な審議をし、是非い
形でのこの制度発足へ、もちろん法案を早く上げ
る必要もあるとは思つておりますが、そんなこと

を思いながら、今日は本当に皆様方に貴重な意見
を伺つたことを感謝を申し上げます。

まず最初に、長谷部参考人に憲法との関係で
のお話を、歴史的経過をたどりながらお話をいた
しました。そのとおりだろうと思つていますが、そ
れでもなおかつ、この委員会でも議論になったん
ですけれども、やはり日本そのものの風土という
の自体が、一つは裁判員というものは裁判官によ
つてなされるという、そういうことを国民の多くは
感じてゐる。つまりそこに、極論すれば素人が入
つてきて何がでるんだと。逆に言うと、そんな素
人が参加した中で裁かれた、裁かれる被告人の側
はどうなるんだという御意見もあります。

そういう二つの観点でとらえると、一つは、今回の
裁判員制度になりまして、被告人が裁判員による
裁判を受けることについて拒否できないことにな
るわけですね。そうすると、憲法上の関係から
いつても、そういうものが本当に果たしてどうな
らうかという御意見も出てくるわけですね。ま
して、言わば被告に選択権を与えないという問
題とこの憲法との関係という問題も少し整理し
てお伺いしたい点と。

もう一つは、したがって裁判員制度をやるん
であれば、今、国会では憲法改正の議論もいろいろ
やっております。その中で、この司法に関する規
定の問題の中で、裁判員を導入するということが
あれば憲法にそれを規定してしまつた方がいいん
じゃないかという意見もございまして、正直に。そ
ういった点も含めて、そういう裁判員を、刑事裁
判に関する規定を憲法に明記するというような問
題、こういう提起もあるわけでございますが、そ
ういったことに対する参考人の意見をお伺いでき
ればと思つています。

○参考人(長谷部泰男君) どうもありがとうございます。

ただいまの御指摘の点、つまり被告人には職業
裁判官による裁判を受ける権利というものがあ
るのではないかとこのように疑問、確かにあり得
る話ではあるかと存じますが、少なくとも日本

国憲法の文面は職業裁判官による裁判を受ける権
利を保障しているわけではございませんので、少な
くとも、被告人のそういった権利が憲法によつて
保障されているのに侵害されるという、その問題
は恐らく出てこないはずでございます。

他方、裁判員制度、裁判員が関与するような裁
判を受けることによつて、むしろ被告人にとつて
不利な裁判がもたらされることになるのではない
かという懸念を漏らされる方もいらっしゃるのだ
ですが、これも私存じ上げているのは、イングル
ンドの陪審制度における実態調査の研究等を見てま
いりますと、やはりこれは検察側の法律家と、そ
れから弁護側の法律家と、その陪審の結果に驚い
たと、驚くべき結論が出たという、その数の割合
ですね。これは、やはり検察側の法律家がとても
驚いたと、つまり有罪になると思つたのに無罪
になったと。そういった結論が出されているわけ
でございます。

これは日本の戦前の陪審制につきましても同様
の調査結果が報告されていることもございまし
て、こういう裁判員の関与を認めることによつて、
何というか、被告人にとつて不利な裁判がもたら
されるという、そういうことが少なくとも一般
的に言えるわけではないと思つています。

もう一点の憲法改正との関係で申しますと、こ
れはむしろ必要であるのであれば裁判員制度を設
けるということ憲法を改正して入れる必要があ
ると存じますが、私の考えと申しますのは、先ほ
どからも申し上げておりますとおり、裁判員制度とい
うのは現行憲法下で十分可能な制度であるとい
う、そういうような立場でございまして、そうい
う意味では必要、憲法改正が必要であるというこ
とは言えないであらうというのが私の結論でござ
います。

○木庭健太郎君 四宮参考人に、次は、同じよう
なことをお伺いしようと思ふんです。というのは、
やはりこの裁判員制度導入についての反対論、主
なものを整理しますと、やはり憲法違反である
ということをおっしゃっている方たちのグループが

いらつしやる。もう一つは、こういう制度を設け
て裁判員に過重な負担をさせる点がある。更に言
うと、裁判員にそういう証拠判断はできないと
いつたのが反対論の主なものだと思ふんです。そ
れともう一つは、やはり日本の風土に合うのかと
いう問題点。

この四点ぐらいが、まだ、いまだにいろんな場
で国民の側からこの裁判員制度の問題を御指摘、
民主化、司法の民主化では本当に大事な制度だ
という話をしても、いやそうじゃないんじゃないか
とおっしゃる方の主な論点はこんなところだろう
と思ふんですけれども。これに対して一々反論全
部しろというわけじゃないですけれども、その点
の整理してお話をいただければいいだろうと思
ふんですけれども。

○参考人(四宮啓君) どうもありがとうございます。

憲法論は今、長谷部先生からお話ありました。
一つ申し上げたいのは、裁判員の能力の点であ
ります。申し上げるまでもなく、裁判というの
は、一つは法律的事柄、専門的な事柄の部分と、あ
るいはそうではない常識的な事柄の部分がありま
す。特に証拠の評価というのは、これは十分に一
般の人が行えるものであるし、またむしろ一般の
人が行う方がふさわしいと思つています。

なぜかと申しますと、裁判官は確かにたくさん
のケースを経験するわけですが、決して同じ証人
が目の前に出ていることはないわけですね。同じ証
拠物が出てくることはあり得ないわけですね。な
ぜかという点、事件が全部違うからですね。つまり、
裁判官も証拠の信用性を判断するのは、彼ら自身
の常識に基づいて行つていくわけですね。そうだと
すると、その常識に基づく判断は多様な視点があ
らうと思つて行つた方がより適正なものになるだろ
うという意味で、それ、世界を見ましても、国民が参
加するのはやはり事実の認定、証拠の評価の部分
です。それはむしろ国民にこそゆだねるの
がふさわしい、十分できるというふうに私は思
つております。

それから、日本の風土なんですけれども、実は、考えてみますと、国民がいろいろな社会の問題を判断するというのが実は日本の社会は少ない、国際的に見ると少ない社会であったように思います。しかし、では日本の国民がそういうものを拒絶しているかというと、実は先生方が選挙されるのは正に国民の意思に基づいているわけですし、地方でも首長や議員たちは国民が選択しているわけですね。そして、司法だけがなぜ、じゃ国民がやってこなかったのかということ、むしろ私はそういった経験的なものに基づく反応ではないかと思ひます。

先ほどから出ているように、戦前は日本も陪審をやっております、これは非常に高い評価を残しております。ですので、新しくこの仕組みができることによって、むしろ私は日本の国民たちが自分たちの社会のことをやはり自分たちで決めていくということに自信を持ってくれと確信をしております。

○木庭健太郎君 土屋参考人にお伺いしたいと思ひます。

多分、裁判員が担当をするようになるだろうという事件は決められているわけですから、重大事件を取り扱うようになるだろうと。そうすると、これをマスコミとの関係の問題でいうと、一般の方々ですら、じゃ、それ、その裁判員になったときに頭の中、事前に刷り込まれる情報は何かといえ、マスコミ情報だと思ひます。しかも、そういう事件というのは、どちらかというと発生段階から丹念に追い掛けながら、ある意味では、時にはセンセーションになりがち、そんなことになったものを取り扱うと。職業裁判員なら、それはそれなりの訓練をされていますから、その上でのそんなものがあつたとしても判断はできたとしても、一般の方々にとつてみると、そういうマスコミとの関係の問題でいくと、その裁判員制度が導入された際、報道の在り方と、報道する側、この裁判員制度が導入されるということで報道側がどう変わっていくのかなというところも必

要な部分はあるんじゃないかと思ひますけれども、そういった点をどんなふうにも携わる側から感じにされるのかというのをまずお聞きしておきたいと思ひます。

○参考人(土屋美明君) 二つ申し上げたいと思ひます。

一つは、裁判員になるような一般国民に対する予断の部分ですね。予断を与えるのは報道ではないかということなんですが、実は私、いろんな裁判官とか検察官の方、弁護士さんもそうですけれども、お話ししていても感じるの、すごく報道をよく読んでいらつしやるんです。事件段階から読んでいらつしやるんです。それで、それは職業倫理に基づいて、きちんと仕方ができて、証拠上立証できているものとそうでない単なる風評、報道の内容もそうですという部分があるのかと思ひますけれども、そういうものをきちんと区別できるから大丈夫なんだというふうに言われまうけれども、果たしてどうかと思ひます。非常にやはり裁判官であつても報道の内容については気にしていらつしやる、そういうことをひしひしと感じます。それが一つです。

それからもう一つは、メディアの内部でこういう重大事件が起きますと、関心が非常に高まつて、事件の発生段階からいわゆる集団的過熱取材というふうな、殺到をするような報道がなされる可能性があらうかと思ひます。これまでのやり方をそのままほうっておいたら、そういう事態は非常に心配なものとして現実に起きる可能性があると思ひます。ですから、この裁判員制度との関係で報道の在り方が問題になり、新聞協会の内部などでいろいろ議論をされています過程で、もう二年ぐらいになりますけれども、そういう取材の在り方というのは基本的に改めていかないう制度の趣旨に反することになるという認識が共通にできてきております。まだ具体的に形を成すものになっておりませんが、先ほど述べましたように、具体的にガイドライン、指針のよ

うなものを作るうじやないかということで現実に対応しておりますし、それから最高裁とか法務省、日弁連とも話をしておりますから、法案ができて具体的に制度が固まってくれば、それに対応してメディアの方はどうあるべきかということもつと突っ込んだ話し合いができる、その中からきちんとした形のあるものができてくるであろうと思ひます。新聞協会はヒアリングでもそういうことを表明しておりますので、これは社会的な公約ですから裏切ることはないだろうと思ひます。

○木庭健太郎君 もう時間があとわずかになりますので、伊藤参考人に一つだけ。

やはりこれ、選挙人名簿から選ばれる形ですから、男女どうなるかというのは、これはもうしょうがないところもあるんですけれども、実際はこれ、やっぱりそういうものをやる以上、男女の比、本当ならこうすべきじゃないかというふうな考えがあるのか。また、女性が参加しやすいようにするためにはどんな点を改善しなくちゃいけないのか、もう少し御意見があれば短い時間なりに、一分しか残されていませんがよろしくお願いいたします。

○参考人(伊藤和子君) 私たちは、私は裁判員制度にも是非ジェンダーバランスというのが大事だといふふうに考えております。裁判官の多くが残念ながら男性、男性ばかりで決めてしまつていう場合も多くて、特に女性に関係するドメスティック・バイオレンスであるとかセクシュアルハラスメントの事件に関しては少し違和感のある判決というものが多くあります。刑事事件の中にもそういった部分が出てくるということも危惧されます。そういった観点から、私たち、私は裁判官と裁判員を合わせて四割は女性であるべきだということを是非ガイドラインにできればいいなといふふうに思っております。

それから、先ほど言いました参加しやすいという点で、育児であるとか介護サービスだけではなうて、裁判所の近くに託児所があつても満員電車

で子供を連れて裁判所に通うというふうなことはなかなか難しいといふふうに思ひます。そういった点で、フレキシブルな時間で、時間が、例えば満員電車の時間を避けてもうちょっと遅い時間から始まるであるとか、家事の時間に合せて帰れるとか、フレキシブルな開廷時間というものも是非考慮していただきたいといふふうに思ひます。

○木庭健太郎君 ありがとうございます。

○井上哲士君 日本共産党の井上哲士です。

今日は四人の参考人、本当にそれぞれの立場から大変貴重な御意見をいただきました、大変参考になりました。

まず、長谷部参考人にお聞きをいたします。

思想、良心の自由との関係で御発言がありました。信仰と両立しない場合などに正当な理由として辞退ができるということが入つた、入つていくというのを評価をされました。一方では、土屋参考人からはこれには反対だといふ御意見もありました。これについては、こういうふうにも認める、それこそみんなが思想、信条の理由を言つて制度が崩壊してしまうんじゃないかという意見もござります。それから、自分はこういう宗教に入っているんだといふことを言わないといふ内心の自由の保障ということもあります。政府の方もこれを政令に書き込むかといふのをいろいろ頭を悩ませているようなのでありますけれども、この辺の問題、どのようにお考えでしょうか。

○参考人(長谷部恭男君) どうもありがとうございます。

思想、良心の自由、これは恐らく、辞退をする、辞退の正当化のやむを得ない事由ということで政令に書き込むということがたまたま検討されているのではないかと、いふふうに聞き及んでおりますが、御指摘のとおり、非常に重要な難しい問題が出てまいります。ただ、私は、先ほど例を出しましたように、その人の人格の確信を構成するような信仰と裁判員としての務めが両立しないような人についてまでこの裁判員としての務めを強

制すると。これはやはり憲法上の思想、良心の自由を侵害することになる、違憲の問題を生ずると考えております。

ただ、そういった思想、信条の自由を理由にして、やむを得ない事態、事由があるということで辞退を認める対象としては、これは世間一般が考えている宗教に限定するべきではないと思います。と申しますのは、これは宗教に限定をしてしましますと、逆に政教分離違反の問題が出てまいります。要するに、世間一般で宗教だと思われているものについてだけ特権を与えるということになつてしまいます。

したがって、これはアメリカでの兵役拒否に関する幾つかの判例がそういう考え方を示しておりますけれども、やはりそういう人格の確信を構成するような基本的な世界観、それが宗教と同じような形で考えられるようなそういう世界観がそういう裁判員としての務めと両立しないような場合には、やはりやむを得ない事由があるというところで辞退を認めるべきだろうと思います。

その際にはやはり、私にはこういう信仰がある、あるいはこういう世界観があるということ、これはやはり言つていただかないと困るだろうと思ひます。これはやはり公平、適正な裁判を実現するために国民が一般的に参加を要請されている制度でありまして、そういう制度があることによって、そういった辞退をする人も含めてそういった利益を直接あるいは間接に受ける、そういった制度でございますから、その理由をちゃんと一言わなで辞退をするということは、これはやはりフェアなことではないというふうに考えられます。

ですから、その点は、やはり理由としては、その思想ないし信条はお話しただかなくてはいいけないということになるかと存じます。

○井上哲士君 次に、四宮参考人にお伺いをします。

アメリカの例を挙げられて、市民が単なる義務ではなくて大切な仕事だと実感することが必要だということも言われました。大変興味深く

お聞きをしましたが、そのために守秘義務のことも挙げられました。立法趣旨を損なわないう限りにおいてということ強調されたわけでありますが、衆議院で一定の修正もされたわけでありまして、けれども、今の法案のこの守秘義務でいいますと、更に正すとすればどこが必要とお考えでしょうか。

○参考人(四宮啓君) 今の仕組みは、裁判員が職務上知り得た秘密という概念がまずありまして、それからその中に評議の秘密というのがございまして。評議の秘密が更に三つに分かれていてと理解しておりますけれども、各人の意見、それからその多少の数ですね、それからそのほかということになると思います。

私は、この守秘義務の立法趣旨には賛成をしておるんですけども、一つはその評議において自由な発言を確保する、それからもう一つは他人のプライバシーを尊重する、それから最終的には裁判の公正、信頼を確保するということ、これは理由のあることだろうと思います。

ただ、そうだとすると、この趣旨を損なわないものなどは、仮にその評議の中で出たことなどはしても、裁判員経験者が、裁判員の任務が終わるまでの間は私は語ってはならないと思ひますが、任務が終わった後は語つていいものも含まれております。つまり、評議の秘密の中から意見と数を除いたものすべてが語つてはならないということにはならないのではないかと思つているんです。

ですから、そこら辺はまたいろいろと参議院の方でも御議論をいただいて、本当に語つてはいけないことは何なのかということ立法趣旨との関連でより明確にさせていただいて、国民に一定の指針を示していただきたいと考えております。

○井上哲士君 次に、開示された証拠の目的外使用の問題で土屋参考人と伊藤参考人にお聞きをします。

土屋参考人は、御意見としては、目的外使用の

禁止は必要だということを言われた上で、新聞協会の見解としてはこれは問題だということやなことを言われたと理解をしたんですが、多分、範囲とか、そういうことの違いなのかと思うんですが、報道の立場からしてこの問題について御意見をお願いいたします。

○参考人(土屋美明君) 実は、報道関係者で一番この法案で懸念している部分というのはこのです。目的外使用が原則的、一般的に禁じられることによつて報道に対する制約というのが非常に強く出るであらうと。事件事故の、事件、それから、そうですね、報道についてですね。

つまり、検察側から示された証拠を具体的に引用しながら、事実関係の誤りがないように確認する手段として調書のコピーをいただいたりして報道するということとは通常行われていることと違って、これは、むしろいい加減な報道をすることになる、正確な報道をする、ちゃんとした法廷に出された証拠に基づいて報道する、そういう精神の一つの表れだったわけですね。それが裁判の検証にもつながり、それから学問的な研究にも堪えるものになるであらうという、そういう考え方でやっております。むしろ、そういう方向が最近強まってきていると私は思つています。

ところが、目的外使用というのが一般的に禁止されてしまいますと、そういう手法が取れなくなるわけですね。そうしますと、弊害の方が大きいであらうというふうに私は考えております。

ですから、先ほど開示証拠をその目的以外に使うことは原則的に禁じられるのはやむを得ませんと申し上げましたけれども、それは原則的に禁止ということでありまして、ただ、正当なそういう目的、社会的な利益を図る目的、あるいは現実的にそういう公益が図られる、期待がある、そういう状況の下では目的外使用というのの一部を認められてはさきであらうと。それも封じてしまうことは逆に社会にとつて利益にならない、そういうことを報道の関係者は非常に心配しておるというところであります。

○井上哲士君 同じ問題、伊藤参考人にお聞きいたします。

冤罪事件にも取り組まれてきたということがありまして、いただいた資料にもパンフなども入っておりますけれども、そういう冤罪事件等に取り組んでこられた経験から、この目的外使用という、の禁止というのがどういう問題を起こすのか、お願いいたします。

○参考人(伊藤和子君) 私は、この刑法の一部改正案の中で最も懸念している部分がこの目的外使用の部分で、先ほど冒頭にお話ししようと思つたんですが、時間がなくなつてしまつて残念だった部分です。

それで、まず先ほど申しました調書事件という事件に関しては、この事件はおかしいということと幾つかの新聞社が、若い記者の、社会部の記者の方がキャンペーンを張つていただきました、そして最終的に最高裁でいい判決を勝ち取ったという経過があります。その過程の中では、供述調書を読まなければ本心に冤罪だという確信を持ってないというふうに新聞記者の方がおっしゃられ、慎重な、弁護団として慎重な検討を重ねた上で供述調書を一部見ただくというふうなこともございました。そうした中で、社会の中で光の当たつていない冤罪事件に光が当たり、そして人権が回復されるという点で報道の役割は非常に大きいと思ひます。そういった点で目的外使用が認められなくなつてしましますと、そういった部分が阻害されてしまうのではないかと、非常に心配をしております。

もう一つは、こちらの名張事件の方なんですけれども、お配りしているパンフレット、このパンフレットは死刑囚を支援する団体が作ったものですが、私も作成に関与いたしました。このパンフレットに証拠の複製が二か所ですね、コピーをしてございまして。これは私たちがおかしいというふうに言つて問題にしておりました鑑定に関するものと、それから凶器であるブドウ酒に関するもの、このうち、鑑定に関する証拠、私たち様々

な運動をしまして、裁判所の結論としてもこの鑑定は間違っているという結論が得られました。まだ再審開始はされておませんが、そういうところまで行っております。

こういう形で支援の方に、様々な市民の方に支援をしていただく中で冤罪事件というものもきっちりとした形で無実を勝ち取れる、そういった経験を私も積み重ねてまいりましたが、やはりおかしさを表すには、証拠の複製などをこういう形で広く人々に知っていただくという事は非常に大きな意味を有するというふうに思います。

複製に関して被告人、弁護人に一律に処罰対象になる、しかも被告人に対する処罰というのはかなり広範囲であるというふうに条文を読んでおられますが、こういったパンフレットを作成することによって、その処罰が被告人に矛先が向かないかということと心配してしまいます、こういった形で広報活動や支援活動がストップさせられてしまふ、足止めを食ってしまうのではないかと、開示証拠のうち取調べ済みのものについては少なくとも罰則から除外するように求めたいというふうに思います。

以上です。

○井上哲士君 最後にもう一点、伊藤参考人に。裁判員制度の下での集中審理とか、非常に新しいことになるわけですが、その下でも被告人、弁護人の防御権、弁護権というのが後退をしてはならないと、そういう点でいいますと、どういう条件が要るのか、どういう体制が要るのか、その辺り証拠開示の問題などをお願いいたします。

○参考人(伊藤和子君) まず、証拠開示が検察官取調べ請求予定の証拠については、とにかく一日も早く開示をされて準備ができるようにということをお願いいたします。そして、それら開示された証拠に基づいて反証をしていくということになります、連日的開廷で一気にやっつけしまわなければならないというふうになります、ある程度の準備期間が必要です。検察官が行った鑑定に対し

て、それに反対するような鑑定医を見付けるのであるとか、新しい証拠を見付けるなど、そういった弁護活動をするために充実した準備期間が必要だと思ひます。

それから、連日的開廷の際に被告人と打合せをしなればならないわけですが、現在、夜間、休日の拘置所での接見が難しいという状況がございます。夜間、休日に拘置所で接見をできる、それから、裁判所内でも十分な時間を取ってきちんと被告人と翌日の公判について打合せができる、そういった体制が重要だと思ひます。

それから、先ほど申しましたとおり、検察官手持ち証拠に関するすべての証拠のリストを是非弁護人に開示するという事を求めたいというふうに思ひます。

○井上哲士君 ありがとうございます。

○委員長(山本保君) 以上で参考人に対する質疑は終了いたしました。

参考人の方々に一言お礼を申し上げます。

今日は、大変お忙しいところ御出席いただきまして、貴重な御意見をお述べいただきまして、誠にありがとうございます。委員会を代表いたしまして厚くお礼申し上げます。ありがとうございます。(拍手)

午前の審査はこの程度にとどめ、午後一時まで休憩いたします。

午後零時一分休憩

午後一時開会

○委員長(山本保君) ただいまから法務委員会を再開いたします。

総合法律支援法案を議題といたします。

政府から趣旨説明を聴取いたします。野沢法務大臣。

○国務大臣(野沢三三君) 総合法律支援法案について、その趣旨を御説明いたします。

我が国においては、内外の社会経済情勢の変化に伴い、法による紛争の解決が一層重要になって

おります。この法律案は、このような状況にかんがみ、裁判その他の法による紛争の解決のための制度の利用をより容易にするとともに、弁護士及び弁護士法人並びに司法書士その他の隣接法律専門職者のサービスをより身近に受けられるようにするための総合的な支援、すなわち総合法律支援の実施及び体制の整備に関し、この基本理念、国等の責務その他の基本となる事項、その中核となる日本司法支援センターの組織及び運営について定め、もってより自由かつ公正な社会の形成に資することを目的とするものであります。

以下、法律案の内容につきまして、その概要を御説明申し上げます。

第一に、総合法律支援の実施及び体制の整備については、民事、刑事を問わず、あまねく全国において、法による紛争の解決に必要な情報やサービスの提供が受けられる社会を実現することを目指して行われるものとするとともに、情報提供の充実強化、民事法律扶助事業の整備発展、国選弁護人の選任態勢の確保、被害者等の援助等に係る態勢の充実等が図られなければならないものとしております。

第二に、これらに関する国の責務について所要の規定を置くとともに、地方公共団体及び日本弁護士連合会等の責務についても所要の規定を置いております。

第三に、日本司法支援センターは、総合法律支援に関する事業を迅速かつ適切に行うことを目的とすることとし、その設立、組織及び運営に関し所要の規定を置くこととしております。この支援センターはその業務として、法による紛争解決制度の有効な利用に資する情報提供の充実強化の業務、民事法律扶助業務、国選弁護人の選任に関する業務、弁護士等を依頼することに困難がある地域における法律事務に関する業務、犯罪被害者の支援業務等を行うこととしております。その組織及び運営については、役員の任命や中期目標を定める際等に最高裁判所の適切な関与を得ることとするともに、その業務運営上特に弁護士等の職務

務の特性に配慮して判断すべき事項について審議させるため、支援センターに審査委員会を置くこととしております。

このほか、所要の規定の整備を行うこととしております。

以上がこの法律案の趣旨であります。

何とぞ、慎重に御審議の上、速やかに御決くださいますようお願いいたします。

○委員長(山本保君) 次に、衆議院における修正部分について、修正案提出者衆議院議員泉房穂君から説明を聴取いたします。衆議院議員泉房穂君。

○衆議院議員(泉房穂君) ただいま議題となりました法律案に対する衆議院における修正部分について、提出者を代表して、その趣旨及び概要を御説明いたします。

第一は、総合法律支援の実施及び体制の確保について、法による紛争の解決に必要な情報やサービスの提供に当たり、高齢者及び障害者に特段の配慮が必要であることを踏まえ、連携の確保強化を図る対象として、「高齢者又は障害者の援助を行う団体」を加えるものであります。

第二は、支援センターの審査委員会及び法律事務取扱規程について、規定の趣旨を一層明確化するため、「当該契約に基づき契約弁護士等に対してとる措置」について記載された「(懲戒を含む)」との文言を削るものであります。

第三は、支援センターの業務の範囲について、特に被害者等に対する適切な弁護士によるサービスの提供等が重要であることを踏まえ、被害者等の援助に関する情報提供等の業務につき、「この場合においては、被害者等の援助に精通している弁護士を紹介する等被害者等の援助が実効的に行われることを確保するために必要な措置を講ずるよう配慮すること」との文言を加えるとともに、連携の確保強化の業務につき、この対象として、「高齢者又は障害者の援助を行う団体」を加えるものであります。

第四は、支援センターの義務等について、「支援センターは、前項に規定する者が高齢者及び障

害者等法による紛争の解決に必要な情報やサービスの提供を求めることに困難がある者である場合には、前条に規定する業務が利用しやすいものとなるように特別の配慮をしなければならない。」との条項を加えるものであります。

以上が本法律案に対する衆議院における修正部分の趣旨及び概要であります。

何とぞ委員各位の御賛同をお願いいたします。

○委員長(山本保君) 以上で趣旨説明及び衆議院における修正部分の説明の聴取は終わりました。本案に対する質疑は後日に譲ることとしたします。

○委員長(山本保君) 委員派遣承認要求に関する件についてお諮りいたします。

裁判員の参加する刑事裁判に関する法律案、刑事訴訟法等の一部を改正する法律案及び総合法律支援法案の三案につき、宮城県及び大阪府において意見を聴取するため、来る十七日に委員派遣を行いたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○委員長(山本保君) 御異議ないと認め、つぎましては、派遣委員等の決定は、これを委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○委員長(山本保君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

○委員長(山本保君) 政府参考人の出席要求に関する件についてお諮りいたします。

裁判員の参加する刑事裁判に関する法律案及び刑事訴訟法等の一部を改正する法律案の審査のため、本日の委員会に司法制度改革推進本部事務局長山崎潮君及び法務省刑事局長樋渡利秋君を政府参考人として出席を求め、その説明を聴取することに御異議ございませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○委員長(山本保君) 御異議ないと認め、さよう

決定いたします。

○委員長(山本保君) 裁判員の参加する刑事裁判に関する法律案及び刑事訴訟法等の一部を改正する法律案を一括して議題とし、質疑を行います。質疑のある方は順次御発言願います。

○吉田博美君 自由民主党の吉田博美でございます。

私は、本日は刑事訴訟法等の一部を改正する法律案に絞って質問をさせていただきます。思います。

平成十三年六月、司法制度改革会議は、その最終答申において、新たな時代、社会の状況の中で、国民の信頼を得ながら、刑事司法の使命を一層適切に果たし得るような制度の改革が必要であると、刑事裁判の充実、迅速化を図るための方策並びに被疑者に対する公的弁護制度の導入を図るとともに、被疑者段階と被告人段階の一貫した弁護体制の整備、検討、審査会の一定の議決に對し法的拘束力を付与する制度の導入などが提言されたことと承知しておりますが、本日は、これらの経緯を踏まえ、幾つかの質問をさせていただきます。と思います。

まず、この改正案では、刑事裁判の充実、迅速化のための方策が導入されておりますが、迅速化について大臣の御所見を賜りたいと思います。

○国務大臣(野沢三三君) 今回御提案申し上げております刑事訴訟法第一条にも規定されておられるとおり、刑事裁判においては、公共の福祉の維持と個人の基本的人権の保障を全うしながら、事実の真相を明らかにいたしまして、刑罰法令を適正、迅速に適用実現することが要請されておるところでございます。また、裁判の遅延は国民の刑事裁判への信頼を損なうことになると考えております。

それらの要請にこたえまして、国民の刑事裁判への信頼を確保するためには、当事者が必要な主張、立証活動を尽くすことを前提として、継続的、効率的かつ効果的に審理を行って迅速な裁判を実現しなければならず、御指摘のとおり、刑事裁判

の充実、迅速化を図ることが極めて重要であると考えておるところでございます。

○吉田博美君 大臣がおっしゃったとおり、極めて重要でございますが、そこで、刑事裁判の充実、迅速化を実現させるためには具体的にどのような方策を講じておられるのか、お聞かせいただきたいと思ひます。

○副大臣(実川幸夫君) 具体的にはどのような方策を講じているのかという御質問でございますけれども、まず、十分な争点整理を行ひまして明確な審理計画を立てることができるようになるためでございます。さらに、連日の開廷の原則の法定化、さらには、裁判所の出頭命令を遵守しない当事者に対しては、制裁措置などの導入がございまして、さらには、簡易明白、争いのない事件につきまして簡易迅速に裁判を行う即決裁判手続の創設などの制度的手当てを講じております。

○吉田博美君 副大臣の方から触れましたが、公判整理手続の創設をされるのとこととでございますが、その趣旨は何でしょうか、またどのような効果を期待されているのでしょうか、お聞かせいただきたいと思ひます。

○政府参考人(山崎潮君) 刑事裁判の充実、迅速化、これを行うためには、真に争いのある点を中心といたしまして、それをなるべく連続的に行っていくということ、これが肝要なわけでございまして、したがって、その公判期日に入るまでに争点を明確化して、その争点にどのような証拠を、どのような順番でその証拠調を行っていくかというような計画を明確に立てると、これが必要になるということでございまして、そこで、今回、公判前整理手続というものを創設しているわけでございまして。

この争点整理を含む準備手続というんですか、これは現在も刑事訴訟の訴訟規則の中に置かれておることは置かれておるんですけども、これは当事者の打合せを促す程度のもにとどまっておりますというところでございまして、必ずしも実効性が

あるものではないということから、事前の争点整理などが十分に行われない事件も少なくないという状況でございます。

そこで、今回の法案では、裁判所の主宰によりまして、第一回公判期日前に十分な争点整理を行ひまして明確な審理計画を策定すると、こういうことを目的とする手続を創設するということになるわけでございまして。これによりまして、集中的な、実質的な証拠調べができると、こういうことを可能にしようというものでございまして。

○吉田博美君 そこで具体的にどのようなことをするのでしょうか、詳しくお聞かせいただけますでしょうか。

○政府参考人(山崎潮君) 若干大まかな手続の流れを申し上げます。まず、検察官が公判期日において証拠によつて証明しようとする事実ですね、これを明らかにまずいたします。その証明のために用いる証拠調を請求するということを行ひます。これ以外にも、取調べ請求をするその証拠の開示のほかに必要な証拠を開示していくと、こういう手続がまず行われます。二番目に、今度、被告人、弁護人でございまして、これは検察官の証明予定事実、それから開示を受けました証拠ですね、これを検討した上で、公判前整理手続において今度は自分の方で公判する予定の主張、これを明らかにいたします。それから、自ら取調べを求める証拠があるという場合には、その証拠調への請求をしてもらう、こういう手続になります。

お互いの主張と証拠が出てまいりますけれども、そこで両者の分りにくいところなんかは釈明して、それで修正するものは修正をして、最終的に争点として明確化をするわけでございまして、その争点で、じゃ何を取り調べる証拠とするか、それからそれに要する時間はどのぐらいかと、こういうことを全部、それから順序もどうするかというのを決めて審理計画を立てると、こういうようなことを想定しているということでございます。

○吉田博美君 公判前整理手続で行った争点整理等は、実際の公判においてはどのようにして実効性を担保されるのでしょうか。

○政府参考人(山崎潮君) この実効性担保、手続の流れを申し上げましたけれども、もう少しこれを幾つかのパターンに分けて御説明すると分かりやすいかもしれませんけれども、例えば、検察官についてどういう義務付けがされているかというところでございますが、先ほど申し上げましたけれども、公判で証明予定の具体的事実ですね、これを明らかにすることを義務付けております。それから、被告人側に対する証拠の開示の拡充というところで、求められた開示について必要なものは提出をすることが求められているということになります。

それから、被告人側でございますけれども、検察官によるその所定の証拠開示がされたということとを前提にいたしまして、被告人側が今度公判で明らかにする予定の主張、これを明らかにすること、これを義務付けるということになります。

それから、検察官及び被告人両方に義務付けることでございますけれども、それぞれ必要なものは証拠調べの請求、これをしなければならぬというところで義務付けをいたします。それから、所定の証拠開示がされたということを前提にいたしますけれども、相手の証拠調べ請求に対する意見ですね、これも明らかにするという義務付けをするということになります。

それから、裁判所でございますけれども、裁判所は、その証拠開示の要否について当事者間で争いが生じたという場合には、これは裁判所が裁定をする、こういうことになります。それから、この公判前の整理手続において公判で取り調べるべき証拠を決定をいたしまして、これらの手続が終了したときに事件の争点を確認するということを行いました。

これが裁判所が行うべきことということでございまして、こういうようなことを前提にいたしまして、公判審理の段階におきましては、検察官、

被告人側が新たな証拠調べ請求をすることを原則として制限をする、こういうことによりまして争点整理の実効性を担保すると、こういうような手続になっているわけでございます。

○吉田博美君 今答弁にもございましたが、公判前整理手続の終了後は新たな証拠調べ請求を制限することとしておりますが、その趣旨は何なんでしょうか。

○政府参考人(山崎潮君) これは、もしこれを認めるということになりますと、相手方のその反証の準備のために公判が中断してしまうということになるわけでございます。そうしますと、せっかく審理計画を立てて行っているものが、その審理計画による実行が、実現が困難になってしまうということになるわけでございます。

特に、裁判員制度の対象となる事件につきましては、当初の審理予定期間、これを前提として仕事の予定などを整理してもらいましてその審理に参加をしていただくということになるわけでございますけれども、これが変更になることによってその都合が付かなくなってしまう、立ち会うことができなくなってしまうということにもなりかねないわけでございまして、そうなりますと、この裁判員制度自体が成り立たなくなってくると、こういうようなことを考えまして、証拠調べを原則として制限をするということでございます。新たな、新たな証拠調べですね、これは原則として制限をすると、こういうことでございます。

○吉田博美君 公判を審理する裁判所が公判前整理手続を主宰することは、いわゆる起訴状一本主義に反するという見解もありますが、この点についての御見解をお聞かせいただきたいと思っております。

○政府参考人(山崎潮君) 起訴状一本主義の趣旨でございますけれども、これは、公訴提起の際の検察官から裁判所への一件記録、この提出を認めないということによって、捜査機関の心証が裁判所へ一方的に引き継がれると、それで裁判所があ

らかじめ事件の実態について心証を形成してその公判に臨むと、こういうことを防止しようということにあるわけでございます。

一方、その公判前整理手続におきましては、裁判所は当事者にその主張の予定を明らかにさせる、あるいは証拠調べ請求、あるいはそれに対する意見というものを明らかにさせるということになるわけでございますけれども、これはあくまでも公判の審理が計画的に円滑に進行するように準備するために行うというものでございまして、あくまでもその両当事者の主張に触れると、あるいは証拠に触れるというものでございまして、それによって心証を得ていくと、こういうような手続ではないということ、もう一つポイントは、この手続、検察官も、それから被告人、弁護士も、両当事者が一緒に参加をして行つてやるということとでございますので、ある一方当事者から相手の知らないところで一方的に主張をしたり証拠を持つていくと、こういう手続ではないということと、実質的に起訴状一本主義の理念、これに反するものではないというふうに考えているところでござい

ます。

○吉田博美君 この改正案では証拠開示制度の拡充を図っておりますが、その趣旨をお聞かせいただきたいと思っております。

○国務大臣(野沢太三君) 刑事裁判の充実、迅速化のためには、事件の争点を中心とした無駄のない充実した審理をできるだけ連続して行うことが肝要であることからいたしまして、今回の法案では、十分な争点整理を行いまして明確な審理計画を立てるための公判前整理手続を創設することとしておるわけでございます。

そして、被告人、弁護人が公判前の整理手続におきまして公判でする予定の主張を明らかにし、十分に争点整理を行うとともに、防御の準備を十分に整えることができるようにするためには、その前提として、それを可能にするだけの証拠が開示される必要があります。そこで、今回の法案で

は、争点整理と被告人の防御の準備に十分な証拠が開示されるよう、検察官による証拠開示を拡充することとしたものでございます。

○吉田博美君 この改正案による証拠開示制度は、現行の制度に比べ、どの点でどのように開示が拡充されているのでしょうか。

○政府参考人(山崎潮君) 現行の刑事訴訟法では、検察官は証人等の尋問を請求する場合には、その氏名及び住居を知る機会を与え、それからまた証拠書類、それから証拠物もありますけれども、この取調べを請求する場合には、これを閲覧する機会、これを与えなければならぬというふうにされているわけでございます。これが基本の考え方でございます。

これに対しまして今回の法案では、まず、検察官が取調べを請求した証拠の開示の範囲を拡充しているわけでございます。すなわち、検察官は公判前の整理手続において、取調べを請求した証拠書類、それから証拠物、これを開示するほか、証人尋問、証人等の尋問を請求した場合について、現行制度のように証人等の氏名及び住居、これを知る機会を与えるというだけではなくて、その供述内容が明らかとなる供述調書等、これを開示しなければならぬということにされているわけでございまして、そこで現在どうも手続は一つ違うということでございます。

それから、検察官が取調べを請求した証拠以外の証拠、これに関しても、公判前整理手続の段階から、被告人、弁護人の請求によって提出をしていくという手続を設けているわけでございます。具体的には、検察官が取調べを請求した証拠の証明力、これを判断するために重要な一定類型の証拠、あるいは被告人、弁護人が明らかにした主張に関連する証拠、こういうものにつきまして、開示の必要性和それを出すことによる弊害、これを両方を考えまして開示すべきものは開示しなければならぬ、こういう手続を新たに置くということとでございます。

こういうような制度によりまして、その開示の

必要性とそれに伴う弊害、これを比較して出すべきものは提出をいたしまして、争点の整理とかあるいは被告人の防御の準備のために十分な証拠が開示されるということになるわけでございます。

先ほども若干触れましたけれども、この証拠開示をするかしないかというのをめぐって検察官と被告人との間に争いが生じる場合もあるわけでございますけれども、これにつきましては裁判所が中立公正な裁定を行うと、こういう制度を設けておりまして、これによりまして、被告人側に開示されるべき証拠が開示されない、こういうような事態を防ぐことができるというふうに考えているわけでございます。

○吉田博美君 検察官の手持ち証拠をすべて開示すべきだとの意見がありますが、この点についてはどのようなお考えでしょうか。

○政府参考人(山崎潮君) この法案の作成段階、あるいは、私も本部で検討会を設けておりますけれども、その中でも様々な御意見がございました。それ以外のところからも手持ち証拠をすべて開示すべきじゃないかと、こういうような御意見がございました。これにつきましては私どもは、その全部を請求するということは相当ではない、しかし必要なものはなるべく拡充してお出しをする、こういう政策を取ったわけでございます。

全面的に被告人側に検察官手持ち証拠を開示しなければならぬとした場合に何が起り得るかということでございますけれども、一つは、罪証隠滅あるいは証人を威迫するとか、そういう問題があるということと、それから関係者の名誉、プライバシーの侵害等、証拠開示に伴う弊害、これが生じるおそれがあると、そういうような証拠があるわけでございます。それから、検察官の取調べ請求証拠の証明力を判断するために重要でなく、かつ被告人の主張とも関連しないというやうな証拠、その開示の必要性が認められない場合であつてもこれを全部開示しなければならぬということになる、膨大な証拠が出ていって、これの整理のためにかえって時間を使ってしまう、あ

るいは関連もないものを出すということになるわけでございまして、これはもう相当ではないというふうに考えたわけでございます。

今回の法案では、先ほどちょっと御説明いたしましたけれども、やはり開示の必要と弊害、この両方をよく考えてやったり必要なものは出すということでございます。争点の整理やあるいは被告人の防御の準備のために十分な証拠を開示して、こういう思想でございますので、その点で、この制度を利用していただければ、被告人、被告人のこの事件における防御に支障がない程度の証拠は出ていくというふうに考えているところでございます。

○吉田博美君 そこで、開示証拠の目的外使用を禁止する趣旨はどこにあるのでしょうか。

○政府参考人(山崎潮君) この刑事訴訟法の一部改正案の中では、目的外の、開示証拠の目的外使用、これを禁止しているわけでございます。これは、検察官による証拠開示は、現に係属する被告の事件、これに十分にその争点を整理するとともに、被告人、弁護人がその訴訟準備を十分に整えることができるようにするために行うわけでございます。

この開示証拠の例えば複製が本来の目的以外の目的で第三者に交付されるということになると、罪証隠滅のおそれあるいは証人を威迫するという場合にもつながりますけれども、場合によっては、関係者の名誉、プライバシー、これが侵害されるというやうな弊害が拡大されるというおそれが大きいわけでございます。

それからまた、開示証拠の目的外使用が許されるところになりまして、証拠開示をすべきかどうかの判断においても目的外使用による弊害の可能性をも考慮しなければならず、かえって証拠開示の範囲が狭くなってしまうおそれがあるというところにもつながります。その事件で使われるというところならば出ししようということになりまして、それが他にいろいろ出回るといふことが前提になれば、そこはむしろ出す証拠を狭く

しとかないと、そうすると、そうでないと弊害が起ってしまうということになって逆の効果になるだろう、こういうことでございます。

それから、現行法では証拠開示の取扱いに関する明確なルールを定めていないわけでございますけれども、証拠開示の複製等が暴力団関係者に流出したり、あるいは雑誌とかインターネットで公開された、こういう事例も発生しております。現に発生をしております。

そこで、証拠開示が本来の目的のみに使用されることを担保して、証拠開示がされやすい環境を整えて、ひいては証拠開示制度の適正な運用、これを確保するというために被告人、弁護人は開示証拠の複製等を本来の目的である被告事件の準備等の目的にのみ使用すべきことを法律上明らかにするということでございます。

現在はそのルールがないのに何で決めるのかという御意見もいろいろあるわけでございますが、現在は、出る、提出される証拠が現在の範囲よりもこの改正案で行った、行方場合の方がはるかに多くの証拠が出ていくことになるわけでございまして、それだけそれが流出することによって弊害も生じやすいということになるわけでございますので、この際、そういうことになるならばきちっとしたルールを設けた方がいいということからこの規定を設けたわけでございます。

○吉田博美君 審理に二日以上を要する事件については連日開廷とし、継続して審理を行うこととて伺いたいと思います。

○政府参考人(山崎潮君) 先ほど公判前整理手続について申し上げましたけれども、まず争点をきちっと明確にして、どういう証拠をどういう順番で調べていくかということ、これがまず肝要だといふふうに申し上げましたけれども、これをじゃ公判で調べる場合も、それがあると少しやりまた大分先にやるというやうなことになっては、これはやっぱり充実した審理ができないということにもなるわけでございます。

したがって、せっかく争点をきちっと絞って証拠を収集しようといった場合には、それを短期間で終わっていくというところが必要になるわけで、どうしても必要不可欠になるわけでございまして。特に、裁判員制度の対象事件でございますけれども、これに関しましてはやはり裁判員の方の負担を軽くするということも大きな要素になるわけでございまして。そういう意味からもできる限り連日開廷をしていくと、こういうことになるわけでございます。

現在の制度でも、刑事訴訟規則において連日開廷を原則とするというやうな規定もあるわけでございましてけれども、現在の状況ではやっぱり実効性に欠けるという指摘もございまして。そこで、今回は連日的に開廷されることを確保するために、法律のレベルできちっと置いて、これをなるべく連日開廷をいたしまして継続して審理を行わなければならないということをお願いいたします。

証言をしていただいたことについて、またそれを書面化してその書面を読んでもいただくということ、はなかなか難しいわけでございまして、短期間のうちに証人等を調べまして、その記憶のあるうちに裁判をしていただく、こういうことにしなければならぬということもございまして、こういうやうな制度を設けたということでございます。

○吉田博美君 また、新しく即決裁判手続を創設されることですが、その趣旨をお聞かせいただきたいと思ひます。また、どのような効果を期待されているのでしょうか。

○政府参考人(山崎潮君) この即決裁判手続も今回設けることとさせていただきますけれども、この趣旨でございますけれども、争いやすい簡易明白な事件の中にはあるわけでございましてけれども、この裁判を簡易迅速に行うことによって手続を合理化、効率化するということが中心になるわけでございましてけれども、これによりまして被告人が従来の手続よりも早く裁判手続から解放され

るという点がメリットとして一つ挙げられます。
 それから、争いある事件あるいは裁判員制度の
 対象の事件、こういうような捜査、公判に人を投
 入すると、重点的に投入をするということにより
 まして、その人的な資源をより重点的に投入して
 やることが可能になっていくと、こういうメリッ
 ツもあるということです。

○吉田博美君 即決裁判手続は、現行の簡易公判手続とはどう違うのでしょうか。また、簡易公判手続は余り利用されていないと風聞しておりますが、即決裁判手続の利用見込みはいかがでしょうか。

○政府参考人(山崎潮君) たしか現在、簡易公判手続というのがあるわけでございます。これは、その公判において被告人が有罪であるという陳述をした場合に証拠調べの簡易化、迅速化を図るということ、これをやっているわけでございます。それに対しまして即決裁判手続は、その手続全体の迅速化、合理化を図ることになるわけでございまして。

即決裁判手続では、簡易公判手続と同様に通常の手続よりも簡易な方法によって証拠調べを行うということにはしているわけですが、これに加えて以下に申し上げようないろいろな手続を設けまして合理化を図っているということになっています。

まず即決裁判手続による場合には、検察官は捜査の段階ですらね、において被疑者の同意を得るなどいたしまして、起訴と同時に即決裁判手続の申立てをするということにしているわけでございます。したがいまして、簡易公判手続が第一回公判期日を開いて、そこからその手続になっているのとはもうちょっと時点が前になるということでございます。それから、起訴がされた後、検察官はできる限り速やかに所定の証拠開示を行わなければならないという義務を課しております。それから、裁判所はできる限り早期に公判期日を開いた上、原則としてその日、即日判決を言い渡さなければならぬということにしているわけでございます。

います。それから、懲役又は禁錮の言渡しをする場合には、その刑の執行猶予を言い渡さなければならぬということにしております。それから、判決で示されたその罪となるべき事実というのがあるわけでございますが、その誤認、それが間違っているというそういう理由で控訴をすることができないと、上訴をすることができない、こういうような規定を設けております。

このように、この手続は簡易公判手続以上に手続の合理化、効率化を図っているわけでございます。

こういうことによつてかなりの利用ですかね、
 これが期待ができるということでごいまして、
 罰金につきましては、現在、略式の裁判というの
 があるわけでございますが、その罰金じゃない徴
 役、禁錮についての略式型というようなものに当
 たるわけでございまして、かなりの利用が見込ま
 れるんじゃないかというふうに期待をしております。

○吉田博美君 時間の関係もございますので、この改正法によって公的弁護制度が整備されるわけですが、その意義と必要性について大臣にお伺いいたします。

○国務大臣 野沢(三君) 被疑者弁護制度の導入によりまして、被疑者段階と被告人段階等を通じ、一貫した公的弁護体制を整備することがまず被疑者、被告人の弁護人の援助を受ける権利を実効的に担保することになります。また充実に、かつ迅速な刑事裁判の実現を可能にするという観点から重要な意義と必要性があると考えております。

○吉田博美君 公的弁護制度においては、具体的にどのような場合、国選弁護人が選任されるのでしょうか。

○国務大臣(野沢太三君) 新たに導入される捜査段階での国選弁護人制度における選任の要件について申し上げますと、まず一定の重大事件について被疑者に対して勾留状が発せられている場合におきまして、被疑者が貧困その他の事由により弁護人を選定できないときには、被疑者からの請求

により裁判官は国選弁護人を付さなければならな
いとしております。また、一定の重大事件につい
て被疑者に対して勾留状が発せられている場合に
おきまして、精神上の障害等の事由により弁護人
を必要とするかどうかを判断することが困難であ
る疑いがある被疑者につきましては、裁判官は職
権で弁護人を付することができるとなっております。

このように、捜査段階で国選弁護人が選任されるのは一定の重大事件としておりますが、本法案施行時においては死刑又は無期若しくは短期一年以上の懲役若しくは禁錮に当たたる事件とします。

か、施行後三年程度を経過した後には列開又は無期若しくは長期三年を超える懲役若しくは禁錮に当たる事件に拡大することとしております。なお、いずれの場合においても被疑者に私選弁護人があられる場合には国選弁護人は選任されません。

○吉田博美君 この改正法では、勾留後において国選弁護人を付けることとしていますが、逮捕段階ではなく、勾留後とした理由についてお聞かせいただきたいと思います。

○政府参考人(山崎潮君) この点に関しましても、逮捕されたときから身柄が確保されるわけですので、そこから付ける必要があるという御意見もかなりございました。最終的に私どもは勾留段階からということにさせていただきま

た。これは、捜査機関の持ち時間というのが最大限七十二時間ということになっているわけでございまして、非常に短い期間でおるわけでございします。そういう中で、被疑者の請求をしてもらう、

被疑者から請求してもらって、裁判官による審査を受けて、それから公的弁護制度の運営主体となるという予定がされております日本司法支援センターですね、ここに連絡をして、弁護人の候補

の、候補者の氏名あるいは通知、その氏名等を通知してもらうということ、こういうことも全部終了しなければならぬということでございまして、それはとてもじゃないけれども時間的に余裕がないということでございます。

それからまた、特に裁判官が選任を、弁護士を選任するに当たって事実の取調べのために被疑者を裁判官の元に押送するという場合もあり得るわけでございますけれども、こうなりますと、これに短時間で対応するということが非常に困難、それからかなり広い地域でありますとの押送の時間が物すごく掛かるわけでございますので、もう物理的には難しいと、こういう状況にございますので、私ももといたしましては勾留の段階、その段階から、勾留は原則十日間でございますので、その段階から行つていくと、こういうふうに考えたいわけでございます。

○吉田博美君 検察官が不起訴処分にしても検査審査会が起訴すべきだと議決した場合には必ず起訴しなければならないとする制度を導入されるところですが、その趣旨をお聞かせいただきたいと思っています。

○国務大臣 野沢(三君) 檢察審査会の議決に基づきまして公訴が提起されるものとするることによりまして、公訴権の行使に国民の感覚をより直截に反映させることができるものと考えております。また、これによりまして公訴権をゆだねられている檢察官が独善に陥ることを防ぎまして、公訴権の行使をより適正なものとし、司法に対する国民の理解と信頼を深めることが期待できるものと考えております。

○千葉景子君 民主党・新緑風会の千葉景子でございます。

裁判員法、そして刑事訴訟法の審議をスタート
いたしまして、私も何か非常に感慨深いものを感じ
ているところでもございます。ちょうど今日け
参考人の皆さんにも来ていただきました、大変重
大な意見を伺うことができました。また、この弁
員会では地方へも出向いて、それぞれ地域での皆
さんの本当に率直な御意見もお聞きしようと、
いうことにもなっているところでもございま
す。そういう中で、先般の質疑、そして今日の質
疑、ようやくこの裁判員制度、そして刑事訴訟法
を含めまして、ようやく何か入口に入ってきたの

かなと、そういう感じがいたします。

私も、長年といいますが、やはり司法に対する市民の参加、あるいはまた民主主義というものをやっぱりもつと実質的に具体化をする、そういう制度として司法が新しい役割を果たしていくことができるのではないかとすることも含めて取組をし、そしてこの裁判員法の制定に向けても私なりのかかり方をさせていただいてきたつもりでございます。

その間で、ほぼ自分なりに分かったつもりのような気がいたしておりましたけれども、やはりこうやって広い公の場で議論を更に進め、そしていろんな皆さんの御意見をまた改めて聞かせていただきますと、これは本当に日本のこれからの社会を大きくやっぱり変えていく、あるいはこれからの時代の本当に何か、今、何か分岐点に一步踏み入れていくのではないかなという、そんな感慨を持つところでもございます。それだけに、ここの審議というものが、これから歴史的にもまた検証され、あのときにやっぱり日本の大きな新しい道に第一歩を踏み出したと、その際大変貴重な、活発な議論がされたんだと、こういうことになったたら本当にうれしなという気がいたします。

そういう意味では、私も、是非、責任と、そしてまたこういう質疑にかかわらせていただけたことをある意味では大変誇りに思いながら、是非今日も質疑をさせていただきたいというふうに思っております。

ただ、この間の質疑でも分かりますように、なかなかそれはもう、この国会での議論だけでこの裁判員制度等が本当に一〇〇%見事なものになったのだというわけにはきつとかなないだろうと、そんな気がいたします。衆議院の方でも、本当に御努力によりまして、やはり更に法案の内容、そして制度を充実させようということで大変御議論をいただき、修正を全会一致でまとめたのだという経過がございます。本当にこれはその御努力と、そしてまたそれによりまして法案が、

そして制度がより一層前進をする、そういう方向になったということ、私も大変うれしく思っているところでございます。

ただ、多分、おまとめになりました皆さんごぞつて、こゝまでみんなで議論を積み重ねたけれども、これからもまだまだ議論をしたり、あるいは検討すべきことがあるなど、きつと内心では思っておられるところも多々あるのではないかと、うふうに思います。先般も、大臣からも、この法案は決して施行までに、もうこれだ、これでなければもう施行できないのだということではなくして、やはり柔軟な思考を持って、やっぱりもう日に日にいろんな出てくる課題、あるいは新しく直面をする問題、そういうものを十分にまた議論をしながら、施行までであつてもより良き制度にしていく、そういうことのために、決して今のこの内容だけに固執するものではないという、そういう趣旨の大臣の御発言もあり、私もそのとおりであろうというふうに思っております。

その意味で、この参議院での審議、これを本当にもう十分に、十二分にやらせていただくということも当然でございますけれども、さらに、それで良かった、良かったと満足することなくして、更に議論というのは施行までも、そしてその後も続けられていくものだというふうに感じておりますので、是非そんなこともこの委員会の皆さんと一緒に胸に置いておきたいものだというふうに思っております。

さて、そんな私の感想めいたものを少し話をさせていただきましたが、実は私は従前、日本にも陪審制度というのが導入されていたと、こういうこともあり、それから諸外国での陪審裁判ということにもいささかなりとも関心を持たせていただいております。陪審を求める、あるいはそれに関心を寄せる皆さんとも従前からいろいろな議論をさせていただいてまいりました。

せっかく日本にも陪審制度があつたことだし、そして陪審法というの、なくなつたわけではなくして停止状態にあると。言わば何というんで

しょうね、今しばらく寝ている状況にあるということでもございまして、まあいつの日にかこの陪審法をもう一度ちょつと揺り動かして目を覚ましていただきまして、そういう陪審制度というようなものを日本にまた復活する日が来るのではないかと、あるいはそういうことができないものかどうかと、こういうことを感じていたこともございました。

ただ、やはり新しい時代、いろいろな司法に対する、そしてまた日本の民主主義に対するいろんな要請も含めて、司法制度の大きな改革ということが手掛けられるようになり、その中で日本の新しい市民参加ということで裁判員制度という形で、司法にも国民のやっぱり力を、そして国民が担っていく司法という方向が取られてまいりました。私は、この流れはもう積極的に支持をする立場ではございますけれども、先ほど言いましたように、その陪審法というのまだ眠つたまま存在をいたしておりました。さてさて、これはいづれ裁判員制度というのはこれからは是非より良きものとして確立をしていく。しかし、じゃ一方に寝てこの陪審法、そして陪審制度というのは一体どうなっていくのかなという率直な気持ちがございます。

いつぞや、いつかの日にひょつとして起き上がってくるものなんだろう。裁判員制度というのができたから、これはもうこの際永久にもう寝てしまつていただこうとした方がいいものなのか。私も別に結論が出ていくわけではありませんが、すけれども、この裁判員制度というのが法的に確立をされると、この陪審法というものは一体今後どういうことになってしまうのでしょうか。

また、これは余りどうしようという議論、私たちも、そして国会などの場でも特段になされてきたということにはございせんけれども、法務省などはこれについてはどんなふうな御認識をなさっているのか。あるいは、この間こういう制度がある意味では片方は寝ているにしても並立するような格好になつていくわけで、そんな辺りについて、

て、何かやっぱりこれは整理をしなきゃいけないのだというふうにお考えでおられるのか、その辺、率直にどんな程度に御認識をなさっているのか、ちょつとお聞かせをいただきたいというふうに思います。

○政府参考人(穂波利秋君) 今回のこの裁判員制度は、先生御指摘されました陪審法に規定する陪審制度とは別の新たな制度であるというふうに承知しております。したがって、陪審法をどうするかにつきましては、裁判員制度の実施状況等も踏まえまして今後検討すべきであるというふうに考えております。

○千葉景子君 確かに、そういうもう実情であらうというふうには思っております。是非、これはまたこの裁判員制度、その行方ということも絡みながら、また広い場面で議論がされていくものだというふうに思いますけれども、是非そういう意味では今後の推移、そしてまた幅広い議論なども私も是非参加をしながらかせていただきたいものだというふうに思います。

さて、今回の法案は衆議院で、先ほど言いましたように大変御努力をいただきまして一定の修正をいただき、より良き方向へと進められたこと、心から敬意を表する次第でございます。

そこで、衆議院の方での修正案の提案者の方に少しお聞かせをいただきたいというふうに思います。

まず、裁判員等による秘密漏示罪の懲役刑の上限が一年から六月というようにされました。また、裁判員又は補充裁判員の職にあつた者による秘密漏示の刑罰が、七十九条二項各号に掲げられた場合以外は罰金刑ということになったわけでございます。

この趣旨を改めてお聞かせをいただきたいというふうに思います。

○衆議院議員(佐々木秀典君) 民主党の佐々木秀典でございますけれども、今日は、この修正案の提案者であります与謝野議員、それからその他の方々と御一緒に努力をいたしましたけれど

も、一応ただいまの御質問に対しては、私、佐々木の方からお答えをしたいと存じます。

御承知のように、この守秘義務、それからそれに対する違反の場合の罰則などについては、例えば国家公務員ですとかあるいは調停委員の場合の秘密漏示罪ですけれども、この罰則が懲役刑が設けられておりまして上限一年となっておるわけですね。今度の法案、原案では一年になっているというのにはこれに倣ったものだというように私どもとしては認識をしておりましたけれども、しかし御案内のように、今度の裁判員は、これは自分から進んでなるといわけではなくて、言わば無作為に抽出された一般の国民の方々が裁判員になるわけですね、自分から希望するというわけではない。しかも、法律上の義務として裁判員の職務を行っていただく、こういうわけですから、できるだけ負担を掛けないようにした方がいいのではないかと私どもは思っていました。

したがって、できることならば罰則はない方がいいのではないかと、特に置くとしても懲役刑というのはいかかものか、まあ罰金刑だけでとどまらないものかというようにも思ったのですが、しかしこの議論の中で、やはりこの守秘義務に違反するというような場合も、大方の裁判員の方々というのは非常にまじめな方々で、その守るべきことも恐らく守るだろう。例えば、裁判に参加することによって知り得たいろいろな秘密、特にその個人個人のプライバシーにかかわるようなこと、あるいはだれがどうという意見を言ったというようなことになると、裁判の公正ということに対する信頼も薄らぐというようにあるもので、守秘義務があるのは仕方がないとする。そして、それに違反してべらべらしゃべるといような場合も、中には心掛けが悪くてそういう情報を対価を得て売るといふか、また、どうも最近のマスコミの風潮を見ておりますと、とにかく情報を得たいと、そのためにはそういう対価を提供しても得たいというように、ある意味では逆にその誘惑に負けるという方もないではないのではな

いかというように、どうしてもこの守秘義務違反というところについては、一定のやはりそれに対するペナルティーを科すということはやむを得ないというように話になりました。

そこで、懲役刑についても私どもとしては外せないものかと御相談をしたわけですが、今いきなりこれを外すというのはいかかものかというところにもなる。しかし、そうだとすると、やはり調停委員だとか国家公務員の場合との違いがあるわけですから、その負担を軽くするという意味から、やはりその罰則というのはそれよりもむしろ軽くすべきだということから、協議の結果、一年をこの半年の六月以下にするということの合意ができたわけでありました。

それからまた、次に、懲役刑を設ける範囲でございませうけれども、これは裁判の評議の秘密以外の職務上知り得た秘密については、裁判の終了の前後を問わず他人のプライバシーの重大な侵害を招くようなことは悪質な言わば事案があり得ますから、これは裁判の終了の前後を問わず懲役刑も選択できるようにするのはやむを得ないかなと、こう考えました。

次に、評議の秘密について、裁判中の評議の秘密の漏示や、裁判終了後であっても、修正された後の法案の七十九条二項二号あるいは三号に掲げられているような評議の秘密の漏示ですけれども、これは評議における意見表明の自由や裁判の公正さ、あるいは裁判への信頼を害するという程度がこれはやっぱり大きいというために懲役刑も選択できるようにするのはやむを得ないかなと、こう考えました。

ただ、これに対して、裁判が終わって、裁判員であった人たちについても、それ以外の評議の秘密、評議の経過を漏らす行為などについてはその悪質性の程度というのがやっぱり違うのではないだろうかというところから、これは罰金刑にとどめてよろしいということでの合意が得られました。それから、これを修正とすることにした

ような次第でございます。

以上、お答え申し上げます。

○千葉景子君 ありがとうございます。

今の御説明でも分かりますように、一定のやはりペナルティーが必要だということ、しかし、それはいってもいわゆる職業裁判官等とは異なり、本当に無作為で選ばれ、そしてその職責を果たさうというそういう国民に対して余り過大な負担になつてもあるいは制約になつてもいかぬということなどを総合勘案されて、その集約点を作られたということであらうかというふうに思っております。

私も、やはり裁判員制度を本当にこれから進めていくためには、裁判員がやはり十分にこの仕事を、何というんでしょうね、積極的に気持ちよくやったり携わつてもらうと、こういうことが必要であると思ひますし、そして裁判員として経験をすることがやはりでき得る限りやはり地域に、そして自分の身近なところにやったり伝えられて、そしてそれがやったり蓄積をされながら裁判員制度というものが充実をしていく、そして市民が一人一人新しい社会に対する責任というふうなものを自覚をしていくということではないかというふうに思ひます。

そういう意味では、やはり余りにも裁判員の皆さんに、本当に犯罪に該当するようなことは別としても、余りにも沈黙を求めますと、この裁判員制度、国民がやったり司法を担うという意味でのその本質がなかなか発揮されないことになるのではないかと、このように思ひます。

そういう意味では、刑罰を置いて抑制をしていただいたと。そういう方向になったということは私も大変大きな評価をさせていただきますが、それと同時に、今お話にもちらつとかかわりますけれども、この守秘義務の言わば中身ですね、一体どういうことを話しちやいけないのか、どういうことならば大丈夫なのか。こういうところがある程度明確になっていまいと、やはりこれは結果的には何か境目の辺りから全部口を

つぐんでおいた方が無難だろうと、こういうことになつてしまふのではないかと。それから、刑罰をやったり科すということになりますので、罪刑法定主義ではありませうけれども、その要件がやっぱり明確になつていふことが必要なのではないだろうかというふうに思っております。

その基準ということになるんですけれども、修正によりまして、漏らしてはならない秘密の内容としては、職務上知り得た秘密と。これは言わば他人のプライバシーの保護というふうなところにもかかわりますので、一定理解ができるところであらうかというふうに思ひます。

また、評議の秘密と。これが私も非常に何か漠然としている感じがいたします。ただ、その中身につきまして一定の要件が明確化されまして、例えばそれぞれの裁判官若しくは裁判員の意見と。これは、個々の意見はやっぱり余り開陳をしてしまつとその後自由な意見表明ということのやったり担保を弱めるということにもなるかというふうに思ひますので、こういう基準もやっぱり作つておくことは大事だというふうに思ひます。

また、意見の多少の数。これも一定、やっぱり最終的な裁判の構成というふうなことを考えたときには、こういう要件も非常に分かるところだといふふうに思ひます。

そうすると、それ以外、一体あと、あとは全部評議の秘密に、評議の経過等々は全部もう評議の秘密ということになつてしまふんだろうかと。こういう私はちょっと心配をするわけでして、例えばこういうことを言うかどうかというふうに出ますが、評議をする過程ではいろんなことが出てくると思うんですね。

裁判員にとつては、裁判官御出身の政府関係者の方いらした申し訳ないと思うんですが、いや、あの裁判官の評議の進め方は非常に何か整理が付かなくてよく分からなかったとか、あるいは裁判官の方がもうしゃべるばかりで、ちつとも、裁判員の方は何か口を挟むなかなか余地がなかった

とか、いろんなそういう経過の中で意見とか感想も持つだろうというふうに思ったりもいたします。あるいは、審議の仕方についても、最初から何か有罪のような何か印象を与えるようなやり方だったとか、そんないろんなことがあると思えます。

これはケース、ケースですから、どんなことが生じてくるかも分かりませんけれども、そういう意味では、衆議院の方で付けていただいた要件、これは十分にこれが一つの歯止めになるということとが分かれますけれども、やはりそれ以外はどうもすべて口をつぐんでおくんだということになりませんように、この適用等に当たってはやっぱり十分に考えていただきたいというふうに思っております。

そういう意味では、その際に、やっぱりこの守秘義務ということが設けられる趣旨というのは、一つは、申し上げましたような他人のプライバシーと、こういうものをやたらに暴露をしてはいけないと、あるいは裁判の公正、裁判の信頼、こういうものを損なうようなことはやっぱり問題だと、それから評議においてそれが後からどうにかから文句を言われたり非難されたりするということを保証する自由に見え方ができるということを保証するというようなことがやっぱり趣旨だろうと思えます。

これは、既に衆議院の委員会でも立法趣旨としてこういうことだということがはっきりされているわけですので、やはりこの秘密の、守秘義務の範囲、そして、それに対してやっぱり罰則が科せられるわけですので、この解釈等に当たっては、運用に当たっては、やっぱりこの趣旨を十分に認識をしていただいて、そして、ただみんなもうあとは全部口をつぐんで、一生何もしゃべらないで、おくんたというふうなことになるように、是非その認識と、そして今後の運用等に当たって、いくべきだと思えますけれども、その点について、これから運用に当たる、あるいはこれを具体化していく政府側としてはどのように考えておられる

でしょうか。

○政府参考人(山崎潮君) 評議の経過が一番問題になるだろうと思えますけれども、一般論でございいますけれども、その評議がどのような進行過程を経て結論に至ったかという、その筋道をいうわけでございまして、その評議において議題にされた事項の内容、あるいはその評議の審理、審議過程、これが当たるといことになるわけでございます。

ただいま委員の方から幾つかその具体的な事例等が言われたわけでございますけれども、ちょっと個々の問題について申し上げることはなかなか難しいので、そういう一般的な発言がその評議の審理過程に触れるものであるという場合には、確かにその評議の経過に該当するということにはあり得ますので、そこに該当するような発言かどうかという点がポイントになるわけでございます。

その点に關しまして、ただいま御指摘のように、これが設けられた趣旨等、こういう点もよく勘案して、例えば一般論で言えば、検察官が公訴を提起するという場合に起訴猶予にするかどうかないかという判断とか、仮に不幸にして裁判になったというふうな場合でも、裁判官はそこをどういうふうな考えていくかというふうな場面においても、その秘密漏示罪の保護法益です、ね、これがどういふものであるかということ踏まえまして、その情状の程度の判断がされるというところになっていくだろうというふうに考えています。

○千葉景子君 是非、これはこの裁判員制度のやっぱり根幹にかかわるということであらうというふうに思っています。是非、裁判員となった市民が本当にそれを、またこれから社会にその経験を還元して、それが積み重なり、より良き社会の一員としてまた活躍できるような、そういう辺りを是非認識をしながら、今後の運用等がなされることを期待をさせていただきたいというふうに思っております。

さて、裁判員が今申し上げましたように本当に司法を担う担い手ということでこの裁判にかかわるといふことになるためには、やっぱり裁判官が裁判をやる、ちよつとその横に裁判員が飾り物のようにいるということになっては全く意味がないわけでございます。やはり、裁判員が主体的、実質的に裁判にかかわる、かかわることができ、そういう構造を持たなければならぬというふうに思っております。

それは、私は二面あると思うんですが、一つは、やはりそのためには、まず公判手続の方です、ね、この公判手続がやはり分かりやすく、そして公判を通じて本当に自らが、その公判で展開される主張や、あるいは証拠の開示、証拠などによってやっぱり自分で本当に実質的な意見形成を行っていくということができないと、飾り物になつてしまふということになるかと思えます。

これについても、これまででも大分議論がなされてまいりました。でき得るだけやはり公判を通じて直接的にそこで主張をされる、そして展開される、証拠等を中心にしてやはり意思が形成されるような形にしなければいけない。そういう意味では、これまでのような、どちらかというと調書を中心とした裁判から、やっぱり公判での直接的なシステムに転換していくということが大事だろうというふうに思っております。

これは、今回の法案、そして刑事訴訟法等でも、一定のやりとりに対して担保措置というものができてきたかというふうに思っております。ただ、そうはいっても、やはり調書とかそれ以前の捜査段階でのいろいろな取調べの状況等々をやっぱりまた振り返って検証しなければいけないという場面も当然それは残されるわけでございます。そうなりますと、やっぱりそこも含めて十分に分かりやすい、そして裁判員にとってもやっぱりすぐにそれを見ることによって、あるいはそれを検証することによって意思形成ができるということがなければならぬというふうに思っています。

何しろ裁判員というのは無作為に抽出をされて、一回、そして一定の限られた時間でやっぱり判断をするということになるわけですので、家に帰って、宿題を持って帰るようなそういうことはできないわけですね。そういう意味で、これも常々言われておりますように、捜査過程をできるだけ透明にするというところがやはり求められてくるのではないかとこのように思っています。

この委員会では一つは先鞭を付けていただいたというふうに思っておりますのは、裁判の迅速化を図ろうという法案につきまして審議をさせていただき、そしてそのときに、この委員会の決議として、やはり迅速、そしてかつ充実な裁判を進めるためには、捜査過程、取調べについて可視化、録音とか録画とかそういうやっぱりできるだけ後からすぐに検証できる、そういうことをやっぱり検討すべきだということを初めてこの委員会での決議として挙げさせていただいたことを改めて思い起こします。

そういうことを考えますときには、裁判員制度というものが更に加わることにによりまして、この可視化ということについては今後本当に積極的に取り組んでいかなければいけない。私たちも決議をした責任者でもありますので、こちらも積極的にやはり議論を進めていく必要があるだろうというふうに思っております。

これについては、裁判員制度だから可視化だけというわけではないんだという御答弁、御説明をこの間もいただいております。それも十分に承知しております。決して裁判員制度が導入するということだけではなく、やっぱり捜査過程の透明化、そして迅速で充実な裁判ということの本当に根幹になるということでもあり、それは十分承知をいたしておりますが、裁判員制度ということになりますと、やっぱりこの可視化というのは、捜査全体を見直したり、刑事司法の在り方を見直す大きなやっぱり柱になるのではないかとこのように思っております。

その点についての御認識を改めてお聞かせをい

ただきたいと思ひます。

○政府参考人(橋渡利秋君) 委員御指摘のように、裁判員制度の導入に伴ひまして、裁判員に分かりやすく迅速な審理が行われるようにすることは極めて重要であるというふうに考えております。

しかしながら、取調べ状況の録音、録画等につきましては、司法制度改革審議会意見におきましても、刑事手続全体における被疑者の取調べの機能、役割との関係で慎重な配慮が必要であること等の理由から将来的な検討課題とされているところでございまして、慎重な検討が必要であると考へていところでございします。

なお、最高裁判所、日本弁護士連合会及び法務省・最高検察庁は、本年の三月、裁判員制度の導入等を踏まえまして検討を要する刑事手続の在り方等に関し協議、検討を行うために、刑事手続の在り方等に関する協議会を設けたところでございします。この協議会におきましては、取調べ状況の録音、録画等の問題についても協議、検討することとされておりました。法務省といたしましては、同協議会における議論も踏まえ、刑事手続の在り方全体の中で多角的な見地から検討することが必要であると考へております。

今後とも慎重に検討してまいりたいというふうに考へております。

○千葉景子君 余り慎重、慎重と強調なさらないで結構かと思ひます。全体を総合的に、そういう意味で慎重にどうか、これだけが突出するわけではないという御趣旨であろうというふうに思ひますけれども、是非そういう全体の検討の中で、やはりこれも大変重要なポイントだと、柱だという認識を是非お持ちをいただき、遠慮をすることなく、むしろ、結論はそれはそんな明日出せということではありせん。むしろ積極的なやつぱりむしろ議論をやっていくんだという姿勢でやはりこの問題を見ていただきたいというふうに思ひます。

裁判員が主体的にやつぱり参加をするため、そ

の公判手続の問題、それからもう一つは評議ですね。この評議においても、やはり裁判官だけがリードして裁判官の意見だけがやつぱり中心になるということではなくして、でき得る限りというか、参加した裁判員がやはりむしろ主体的に中心となつて、意見がどんどん活発に展開をされてまゝつていくものだというのが大事だろうというふうに思ひます。

そこで、今日ちようど参考人、四宮参考人でございしたかね、やはり実質的に裁判員の参加をやつぱり担保するためには、この評議についても一定の指針というのでしょうか、ルールというやうなものをやつぱり考へておく必要があるのではないかと御意見がありました。私も本当にもつともなことでというふうに思ひているところもございします。

これはなかなか、それぞれの裁判体、それから裁判事件等によつて構成されて評議が行われるわけですので、なかなかしやくし定規なルールということとは難しいのかなというふうには思ひます。ただ、やはりこの裁判員制度が導入をされる趣旨から考へますときにはやはり認識として、あるいは精神条項みたいなやつてしまふのかも分かりませんけれども、やつぱり幾つか考へておく必要があるのではないかと御意見があります。

それは、裁判官が三人ということになりました。そういう意味では、その三人がああだらこうだらもう何かそこでがあが裁判官ばかりがしやくべつていというやうなことになるでも困る。やつぱり裁判官が、三人の中でもやつぱり調整をきちつとして全体をまともていく役、あるいは何かのときに皆さんの意見をきちつと整理をしていつでもまた、さつきどうい議論だったつていうときにばつと、いやいやこいうことでしたというやうなことをやつぱりサポートするやうな役回りといひますか、あるいはいろいろな意見が出すいように、やつぱりこいう考へ方もあるよというやうなことで、いろいろな意見を出しやすく促してい役割とか、いづれにしても、これから裁

判官三人の中でのいろいろな役割なんぞも裁判体としては念頭にだんだん置かれるやうになつていくのかなというふうに思ひますし、あるいは裁判員ができるだけ先に発言できるように、裁判官だけがもうこいう思ふこいう思ふと進んじやうんじやないやうな、裁判員にできるだけ意見表明の機会を促すということ、あるいは多数決制ではありますけれども、基本的にはやつぱり全会一致でみんなが納得できるこいう答えを出していくやうなやつぱりこいうルール、こいうやうなことを含めてやつぱりこの評議の在り方というのも大変重要ではないかと御意見があります。

先ほど申し上げましたやうに、まあしやくし定規なルールというわけにはいかないかもしれせんけれども、今幾つか申し上げましたやうな点などをやつぱり念頭にあるいは踏まえた今後の評議ということが考へられようかというふうに思ひますけれども、その辺りについては、これはどうでしょうか、これから運用に当たつていくのは裁判所ということになるのでしょうか。考へ方あるいは今後の方向性みたいなものももし既におありであればお聞かせをいただきたいと思ひます。

○最高裁判所長官代理者(大野市太郎君) 現在固まった案があるというわけではありせん。

ただ、委員御指摘のやうに、評議は裁判体を構成する者が全員が意見を交換して、できるだけ評議を尽くして意見を一致するやうにしていくというのが望ましい評議であらうと思ひます。それでも意見が一致しなかつたときには多数決というやうなことが法律で決められていくわけですが、理想とすれば意見が一致するやうに努力していくということだろうと思ひます。

そのために評議を尽くすということは裁判官として当然でありますし、これまでも三人の合議体でやつていくときには、できるだけ若い人から意見を言つてもらつてこいうことをしてこられたし、その意見をどうやつてくみ上げていくかといふのはやつぱり裁判長の訴訟運営といひますか、

一つの合議の運営の、を主として重要な役割を果たしていただくわけですね。これからの恐らく同じことになるだろうと思ひまして、裁判員の方々にやつぱり忌憚のない意見を出していただく、裁判官とともに、その中で意見を交換して一つの意見形成ができればいいというふうに思ひます。

そのために法律の方も、今度の法案では六十六条の五項で、裁判長がこいう裁判員が発言する機会を十分設けるなど裁判員がその職責を十分に果たすことができるやうに配慮しなければならぬというふうにされております。

裁判所といたしましても、こいういった規定の趣旨を十分認識しながら、十分な意見交換ができるやうに、裁判員の方々が来ていただいて意見を述べられたという気持ちを持つていただくやうな評議を運営していきけるやうに努力してまいりたいというふうに思ひます。

○千葉景子君 さて、この裁判員制度、それから刑事訴訟法の改正ということがやはり我が国の刑事訴訟手続の本当に大きな大変革ということになるかというふうに思ふんですけれども、これも今日、参考人の質疑の中でも出てまいりましたが、これが被疑者とか被告人の言わば権利、防御権などを、何というんでしようね、阻害するあるいはそれを後退をさせるものではないかというやうな論がないわけではありせん。私は決してそんなことはないのだというふうに考へておりますし、それから今日、参考人の皆さんもそれぞれ、決してこいうものではないと、むしろ被疑者、被告人の権利、こいうものをむしろ充実をしていく方向にあるものなんだという御意見が開陳をされ、大変私も納得をさせていただいたところですが、この取りまとめに当たつた政府としても、これが被疑者や被告人の防御権などを侵害したり後退をさせるというものではないこと、それは当然なものとしてまともてこられたというふうに思ひますけれども、その点、改めてちよつと分かりやすくといひますか、御説明をいただければというふうに思ひます。

○政府参考人(山崎潮君) ただいま委員御指摘のとおり、裁判員制度を導入したからといって、被告人の防御権、これが損なわれるようなことになるということは厳に避けるべきであるということからその法案を考えてきたということでございます。

例えば、一例を申し上げますと、この制度に伴いまして公判前整理手続、これはその裁判員裁判の対象の事件につきましては必ず行うということにするわけでございますけれども、この中で、従来に増して、必要な証拠については法廷になるべく出て、その被告人の防御等に、それから防御等に役に立つように、あるいはその準備が十分できるようにという配慮からその証拠を、証拠開示を拡充をしていくと、こういう制度を設けているわけでございまして、そういう意味では、従来の手続より手厚い手続もちゃんと中に設けて、被告人の防御権に影響がないようにという配慮もしているというところで御理解を賜りたいというふうに思います。

○千葉景子君 そういう配慮がなされているということでもあり、それから基本的に裁判員制度、そして刑罰の大きな変革、それ自体がむしろ積極的な意味で被疑者や被告人の権利、防御をむしろ拡大といえますかね、むしろ強めていくものだと、私はそちらの面も大事なんだろうというふうに思っております。これは確認をさせていただきます。

さて、提案者、修正案の提案者の方にもまたお尋ねさせていただきますが、附則の三条で「環境の整備」ということが盛り込まれました。これは、これも今日、参考人等からも、やっぱり本当に気持ち良くといえましょうかね、やっぱりやった、裁判員になったことが非常に自分にとっても満足のことだったんだと、こういうふうになるように、まあ、今は皆さんに聞くと、なるべく裁判員には抽せんでも当たらない方がいいなというのが今は率直なやつぱり国民の意識ではないかというふうに思うんですけれども、やっぱりそうでは

ないんだと、むしろこうやって皆さんの本当に市民の力が裁判にとっても必要なんですと、むしろそういう本当にアピールをしていくということが大事なんだということも参考人からも御発言がありました。

そういう意味で、そういう環境整備をしていくというのは私は本当に極めてこれ大事であろうと、附則であつてもこれが皆さんの合意で付けられたということにはやっぱり大きな意味があると思います。具体的にはどういうことを皆さん、修正案の提案者の皆さんが考えながらこういう条項が盛り込まれたのでしょうか、お聞かせをいただきたいと思ひます。

○衆議院議員(佐々木秀典君) お答えをいたします。

要するに、国民の皆さんに裁判員になっていただくようお願いをするわけですね。裁判員の皆さんとしても決して自分から進んでということではないと思うだけに、できるだけ気持ち良く裁判員のお務めをしていただけるような環境を整える必要があるだろうと思つておりまして、負担もそれからまたいろいろな生活への影響が出てくるのは当然だと思ひます。

議論の中では、例えばお子さんを抱えている御婦人の場合だとか、あるいは介護を要する方、あるいは介護者を抱える方、こういう方々でも裁判員になっていただくためには、そういう方々に対しての手当てという設備を設けることも含めて考える必要があるのではないかと。あるいは、お勤めをしている方々については、そのお勤めの中から裁判員の方にお仕事をしてもらうわけですから、そのときにはやはり雇主さんの御理解や御協力も必要だろうし、あるいは有休扱いにさせていただくようなことで、その雇用上の身分関係に支障を与えるようなことであつてはならないというふうなことを含めて、要は裁判員として参加しやすい環境を整える必要があるだろうと。

そういうような思いからこの附則を修正として付けさせていただいたということでございます。

で、なお、こういうことについてはということとは、まだこれから検討の期間が置かれるわけですから、その中でも私は十分に今度の質疑を踏まえて具体的にやはり措置を講じられるべきだと、こんなふうに思っております。

○千葉景子君 ありがとうございます。

今ございましたように、修正案の提案者の皆さんもこの条項の中に本当にそれぞれ思いを込めて、なかなか具体的には言葉にはなつておりませんが、んけれども、そういう幾つか今挙げられたようなことを含めて環境の整備に努めていくということがこの中からにじみ出てくるものだろうというふうに思ひます。そういう意味では、議論をする私たちの立場も、そしてこれをこれから更に充実にさせて施行までに持つていく政府側としても、この趣旨をやつぱり生かした整備、制度の整備、いろいろな措置を積極的に講じていただくことを、これも期待をしておきたいというふうに思ひます。

それとかかわりまして、これも参考人からも御指摘いただいて、今日もう参考人の御指摘を何か私は全部丸取りしているようなところもあるんですけれども、いわゆるやつぱり裁判員というのでできるだけ偏りなく幅広い市民の常識を入れようというわけですので、いろんな偏りのないやつぱり選任がなされるというのがいい、私はいいんだらうと思ひます。無作為で抽出するというのはその大きな基本になる。

ただ、なかなか難しいのは、やはり今、司法だけではなくして社会のあらゆる場面であつておられますけれども、やはりジェンダーの視点、こういうものをやつぱり忘れてはならないだろうというふうにも思っております。

なかなかこの裁判員の選任について性の隔たりがないようにするというのは、これは難しいことです。性別に抽出をするというわけにはまいりませんし、そういう意味ではできるだけ人数の幅が大きければその中に性別が混在してくることがよりやりやすくなるのかなとは思ひますけれども、

なかなか性の偏りがないようにするというのは、制度的には難しいところはあるというふうには思っております。

世界のいろいろな市民参加の制度の中には、いわゆるクオータのように何割はいなきやいけないという、片方の性に偏つてはいけないというふうな、そういう制度を取り入れているところもあるようですけれども、そう簡単ではないということも十分に承知をいたしております。それだけに、ほかの要素で女性の方が非常に選ばれにくい、あるいは選ばれてもどうしてもその裁判にかかわりにくい、そういう環境に置かれたり、あるいはそういう条件に置かれたりすることをまずは除去をしていくということが大事なんだろうというふうに思ひます。

今、修正の中で、環境整備ということの中で、やつぱり育児とか介護とか、そういう問題などにもできるだけ配慮をするような思いが込められているというところがございました。そういう意味で、その辺りのやはり性に偏りがなくこの言わば前提ですね、環境整備という意味で、その辺り、やはり託児所の問題とか様々あるかというふうに思ひますけれども、その辺りについては、今後、積極的に施行までの間にいろんな条件を整えていくという御覚悟はあるのでしょうか。その点についてお聞かせをいただきたいと思ひます。

○政府参考人(山崎潮君) 先ほど、衆議院における議員修正によりまして環境の整備、努力義務が入れたわけでございます。私どもも、これを踏まえてその対応をしてみたいというふうに考えております。

この点につきましては、育児、介護だけではなくて、例えば障害者の方の問題だとか、あるいは中小零細企業の方をどうするかとか、今まで様々な議論がございました。こういうものにつきまして、今後、法律が成立をさせていただいた後、その施行までの間にいろんな形で広報あるいは周知徹底を図っていくわけでございますが、その中で、様々な御意見ですね、また出てくるだろうと、そ

れも期待をしているわけでございまして、そういう中で、可能なものについてはできる限り取り入れて、取り入れた形でやっていくということが必要かというふうに思っております。

ただ、現在の段階で、どういうジャンルについてどういう程度可能かというのは、まだそこまでは思いが至っておりませんけれども、今後、その辺のところを念頭に置きながら施行に向けて準備をしてまいりたいというふうに考えております。

○千葉景子君 是非そうしていただきたいと思いますが、今私が指摘をさせていただいておりますのは、そういう中でやはり、ジェンダーバイアスがやはり掛かってしまうようなことになりませんような、できるだけジェンダーバランスが取れる、そのためのやっぱり基礎作りといえますが環境整備と、こういうところは常に念頭に置いていただきたいというふうに思います。

先ほど言ったように、やっぱり数の上でこつちだけ選ぶ、こつちだけ選ぶというのではなかなかできないわけですので、少なくとも基盤としては、どちらの性にあっても気持ちよくといえますが、障害なく、裁判員に選ばれたら断ることもなく、積極的に参加ができるんだというやっぱり環境を整備をしておいていただくことがまず大前提であろうというふうに思いますので、しっかりと意識をしておいていただきたいと思っております。

必ずしも、女性、性がバランスが取れるとは必ずしも限りません。そういう中で、やはりこれから裁判員が参加をする、そういう裁判ということも併せて、裁判所におけるあるいは裁判官に対するやっぱりジェンダー教育、これがやっぱり大事だろうというふうに思います。やっぱり議論を整理をしていく、裁判員にいろんな、何というんでしようね、情報をきちっと提供しながら合意を形成していくというように、やっぱりその取りまとめといいますか、合意形成の議長役を務めるやっぱり裁判官自身がやっぱりジェンダーに対する偏見のようなものがありますと、これはやっぱり問題あるわけですので、まずは裁判所、裁判官

におけるジェンダー教育、こういうことがより一層求められてくるのではないかとこのように思います。

その点、現状と、そしてこういう裁判員制度などを展望しながらの考え方、お示しをいただきたいというふうに思います。

○最高裁判所長官代理者(大野市太郎君) 裁判官が社会におきますジェンダーバイアスについて十分な認識を持って職務に当たらなければならぬということは大変重要なことであるというふうに私も考えております。

そのためには、まず裁判官の場合は自己研さんというのが一番最初にあるわけですが、それ以外にも研修という形で裁判所ではいろいろなそういう自己啓発の機会を、きっかけを設けるようにしております。

具体的に申し上げますと、司法研修所におけるこれまでの各種の研修で、研究会等でジェンダーバイアスの問題も取り上げております。また、それ以外にも少年事件、家事事件の問題研究のように女性の権利保護あるいは福祉に関する具体的問題を含んだカリキュラムを行ったりしておりますし、またDV関係の法律の関係で、そういった問題に関する男女の問題、さらには男女共同参画社会の在り方等の問題について研修をこれまでも行ってきたところであります。

これから裁判員制度の中でどのようなジェンダー教育が必要かというようなことを含めまして検討していきたいというふうに思っております。

○木庭健太郎君 修正者の皆さん、お疲れさまでございました。

今日は刑事訴訟法の一部改正の法案につきまして時間をいただいておりますと思っております。

今回のこの刑事訴訟法の一部改正、一つは、刑事裁判の充実、迅速化を図るために新たに公判前整理手続のこの制度を創設しておりますし、証拠開示についても拡充、ルールの明確化もしていただき、また新たな裁判の仕組みとして即決裁判の手続が

設けられたり、またその一方で、被疑者の人権というところでこの被疑者に対する公的弁護人制度の導入もなされ、なおかつ検察審査会についても今回ある意味ではこれを審査を充実、更に法的拘束力の付与をなすような様々な改善がなされております、是非これはこの一連の司法制度改革の中で果たしていかなければならない一つ一つのことで、私も私も思っておりますので、この法律成立をし、きちんとした形でできるように、こう思っておりますわけでございます、その中で幾つか疑問の点もございまして、お伺いしながら質疑をしたいと思いますと思っておりますので、一点目は証拠開示の点でございますが、先ほどから話があったとおりでございます、証拠開示の今回は拡充を図るというふうになっておりますが、その開示をするに当たって、法案を読ませていただきますと、開示することの必要性の程度並びに開示によって生じるおそれのある被害の内容及び程度を考慮しなければならぬというふうに規定をされているわけでございます。

ただ、その文言だけ読むと、一体じゃ開示によって生じるおそれのある被害というものが具体的にどういうことを想定しているのかというのがこの条文を読むだけじゃ分かりませんし、拡充したといっても、じゃこういうものが大きく規定されてしまえばその関係の中で疑問が生じてくるわけであって、しかも、この被害という言葉でございしますが、これは検察官にとつての被害という趣旨で書かれているのかどうか、この点につきましても併せて御答弁をお願いしたいと思います。

○政府参考人(山崎潮君) まず、どういう被害があるかということと三つぐらいの典型例で御説明を申し上げます。これによりまして、検察の都合だけだと、被害だということではないということもお分かりをいただけるというふうに思います。

まず、被告人に不利益な供述をしている証人予定者、これに對しましてその被告人の関係者等が脅迫、買取等の手段によってその被告人に有利な証言をするように働き掛けるというふうな、いわゆる罪証隠滅とかあるいは証人威迫、こういうような態様があり得るといのが一つの被害の典型例でございます。

それから、例えば会社ぐるみの犯罪におきまして、検察官の立証に必要ではないんですけれども捜査の端緒となったという、そういう内部告発者、こういう人の供述調書が明らかにすることによって、その内部告発者に対していろいろな嫌がらせ、あるいは場合によっては解雇というような報復が行われるおそれもある、こういう被害もあり得るというところでございます。

それから、三つ目でございます。これもかなり重大な問題でございますけれども、被害者等の私生活にわたる事項が記載された日記、手帳等、こういう証拠物あるいは供述調書の内容が第三者に明らかにすることによって、名誉あるいはプライバシー、この侵害が生ずるおそれがあるというふうな被害というものがございまして、したがって、裁判に影響のあるもの、それからそれを告発した方に迷惑が掛かるようなもの、それからあるいは事件関係者、そういう方の名譽とかプライバシーに影響があるもの、様々な被害があるわけでございます、こういうことを総合してその証拠を開示すべきかどうかを考えると、こういうことでございます。

○木庭健太郎君 そういった、正にそれはおっしゃる通りに被害があるという内容だと思っておりますが、その被害の内容を含めて今言ったような問題点がある。これはちょっと、法律に基づく被害もある程度あるの考慮した上でということを検察側から結局これ、こういうものがありますよと、いうことで開示はできないということになるわけですよ、その問題は、ただ弁護側から、今度は逆にそれは被害という問題と違うんじゃないですかという問題がもし出てくるような接点があった場合は、これは先ほどおっしゃっていましたが、最終判断は裁判官がということですか、そのところを解説しておいてください。

まず、被告人に不利益な供述をしている証人予定者、これに對しましてその被告人の関係者等が脅迫、買取等の手段によってその被告人に有利な証言をするように働き掛けるというふうな、いわゆる罪証隠滅とかあるいは証人威迫、こういうような態様があり得るといのが一つの被害の典型例でございます。

それから、例えば会社ぐるみの犯罪におきまして、検察官の立証に必要ではないんですけれども捜査の端緒となったという、そういう内部告発者、こういう人の供述調書が明らかにすることによって、その内部告発者に対していろいろな嫌がらせ、あるいは場合によっては解雇というような報復が行われるおそれもある、こういう被害もあり得るというところでございます。

それから、三つ目でございます。これもかなり重大な問題でございますけれども、被害者等の私生活にわたる事項が記載された日記、手帳等、こういう証拠物あるいは供述調書の内容が第三者に明らかにすることによって、名誉あるいはプライバシー、この侵害が生ずるおそれがあるというふうな被害というものがございまして、したがって、裁判に影響のあるもの、それからそれを告発した方に迷惑が掛かるようなもの、それからあるいは事件関係者、そういう方の名譽とかプライバシーに影響があるもの、様々な被害があるわけでございます、こういうことを総合してその証拠を開示すべきかどうかを考えると、こういうことでございます。

○木庭健太郎君 そういった、正にそれはおっしゃる通りに被害があるという内容だと思っておりますが、その被害の内容を含めて今言ったような問題点がある。これはちょっと、法律に基づく被害もある程度あるの考慮した上でということを検察側から結局これ、こういうものがありますよと、いうことで開示はできないということになるわけですよ、その問題は、ただ弁護側から、今度は逆にそれは被害という問題と違うんじゃないですかという問題がもし出てくるような接点があった場合は、これは先ほどおっしゃっていましたが、最終判断は裁判官がということですか、そのところを解説しておいてください。

まず、被告人に不利益な供述をしている証人予定者、これに對しましてその被告人の関係者等が脅迫、買取等の手段によってその被告人に有利な証言をするように働き掛けるというふうな、いわゆる罪証隠滅とかあるいは証人威迫、こういうような態様があり得るといのが一つの被害の典型例でございます。

それから、例えば会社ぐるみの犯罪におきまして、検察官の立証に必要ではないんですけれども捜査の端緒となったという、そういう内部告発者、こういう人の供述調書が明らかにすることによって、その内部告発者に対していろいろな嫌がらせ、あるいは場合によっては解雇というような報復が行われるおそれもある、こういう被害もあり得るというところでございます。

それから、三つ目でございます。これもかなり重大な問題でございますけれども、被害者等の私生活にわたる事項が記載された日記、手帳等、こういう証拠物あるいは供述調書の内容が第三者に明らかにすることによって、名誉あるいはプライバシー、この侵害が生ずるおそれがあるというふうな被害というものがございまして、したがって、裁判に影響のあるもの、それからそれを告発した方に迷惑が掛かるようなもの、それからあるいは事件関係者、そういう方の名譽とかプライバシーに影響があるもの、様々な被害があるわけでございます、こういうことを総合してその証拠を開示すべきかどうかを考えると、こういうことでございます。

○木庭健太郎君 そういった、正にそれはおっしゃる通りに被害があるという内容だと思っておりますが、その被害の内容を含めて今言ったような問題点がある。これはちょっと、法律に基づく被害もある程度あるの考慮した上でということを検察側から結局これ、こういうものがありますよと、いうことで開示はできないということになるわけですよ、その問題は、ただ弁護側から、今度は逆にそれは被害という問題と違うんじゃないですかという問題がもし出てくるような接点があった場合は、これは先ほどおっしゃっていましたが、最終判断は裁判官がということですか、そのところを解説しておいてください。

まず、被告人に不利益な供述をしている証人予定者、これに對しましてその被告人の関係者等が脅迫、買取等の手段によってその被告人に有利な証言をするように働き掛けるというふうな、いわゆる罪証隠滅とかあるいは証人威迫、こういうような態様があり得るといのが一つの被害の典型例でございます。

○政府参考人(山崎潮君) 確かに、この弊害があるか、それからこの証拠を出す必要があるか、この辺のところはやっぱり両当事者で食い違う可能性は当然ございます。したがって、検察官の方が弊害があると判断しても弁護士側としてはそれほど弊害はないじゃないかという、あるいはそれから、これがどうしても必要なんだという主張が出てくる可能性は当然ございます。ここで最終的に決着が付かないということになれば、これはもう最終的には裁判所が裁定をいたしまして出すべきものは出しなさいと、こういう形になります。

○木庭健太郎君 もう一つ、この証拠開示の面で、この開示証拠の目的外使用を禁止するというのが基本に今回なっている。これは、先ほども御説明いただきましたように、今後は出される証拠というものの、これまでよりも膨大な量になる。ある意味じゃいろんな様なものがあるという御指摘もいただきました。

ただ、これをもし禁止ということになってくると、特に弁護士の方から御指摘があるんですけども、例えば共犯事件において各共犯者の弁護士が集まってそれぞれの弁護士が検察官から開示された証拠を見せ合って検討することができなくなるのではないかと、このような指摘も、これ弁護士の方からもお聞きしましたし、また例えば弁護士が、無罪が起きた場合、無罪の事例集のような資料を作ったり、無罪事例の参考にするということができないというような指摘も、これ弁護士の方からお伺いしているんですけれども、このような指摘というのは当たっているのかどうか、またどういう場合に使用を認められるのか、併せてこの点を御説明いただいております。○政府参考人(山崎潮君) この開示された証拠の基本的な考え方でございますけれども、やはりこれは現に係属している被告事件、これに争点を整理すると。これに十分なものを出していきたいと思います。基本は被告事件、それから、あるいはこれに密接

不可分の再審請求の事件とか、そういうような非常上告という手続もございしますけれども、そういうものに基本的には限るということでございします。

ただいま御指摘の点で、まず共犯者の関係の点が指摘されましたけれども、その各共犯者の弁護士が開示された証拠を見せ合うということにつきましては、弁護士が自らに開示するという場合で、これを他の共犯者の弁護士に示すという場合であっても、例えば開示の証拠に関係する事実について共犯者の認識、これを調査するという目的で行うという場合には、結局自ら担当する被告事件、その審理の準備のために必要であるということになるわけでございします。で、こういう場合には当然のことながらそれを禁じているわけではなく、ということになるわけでございします。

これに對しまして、当該被告事件の審理の準備のためには言えないような場合、これについては使用が制限されるということになるわけでございまして、ただその場合でありまして、開示された証拠の複製、コピー、これをそのものを示すのではなくて、その証拠の概要を伝えるということについては何ら制限をしているものではないということでございます。

先ほどちょっと御指摘がございましたけれども、無罪の事例集でございますが、こういうような場合には、これで執務資料を作成して出版するというところで、これが使用が許される場合、該当するものではないのですけれども、この場合は、ただ、あくまで開示証拠のコピーをそのまま引用するということではなくて、その概要を伝えると、それを概要を記載するということ、これによつて目的も達せられるわけでございまして、このことについては禁止をしていないと、こういう考え方になるわけでございします。

○木庭健太郎君 次は即決裁判の点、これも先ほど御説明がありました。これを導入する理由、それからこれまでの簡易裁判と違ってこの制度であれば利用もされるだろうという御答弁がござ

いました。大体どんな裁判の流れになるのかというようなイメージの図もいただいております。すけれども、もちろんこれによつて裁判の迅速化、効率化を図るという意味では、極めて一つの新しい形として重要な制度の導入だと私も思っておりますが、イメージ的に見ると、これは一体、流れからいうとどうなっている、例えば、これ裁判開かれれば五分ぐらいで終わるんですかね。まず、イメージ的に、こう、どう、その日のうちに即決になるわけですね、判決そのものは冒頭で冒頭陳述やつて、即決裁判の手続も決定して、簡易、簡易公判手続と同じようにやる、で、結審でしよう、で、判決ですから、まずちょっと国民の皆さんに分かるように、こんななるんですよということができれば御説明いただいております。

○政府参考人(山崎潮君) 基本的には公判になります。簡易公判手続とかなり類似したところもあります。簡易公判手続の場合は、最初起訴状を朗読して、それから冒頭陳述をやります。後は証拠調べは、争っていないということ前提になるべく簡易に行っていく。場合によっては、朗読もほんの一部を要旨を言っておくことは省略するとか、こういうような形でやれることになりました。で、争っておりませんので、それでその犯罪事実についての証明はあるということになるわけでございします。そうすると、あと情状が必要になってくると、こういうことでもございしますが、そういう場合は、多分大体そのことを見越して情状証人の方を同行されていることが多いと思いますけれども、その証人の方を調べて、直ちにそこで最終的に論告求刑が行われて、若干時間空け、一遍裁判官は休憩するかもしれないけれども、頭を整理してそこで速やかに判決をする、こういうようなイメージになるんだというふうに考えています。

(「弁論」と呼ぶ者あり)
○木庭健太郎君 ちょっと横から声がある弁論については、弁論はあるんですかね。

○政府参考人(山崎潮君) 済みません。論告求刑、弁論でございます。落としました、大変失礼い

たしました。

○木庭健太郎君 あと、ちょっと幾つか、この即決裁判手続で審理した場合は、これも先ほど御説明いただきましたが、特に懲役刑、禁錮刑を言い渡す場合には、これは執行猶予付きの判決しか言い渡せないというふうな決めているわけですね。これはなぜかという理由を説明してください。

○政府参考人(山崎潮君) 結局は、この手続は争いがない簡易明白な事件について迅速に行うということで、証拠調べ等も簡易に行っていくわけでございします。そういうような中で行う手続であるという性格を、性質を考えると、それで実刑までを、その判決を科すというのはいかがなものかと、こういう考えでございます。本当に実刑を科すというふうなものであれば、きちっとした手続で、簡易じゃなくてきちっとした手続でその上でやるべきだと、こういう考え方によるものでございします。

○木庭健太郎君 もう一つ、即決裁判手続においてされた判決に対しては事実誤認を理由として上訴することができないというふうになっておるわけでございします。これも従来の裁判の仕組みでいけば、我が国の刑事訴訟というのはこれ三審制を一応採用している。その中で、被告人との権利の問題なんですけれども、新たな裁判であり、即決、しかもこの場合は被疑者に異議がないということから始まっている。いろんな理由があるにしても、一応原則は三審制。ただ、新たなこの制度を作るときは上訴ができないというふうなことになる。上訴ができないと、その場合、いわゆる被告人との権利の関係の上で、こういうふうな仕組みでどうなんだという疑義も起こってくるんじゃないかと思うんですけれども、ともかくこのように上訴できないというふうにした理由についてもこれ伺っておきたいと思うんです。

○政府参考人(山崎潮君) 端的に言えば、上訴ができるんだという前提になりますと、やはり上訴に備えて即決裁判手続の審理段階から犯罪事実の認定のためにきちっとした証拠を必要以上に出し

ていかなきやならないということでございます。即決裁判手続は争っていないということから、もちろん犯罪の証明のために必要なものは出しますけれども、それほど手厚く出すというよりも最小限必要もので賄っていくわけでございますけれども、もしこれ上訴できるんだということになれば、それ十分なものを出していかなきやいけないということになります、簡易かどうかという問題にもなってくるわけでございます。

それと、この裁判手続においては必ず弁護人を付けるということで、必ず助言を得られるという機会がございます。

それから、この手続によって判決が言い渡されるまではいつでも有罪の陳述とかあるいはこの手続の同意、これを撤回することが出来るわけでございまして、本当にぎりぎりのところまで、あつたこの手続ではまずいという場合には元へ戻っていただくことができるわけでございますので、そういうことをしないで判決を受けたという方、そういう方についてはその上訴は認めない。これは、ある意味では自ら選んだ道ということで、私どもはこれは当然であるということを考えているわけでございます。

○木庭健太郎君　そしてその際、この場合は結局、上訴できないときというのは結局、正確に言うところ、罪となるべき事実誤認を理由とする控訴は不可ということになるわけですね。

そうすると、例えばそんなことはあるのかどうか分かりませんが、例えば、手続していろんなこととして、自分としては異議もなく即決で、即決裁判の手続の決定まで行ってしまったところ、判決が言い渡された。判決が言い渡されたところ、そうしたら、どうも自分の考えていた量刑と、量刑と、ちよつとこれ、こんなはずなのにちよつと重いなとか、執行猶予付いたとしてもです。いわゆる量刑不当ですよ。そういうふうに分かたかった場合、これは事実誤認の理由ではできないわけですね。だったら、これは量刑不当を理由にということであれば上訴することが許されるよ

うになるのかどうかということをお聞きしたいし、また、もしそうなる、量刑不当を理由に上訴することができるというのであれば、これ結果的に量刑不当という問題というのは、常に返っていくのは何に返っていくかと、本来的には事実誤認の問題に返っていくてしまふんじゃないかなとも思うんですね。そうした場合は量刑不当として控訴することが可能なかどうか、そこを御説明いただきたいと思います。

○政府参考人(山崎潮君)　これは、今御指摘のとおり、事実誤認を理由とする控訴、これができないということを言っているのみでございますので、量刑不当を理由とする控訴、これを禁じているわけではないということになります。

ただ、現実問題に、両者がかなり密接不可分になるわけでございまして、これが全く切り離された量刑不当の控訴があり得るのかどうかという問題にはなり得ますけれども、観念的にはあるということになるかと思ひます。

それで、ただ、現実起こってくる問題といたしましては、やっぱり事実の認定と量刑というのはかなり密接不可分になることが多いわけでございまして、もし事実誤認を基礎とする量刑不当ということになれば、事実誤認についての控訴はできないということになっておりますから、これはできないということになるかと思ひます。

○木庭健太郎君　まあそういう、ちよつとまだ、まだ細かい点をいろいろ詰めてくれないかなという点もあるなと思ひながら、もう一つ、今度新たに設けられます公的弁護制度についてお伺いを伺点かしておきます。

これ、先ほど大臣も少し、同じような御答弁になるかどうか、ともかく今、現行では、被告人しかこの国選弁護人の選任権、請求権、与えられていないわけですが、それが被疑者まで拡大する、もう人権、私は人権上の問題でも、法律上ではないならば被疑者の権利確保の上でも、ある意味じゃ大きな前進だと私は思っております。ともかく大臣に、この意味、つまり被疑者に国

選弁護人を付けることによって被疑者に具体的にどのような効果をもたらすと、こう判断されておやりになられたのか、御答弁をいただいております。

○国務大臣(野沢三三君)　国選弁護人を付けるということは、資力が十分でないなどの理由で自ら弁護人を依頼できない被疑者に国選というところで弁護人が付されることでございますが、被疑者としては、弁護人と相談しましてその助言を受けるなど、自己の権利を守るため弁護人の援助を受けることができるということで、これまでとは大変違つた立場になると思ひます。このように、被疑者に対する公的弁護制度の導入につきましては、被疑者が弁護人の援助を受ける権利を実効的に担保するという意義があると考えております。

さらに、捜査段階から国選弁護人が選任されることによりまして、弁護人の早期の争点把握が可能になりますので、刑事裁判の充実、迅速化を図るといふ観点からも重要な意味があると思ひます。

被疑者の立場で考えますと、相談相手がいるかいないかということ、安心をし裁判に取り組める、あるいは反省を早めて改悔のチャンスは私には大きくできるのではないかと。それによりまして、本人の立ち直り、社会復帰を期待することができるといふことになれば最も望ましい姿になると思ひます。

○木庭健太郎君　正に大臣おっしゃつたような意味があると思ひます。あると思ひます。もう一つ、それだつたら、どうして今回こういう一つの仕組みを作っているのかと、逆に疑問に思ふところも出てくる。それは何かということ、国選弁護人を付けるということができるといふことも、まず第一段階でどうするかということ、死刑又は無期若しくは短期一年以上の懲役、禁錮に当たる事件に最初に限る、そして法施行三年後を目途に、今度は対象となる事件の範囲は、死刑又は無期若しくは長期三年を超える懲役、禁錮に拡大する。いずれにしても、流れで、段階的にやろうとし

ているという。なぜこんなことをお考えになられるのかということとともに、ある意味では全事件について最初からやれるようにしてもいいんじゃないかという意見もあるわけですね。その辺をどうしてこう、特にこの場合、まず第一段階があつて第二段階があつてということになるわけであつて、で、最後に、まあ私は、将来的にです、御説明いただいた上では言おうと思つたが、もうまとめて聞きますが、段階的にこうやるというのも、一つの理由、それなりに分かりますけれども、最終的にはやっぱりこれ全被疑者という形で拡大できるというふうなところまで検討すべきだと思ひますが、併せて、大臣、答弁されますか。

○国務大臣(野沢三三君)　まず基本的な問題について私からお答えを申し上げますが、何事も初めてでございます。特にこの制度につきましては、やはり慎重に取り組む中で、それぞれの立場におります者がこれに徐々に習熟するということからして、こういった段階的な取組と、こう考えたということでございますので、まあそれが一遍に確かに目標まで行けばいいんですが、なるべくその点は安全に運転しようということでございますので、御理解をいただきたいと思います。

○政府参考人(山崎潮君)　基本は今大臣からお話されたとおりでございます。

一番大きな問題は、まず過疎地、司法過疎地域と言われる、いわゆる弁護士がいけない地域がかなりございます。あるいは一人しかいない。こういう地域についてこの被疑者弁護の制度を導入したいという状況になりますので、かなり緊急な対応を要するということにもなり得るわけでございします。そのとき、弁護士がいけないというわけにはいかないということになります。

そうなりますと、そういうところに本当に弁護士が配置できるかという問題がまず前提にあります。これがある程度補充をするというんですか、可能にするために、これから法案の御承認を得ます総合法律支援法でございますけれども、その中

で日本司法支援センター、これを設けまして、一般の弁護士さんでは足りないところにつきましてこのセンターの弁護士がそれを可能にしていこう、こういうことにするわけでございます。

この裁判員制度は、一応五年以内で政令で定める日から施行いたしますけれども、日本司法支援センターの方のその関係の法律はそれより前に施行を予定しているわけでございまして、まずそこでその組織を立ち上げて、それから十分にいろいろ確保ができるという体制を作らないと現実問題難しいという点がございまして、それを考えまして、まず段階的に導入をしていくこと。それから、やはり公的資金も伴うわけでございまして、一番必要性の高いところから導入をいたしたいように。それから、それに対応できるような人的な基盤ができたからそれを広げていきたいと思います。それが大体三年を目途にということになっております。

将来的にそれを全部増やすかどうかという問題につきましては、これはなかなか難しいところもございまして、その時点における本場に過疎地域の充実度ですね、これがもともと事件増えるということになるとまた対応ができないということにもなりますので、それからあと、公的資金の関係で国民の理解が得られるかと、そういう問題を含めてまたこれは将来課題として考えていくということになるかと思っております。

○木庭健太郎君　もちろん今おっしゃったみたいに、これ司法ネット、総合支援というものができ上がっていかねばなかなか現実に対応できない。もちろん予算取りも法務大臣頑張らなくちゃいけない問題もあるという整備の中から極めて現実的に私はやられた問題だろうと、こう思っておりますし、将来は、ただやっぱり被疑者に対して、日本というの、被疑者になった段階で、もし金銭的に苦しいればそういうのができる社会だということ、目指すべき方向性は目指すべき方向性で持ちながら現実的に対応していくということなんだらうと思っております、是非そういう方向

を目指していただきたい。

最後に、検察審査会も今回変わっていくわけでございまして、一つは検察審査会、法的拘束力を与えるということでございます。

一つは、お聞きしたいのは、この検察審査会、権限強化、今回なるわけでございしますが、これが司法にとつてどういう具体的にい点があるのかというのを伺いたいとともに、まとめてお聞きしますが、今回は、検察審査会が起訴議決した後は裁判所が指定した弁護士が起訴議決にかかわる事件について公訴の提起とか維持に当たることになるんですね。普通ならば検察官がやるものを、これ弁護士が行うということになってくるわけであつて、その理由とともに、私がちょっと心配しているのは、検察の場合はきちんとした組織がございまして、そういうものがない弁護士さんが公訴維持をする、していくということには本場に大丈夫かな、大変なんじゃないかなということもちょっと感じるものですか、そういう体制ができていたのかという理由、また検察審査会の権限強化の利点、併せて御答弁いただいて質問を終わりたいと思ひます。

○政府参考人(山崎潮君)　まず、この改正の理念でございますけれども、検察審査会の議決に基づいて公訴が提起されるということによって公訴権の行使に国民の感覚をより直截に反映をさせるという点にございまして、これによりまして、公訴権をゆだねられております検察官ですね、これが独善に陥ることを防ぎまして公訴権の行使をより適正なものにすると、こういう観点から行われているものでございまして。

これにつきまして、起訴を相当だといった場合に、なぜ検察官がやらないで、最終的には弁護士にやらせるのかということになるわけでございまして、これは一般の国民から見ても有罪に向けて十分な立証活動がなされるかどうかという、そういう職務の公正らしさに疑念を生ずるおそれがございます。検察官は不起訴、起訴をしないとい

言っているわけですか。それからもう一度考え直せと言つてもまだしらないと言っているわけですから、その方にやらせるというのはいやばい問題があるだろうということでございます。その観点から指定弁護士が公訴の提起をするということになっているわけでございまして。

これは、現在も、例えば公務員が職権濫用した場合ですね、こういう場合についての付審判請求という事件がございまして、これについて起訴をする場合にはやっぱり裁判所が選任をした弁護士が検察官の役割をするというこの制度がありまして、これは今までに例がないわけではございませぬ、それが例が多いかというそれは別でございませぬけれども、そういう関係で現在もやっているものであるということでございます。

最終的には捜査の指揮権がなければならぬんすけれども、これについても自らやるようななかなか難しいところもございまして、これは捜査の指揮についても囑託をしていただければ積極的に検察の方で応ずるといふもの、それから職場の執務環境ですね、こういうものについても全部手当てをするとか、そういう形で支障がないようにさせていただくという点が前提になっているということ御理解を賜りたいと思ひます。

○井上哲士君　日本共産党の井上哲士です。前回の質問で、裁判員が実質的に裁判に関与できる制度にしないかやらないかという柱で御聞きをいたしました。今日はまずもう一つの柱、国民が参加しやすい、参加したくなるような制度にどうするかという点をお聞きをいたします。ちよつと通告と順番を変えますが、まずその点で守秘義務のことについてお聞きをいたします。

午前中、大変充実した参考人質疑をいたしました。その中で四宮参考人がアメリカの陪審制度の改革について紹介をされておりました。出頭率を上げる上で、刑罰を引き上げるんじやなくて、八〇%の人が単なる義務ではなくてこれは大切な仕事だと、こういうふうにも思つてもらうことが大事なんだということ改革をしたということを言

われておつたんですね。これは大事な仕事だと皆さんに思つていただくという点からいいますと、裁判員になった方が大いにその経験を語つて、大変大事な仕事をしてきたということを語つていただくこと、そして問題があればそれに基づいて正すということが、私は制度の発展にも定着にもつながっていくんではないかというふうに思ふんです。その点、まず大臣の認識をお聞きをしたいと思ひます。

○国務大臣(野沢三三君)　大変大事なことでございまして、意欲的に主体的に参加していただくことがこの制度を今後十分機能させるということで大変大事なことであると思ひます。

そこで、裁判員を経験された皆さんが評議の秘密とかその他プライバシーとかいふことの秘密に当たらない経験談を述べることは、大いにこれは結構なことじゃないかと。むしろ、そのことによりまして、国民の皆様が関心を持つていただくということは大変大事なことでございまして、午前中の参考人のお話もございしましたが、そういう意味も含めまして、やはり十分に感想を述べていただく上、かつ最低限の秘密は守つていただく、こういうことになっていけば有り難いと思つております。

○井上哲士君　今も、大いに語りながら最低限の秘密は守つていただきたい、こういう答弁があつたんですね。

ところが、どうも法案の方は、最低限というよりも、かなり広範な守秘義務が課せられているんではないかと思ひます、こうした守秘義務を課しているその保護法益についてまずお聞きをいたします。

○政府参考人(山崎潮君)　ここでは、他人のプライバシーとそれから評議の秘密と、職務上知り得た秘密とそれから評議の秘密、大きくこの二つに分けてお聞きをいたします。

最初に申し上げましたものは他人のプライバシーの問題でございまして、これが外へ出るという

ことになりまして、本当に裁判制度としていいのかどうかという問題が問われるわけでございます。

それからまた、評議の秘密がそのまま出るというところと同じでございまして、それが出るならばもう後で自由に物が言えなくなってしまうというおそれもあるわけでございます。したがって、その二つを保護法益にしているということでございます。

特に、評議における自由な発言、これを保障するというところにつきましては、その裁判員が後に批判されることを恐れまして自らの意見を開陳することを差し控えるというおそれがあるわけでございますので、それがないようにして、自由闊達に様々な意見が交換される、あるいは充実した評議が行われるようにする、これを守りたいということがその保護法益でございまして、それからもちろん他人のプライバシーがそのまま外へ出てしまうということも、これも絶対守らなきゃいけないと、こういう二つの保護法益だということでございます。

ある意味ではまた、それにそのことが外へ出てしまつて公表されるということになりますと、事後的にその裁判員の方がいろいろ追及をされたり、それから報復をされたりということのおそれもあるわけでございまして、考え方によっては裁判員の方の負担を軽減するという意味もあろうかというふうに思っているわけでございます。

○井上哲士君 大きく他人のプライバシーと、そして自由な意見表明のこの二つが挙げられましたが、やはり法案の守秘義務の範囲はこれを超えていると私は思うんですね。

幾つか具体的に聞いてまいりますが、まず今回衆議院で法案が修正をされました。評議の秘密のうちから評議の経過というものが、経過の漏えいが罰金刑に落ちましたので、この区別は非常に大事になっておりますが、個人を特定していない意見というのこの評議の経過に入るのか、それとも裁判官、裁判員の意見の方に入るのか、これはど

うでしょうか。

○政府参考人(山崎潮君) たしか、評議の秘密が、意見とそれから評議の経過というふうに大きく分かれるわけでございます。ここで言われています意見というところでございますけれども、これは当該個人が特定されていない場合であっても、その意見の内容を明らかにすることにはかならないわけでございまして、これは評議の経過ではなくて裁判官及び裁判員の意見、これを明らかにする場合に該当するという考えでございまして。

○井上哲士君 それでは、評議でこういうことがテーマになった、この点は評議の経過に入ってくるんでしょか。

○政府参考人(山崎潮君) 評議でこういうことが議論された、テーマになったということは、評議の経過でございまして。

○井上哲士君 そうしますと、これは秘密漏えいに掛かってくるわけですが、ただ、そのテーマについて明らかにしても、各人の発言には直結しないわけですから、別に自由な発言を阻害することにはなりませんし、どういうテーマが評議で行われるかということとは大体公判を見れば、の當事者の活動からも明らかにすることでありまして、結果としてこのテーマも経過として秘密漏えいにしてしまいますと、公判で明らかになったようなことすらしゃべれなくなるということに結果としてはなるんじゃないでしょうか。その点、どうでしょうか。

○政府参考人(山崎潮君) これは評議の秘密でございまして、公判で行われたこと、これに関しましては皆見ているわけでございまして、聞いていただくわけでございます。その公判で行われていること、これも判決も外に明らかになるわけでございまして、これについてはそれについての限りで物を言うということはこれは自由でございまして、問題は、その評議でどういふ論点についてどういう順番で何が行われたかということですね、これについては守っていただきたいと、こういう

ことを言っておるわけでございます。

○井上哲士君 ですから、その多くがダブってくるわけですから、これは大変、やはり分かりにくいことになっていくと思うんですね。結果としてやはり秘密秘密ということに流れとてなっていくんじゃないかと思うんですね。

じゃ、もう一つ聞きますが、この評議の方法、それから評議の進行の状況、これも評議の経過というところに入るんでしょか。

○政府参考人(山崎潮君) これもどういふ評議の方法でやったか、それから順番ですね、そういう点についても全部その評議の経過に入るといふこととございまして。

○井上哲士君 裁判官における評議の進行の在り方とか、そういうことはどうですか。

○政府参考人(山崎潮君) 進行のその方法ですね、どういふ具体的にやっていくかという手順の問題もありますし、それから項目の取り上げ方、こういうこと全部含まれるわけでございまして。

○井上哲士君 そうしますと、これも特に各人の発言には直結しないわけですから、自由な発言の阻害に当たるものではないと思うんですね。

それから、六十六条で、裁判長の評議における配慮義務というのが規定をされておりますが、ちゃんとそういう配慮が行われたかという検証の道が閉ざされてしまうと思うんですね。おとついの答弁の中で、評議での議論しやすい環境整備は重要だということも認められまして、今後の検討課題だということも答弁がありましたけれども、そういう、制度を良くしていく、評議を本當にふさわしくしていくということになりますと、どういふ方法や進行がやられたかということを大いに検証していくということが必要だと思ふんですね。そうしなければ改善方法も出てきませんし、仮に強引なやり方が行われたとすれば、それを正すこともできないということになるので、これも協議の経過として秘密にしてしまつては、これはやはり問題だと思ふんですね、いかがでしょうか。

○政府参考人(山崎潮君) それは、評議の順番、事項、これが全部明らかにしますと、どういう点が問題になって、どういう流れになって、どういう結論になったかということをおのずと示すようなことになるわけでございまして、そうなりますと、そういうことが全部オープンになるといふことになると、こんな議論もしていたのかということになるわけでございまして、そうなりますと、裁判員の方によつては、そういうことが明らかに出るならばもう自分はいやべらない方がいいというところにもなりかねないわけでございまして、これは例えば、ある裁判員の方が話をしたと、その人の問題じゃなくて、他の裁判員の方、その考え方もそれが明るみに出てしまうということになればその方が迷惑をするわけでございまして、それは自分だけの問題ではないということとござい

ました。したがって、評議の秘密としてそれは保護しなければならぬ。ただ、それについて、先ほど千葉先生の方からも御質問がございましたけれども、それが評議の秘密にかかわるものであればそれは駄目だということになりますけれども、そこにかかわらないものであるならば、それは一種の裁判員制度の感想ということで行われていく、許されていくということになるかというふうに思ひます。

○井上哲士君 裁判官がどういふふうには評議を進めたかということがなぜ個々の裁判員の発言が明らかになることにつながつていくのかということのは、私はどうも幾ら聞いてもよく理解できないんですね。もう一個聞きます。

裁判長が法律解釈とか、それから訴訟手続、こういうことについてどういふふうには判断をしたと、これについてはやはり評議の経過に入るんでしょか。

○政府参考人(山崎潮君) この法律解釈あるいはその訴訟手続上の判断、これは裁判官のみで行うということになっておりますけれども、これはや

はりそういうものであつても、その合議体で裁判員の方が一緒になつてその議論を聞いていく、聞くということも可能でございすし、最終的にそれがなくても、裁判官の方でこういう解釈で行うということも言われて、それもやっぱり裁判官の意見というよりも評議の審理経過の一つに含まれるわけだと思つて、その評議の経過に含まれるというふうな考へております。

○井上哲士君 私、これも各人の自由な意見の表明の阻害にもならないし、プライバシー侵害にもならないと思つて、裁判長の説明というのは言わば評議の土台にもなつていくわけですね。前回のときに、例えば公判の場で裁判長が基本的な説明をするべきだということを言いましたけれども、それも否定をされました。そうしますと、公開の場ではやはり検証をできるものがなくなつていくということになりますから、私は、やはり裁判の本当の意味での信頼性という点からいつても、できる限り本場に守秘、プライバシーとかいふものに限つた守秘義務に絞るべきだということをおもうんです。

もう一つ、しかも、裁判員と裁判官の違いというのがあるんですね。法案は裁判員が裁判を終了しても当該判決に対しての当否を述べるといふことを禁止をしておりますけれども、感想は述べてもらつても構わないと言いますけれども、当否を述べることが禁止されますと事実上感想も述べられなくなるんじゃないでしょうか、いかがでしょう。

○政府参考人(山崎潮君) 私申し上げておるのは、職務上知り得た秘密、他人の例えばプライバシーとかそれから評議にかかわる秘密でございまして、そこにかかわらない感想は言つても構わないと言つておるわけだと思つて、公判廷で行われていくこと、判決に書かれたこと、それ以外にも、物すごく疲れたとか、いろんな感想はあると思うんですよ。分かりにくかつたというふうなこともあるかもしれません。そういうことについては構わないわけだと思つております。

したがういふ、そこ、要するに秘密とそれ以外のものを、これを分けなければならぬわけだと思つて、じゃ、秘密についてそれは将来の役に立てるからもう少ししゃべつてもいいようにすべきじゃないかということになりますと、これは裁判そのものの、これが裁判制度として成り立つて、これについてはやっぱり、最低限やっぱり評議の秘密ということについてはお守りをいただきたい、こういうことだと思つております。

○井上哲士君 秘密を漏らせと言つておるんじゃないですね。そこまで秘密にする必要があるんだろうかといふことを言つておるわけなんです。裁判の判決に対する当否といふのはこれは述べられないことになつておるかと思つて、裁判官の場合は、判決に対しての当否を述べることや、そして秘密漏えいといふことはどういふふうになつておるんでしょうか。

○政府参考人(山崎潮君) 裁判員も裁判員と同じでございまして、評議の秘密とそれから職務上知り得た秘密、これを守る義務を負つております。評議の秘密の方は、ちよつと具体的に言いますと、裁判所法の中に規定がございまして、それから、職務上知り得た秘密につきましては、裁判官の場合、国家公務員法の適用が直接ございせんので、いろんな規定の関係で、大変古いわけだと思つて、官務服紀律というものが明治二十年の七月三十日という、勅令というものがございまして、この適用を受けておるというのが一般的な解釈でございまして、ここでやっぱり職務上知り得た秘密を漏らしてはならないと、こういうことになつております。

ただ、これに伴う罰則は両方ともないと、こういう状況でございまして。

○井上哲士君 判決の当否を述べる、判決に対する当否を述べることはどうなつておるんですか。

○政府参考人(山崎潮君) これは、裁判官は、裁判所法四十九条でございまして、罰則はございせんけれども、判決の当否を述べた場合、その具

体的な事情いかんによつてはその裁判官の品位を辱める行状があつたといふことに当たつた場合があり得ますので、これは裁判所法四十九条でその規定がございまして、裁判官は職務上の義務に違反し、若しくはその職務を怠り、又は品位を辱める行状があつたときは別に法律で定めるところにより裁判によつて懲戒されることとございまして、別の裁判といふのが、いわゆる弾劾裁判、あるいは分限裁判といふことを意味するわけだと思つております。

○井上哲士君 今ありましたように、裁判員の場合は刑罰付きでありますけれども、裁判官の場合は守秘義務はあつても刑罰はありません。しかも、判決に対する当否を述べることは、今ありましたように確かに在籍中は懲戒理由になりますけれども、逆に言いますと、裁判員を辞めた後はこれは掛からないわけですが、裁判官を辞めた後はそういう懲戒といふのは掛からないわけですね。

これはやっぱり、今日の午前中もありましたけれども、参加をしてもらおうと思つたら国民を信頼をするといふことが大事だと思つたんですが、同じ裁判をやつても、裁判員に対しては刑罰付きで、しかも辞めた後も当否を述べちゃいけない、裁判官の方は刑罰ない、辞めた後は当否を述べること、これは私は懲戒理由にならない、できないと。これは私はおかしいと思つて、やはり裁判員も裁判官に準じて扱うべきじゃないでしょうか。

○政府参考人(山崎潮君) これは、裁判員の方はその事件ごとに選任されるということになりますので、他に担保措置が考えられないことから刑事罰を、刑事の罰則を設けるということになるわけだと思つて、裁判官の場合は別の担保措置がございまして、分限とか、いわゆる懲戒ですね、分限、弾劾、こういうものがあつてございまして、これによつて担保をされるというふうになります。じゃ、退職後はどうかという問題でございまして、これは長年高い倫理観で培われてきたといふことから一般的には守られていくといふ形で考えておるわけだと思つて

ます。これは余分なことかもしれませんが、裁判官だけの問題ではなくて、特別公務員の方についてはすべていっただん国家公務員法の適用から外されておりました、そういう意味では特別公務員の方全体にかかわる問題でございまして。

それからもう一つは、裁判官の、裁判員裁判だけにかかわる問題でございまして、民事、家事、そのほかのいろんなものもございまして、それ全体の問題であるといふこととございまして、裁判官のみの問題ではないといふこととございまして、そのところでは御理解を賜りたいといふふうに思ひます。

○井上哲士君 過去に、私、幾つか持つてきましたけれども、これは八海事件の担当した裁判官が本を出しておられます。それから、財田川事件を担当した裁判官、この人は裁判官を辞して、そしてこういう本を出しておられますし、それから、松川事件の再審を担当された、差戻し審を担当された方もいろいろ語つておられるのがあります。最近では徳島ラジオ商殺人事件にかかわつた当時の裁判官も「裁判官はなぜ誤るのか」といふような新書も出されておられます。それぞれに、こういうことを明らかにするのがやはり冤罪もなく、いろんな意味で裁判の信頼をむしろ高めていくことになると思つて、いかに思ひから出されておると思つておるんです。

現に、こういうことが、中には現職のときにも、そして退職をされた裁判官の方が出されておると。一方で、裁判が終わつても裁判員にはやはりずっと一生生涯罰則が付くと。これはやっぱり明らかに私はアンバランスだと思つて、すけれども、改めていかでございましょうか。

○政府参考人(山崎潮君) 私、今御指摘されました本を全部読んでおるわけはございせんけれども、そういうものがあるといふことは承知はしております。

これは正に自己判断で行われていることだらうといふふうに私は理解をいたしますけれども、そ

の取上げ方について、それぞれやっぱり法律の専門家としてある程度抽象化して物を言っているところがあると思うんですね。そういう意味で、その内容についてストレートに全部外に話をするのか、あるいはそれを抽象的に丸めて話をするのかということによっても大分違うわけでございますけれども、いずれにしてもそれは自己判断で行われているということでございます、私はそれについてとやかく言うつもりはございません。

○井上哲士君 これがけしからぬからとやかく言っはしいということでは質問しているんじゃないんですね。

現にこういうことが行われている中で、一方ではやはり裁判員だけには生涯の罰則を掛けて、そして当否も言うことができないというのは、本当に国民を信頼して司法に参加をしておらうというこの制度の趣旨からいっても、そしてこの守秘義務の先ほど言われた保護法益からいってもずれていないんじゃないかということ指摘をしているわけでありまして、是非これは更に私は見直しをすることが必要だということを指摘をしておきます。

もう一つ、いわゆる請託罪のことについてお聞きをいたします。

今も幾つかの冤罪事件についてお聞きをいたしましたけれども、これをいろんな形で支援運動というのが支えてまいりました。困難な被告人を支えるいろんな活動というのは、被告人の権利を守り、結果として裁判への信頼も高めてきたと思います。が、こういう裁判支援運動について大臣はどのような評価を持っていらっしゃるでしょうか。

○国務大臣(野沢太三君) 被告人が無罪を主張している事件につきまして、被告人を支援する方々が熱心に様々な活動を行われているという事例があることは十分承知をしております。

ただ、いわゆる裁判支援運動の果たしてきた役割につきましては、個別具体の事件に現実に与えた影響の有無やその内容にかかわるものであります。

すので、その詳細を承知してはおりませんし、また個別具体の事件の評価にわたることにもなりかねませんので、法務大臣としてはお答えは差し控えたいと存じます。

○井上哲士君 いろんなやはり大きな役割を私は果たしてきたと思うんですね。そういうことが新しい制度の下で妨げになるということはあつてはならないと思うんです。

審理に影響を与える目的での情報提供というのが七十七条で刑事罰の対象になりますが、例えばこういう支援活動でいろんな、駅頭であるとか、場合によつては裁判所近くの公道であるとか、いふところなど公正な裁判をしてほしいということとを求めるような不特定多数に向かつての宣伝活動というのがあります。そうしますと、結果として裁判員の方にそういう宣伝物が渡るということもあり得るかと思うんですが、こうした不特定多数に対するそうした公正な裁判等を求める宣伝活動、表現活動、これはこの処罰の対象には当たらない、こういうことでよろしいでしょうか。

○政府参考人(山崎潮君) 一般論で申し上げられますけれども、裁判員に対してなされたものと認められないようなもの、例えば不特定多数の人に対する一般的な活動、これはこの項の罪には該当はしないというふうに考えております。

○井上哲士君 それから、いろんな支援活動の中で、公正な裁判を求める署名を集めて、これを裁判所に対して請願権の行使として提出をするということもいろんな支援運動で行われてきました。

今は書記官を通じて裁判体に提出をしているわけですが、これもこの法律ができたといつても憲法で保障された請願権の行使として裁判長とか、そして裁判官あてにこういう要請署名などを提出をするということは今後も許される、こういうことでよろしいでしょうか。

○政府参考人(山崎潮君) ただ、一般論で申し上げますけれども、特定の事件について無罪判決をすべきである旨の書面を裁判員を名あてに含め

ずに裁判長あるいは裁判官あて、こういうことにしまして、裁判員も閲覧するという認識、意図、そういうのを持たずに裁判員が閲覧することのないようにして提出をするというふうな行為、これにつきましてもこの罪には当たらないというふうな考えをしております。

○井上哲士君 最後ですが、現在でも同じように関係者等の上申書を情状証拠として裁判所に提出するということもありますが、裁判員の参加する裁判において、例えば弁護人が公判の場で述べる際に、こういう要請署名が幾つ集まっているとか、こういう中身だということ述べてたり、また裁判体に提示をする、こういうことについても許されるということではよろしいでしょうか。

○政府参考人(山崎潮君) 一般論としていえば、通常は弁護人の意見陳述としてなされた行為についてはこの罪には当たらないというふうな考えをしております。

○井上哲士君 終わります。

○委員長(山本保君) 本日の質疑はこの程度にとどめ、これにて散会いたします。

午後三時四十六分散会

五月十二日本委員会に左の案件が付託された。

一、総合法律支援法案

総合法律支援法案

総合法律支援法

目次

第一章 総則(第一条)

第二章 総合法律支援の実施及び体制の整備(第二条―第十二条)

第三章 日本司法支援センター

第一節 総則

第一款 通則(第十三条―第十八条)

第二款 日本司法支援センター評価委員会(第十九条)

(小字及び一は衆議院修正)

第三款 設立(第二十条・第二十一条)

第二節 組織

第一款 役員及び職員(第二十二条―第二十八条)

第二款 審査委員会(第二十九条)

第三節 業務運営

第一款 業務(第三十条―第三十九条)

第二款 中期目標等(第四十条―第四十二条)

第四節 財務及び会計(第四十三条―第四十七条)

第五節 雑則(第四十八条―第五十一条)

第四章 罰則(第五十二条―第五十五条)

附則

第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、内外の社会経済情勢の変化に伴い、法による紛争の解決が一層重要になることにかんがみ、裁判その他の法による紛争の解決のための制度の利用をより容易にするとともに弁護士及び弁護士法人並びに司法書士その他の隣接法律専門職者(弁護士及び弁護士法人以外の者であつて、法律により他人の法律事務を取り扱うことを業とすることが出来る者をいう。以下同じ)のサービスをより身近に受けられるようにするための総合的な支援(以下「総合法律支援」という)の実施及び体制の整備に関し、その基本理念、国等の責務その他の基本となる事項を定めるとともに、その中核となる日本司法支援センターの組織及び運営について定め、もつてより自由かつ公正な社会の形成に資することを目的とする。

第二章 総合法律支援の実施及び体制の整備

備

(基本理念)

第二条 総合法律支援の実施及び体制の整備は、次条から第七条までの規定に定めるところにより、民事、刑事を問わず、あまねく全国において、法による紛争の解決に必要な情報やサービ

スの提供が受けられる社会を実現することを目指して行われるものとする。

(情報提供の充実強化)

第三条 総合法律支援の実施及び体制の整備に当たっては、法による紛争の迅速かつ適切な解決に資するよう、裁判その他の法による紛争の解決のための制度を有効に利用するための情報及び資料のほか、弁護士、弁護士法人及び隣接法律専門職者の業務並びに弁護士会、日本弁護士連合会及び隣接法律専門職者団体（隣接法律専門職者が法律により設立を義務付けられている法人及びその法人が法律により設立を義務付けられている法人をいう。以下同じ。）の活動に関する情報及び資料が提供される態勢の充実強化が図られなければならない。

(民事法律扶助事業の整備発展)

第四条 総合法律支援の実施及び体制の整備に当たっては、資力の乏しい者にも民事裁判等手続（裁判所における民事事件、家事事件又は行政事件に関する手続をいう。以下同じ。）の利用をより容易にする民事法律扶助事業が公共性の高いものであることにかんがみ、その適切な整備及び発展が図られなければならない。

(国選弁護人の選任態勢の確保)

第五条 総合法律支援の実施及び体制の整備に当たっては、迅速かつ確実に国選弁護人（刑事訴訟法（昭和二十三年法律第三十一号）の規定に基づいて裁判所若しくは裁判長又は裁判官が被告人又は被疑者に付する弁護士をいう。以下同じ。）の選任が行われる態勢の確保が図られなければならない。

(被害者等の援助等に係る態勢の充実)

第六条 総合法律支援の実施及び体制の整備に当たっては、被害者等（犯罪により害を被った者又はその者が死亡した場合若しくはその心身に重大な故障がある場合におけるその配偶者、直系の親族若しくは兄弟姉妹をいう。以下同じ。）が刑事手続に適切に関与するとともに、被害者等が受けた損害又は苦痛の回復又は軽減を図る

ための制度その他の被害者等の援助に関する制度を十分に利用することのできる態勢の充実が図られなければならない。

(連携の確保強化)

第七条 総合法律支援の実施及び体制の整備に当たっては、国、地方公共団体、弁護士会、日本弁護士連合会及び隣接法律専門職者団体、弁護士、弁護士法人及び隣接法律専門職者、裁判外における法による紛争の解決を行う者、被害者等の援助を行う団体その他の者並びに〇高野者又は隣接法律専門職者の援助を行う団体は、被害者の関係する者の間における連携の確保及び強化が図られなければならない。

(国の責務)

第八条 国は、第二条に定める基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、総合法律支援の実施及び体制の整備に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第九条 地方公共団体は、総合法律支援の実施及び体制の整備が住民福祉の向上に寄与するものであることにかんがみ、その地域における総合法律支援の実施及び体制の整備に関し、国との適切な役割分担を踏まえつつ、必要な措置を講ずる責務を有する。

(日本弁護士連合会等の責務)

第十条 日本弁護士連合会及び弁護士会は、総合法律支援の意義並びに弁護士の使命及び職務の重要性にかんがみ、基本理念にのっとり、会員である弁護士又は弁護士法人による協力的体制の充実を図る等総合法律支援の実施及び体制の整備のために必要な支援をするよう努めるものとする。

2 弁護士及び弁護士法人は、総合法律支援の意義及び自らの職責にかんがみ、基本理念にのっとり、総合法律支援の実施及び体制の整備のために必要な協力をするよう努めるものとする。

3 隣接法律専門職者及び隣接法律専門職者団体は、総合法律支援の意義及び自らの職責にかん

がみ、基本理念にのっとり、総合法律支援の実施及び体制の整備のために必要な協力をするよう努めるものとする。

(法制上の措置等)

第十一条 政府は、第八条の施策を実施するために必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講じなければならない。

(職務の特性への配慮)

第十二条 この法律の運用に当たっては、弁護士及び隣接法律専門職者の職務の特性に常に配慮しなければならない。

第三章 日本司法支援センター

第一節 総則

第一款 通則

(この章の目的)

第十三条 日本司法支援センター（以下「支援センター」という。）の組織及び運営については、この章の定めるところによる。

(支援センターの目的)

第十四条 支援センターは、総合法律支援に関する事業を迅速かつ適切に行うことを目的とする。

(法人格)

第十五条 支援センターは、法人とする。

(事務所)

第十六条 支援センターは、主たる事務所を東京都に置く。

2 支援センターは、前項の主たる事務所のほか、地域の実情、業務の効率性その他の事情を勘案して必要な地に、事務所を置くことができる。

(資本金)

第十七条 支援センターの資本金は、設立に際し、政府が出資する金額とする。

2 支援センターは、必要があるときは、法務大臣の認可を受けて、その資本金を増加することができる。

3 政府及び地方公共団体（以下「政府等」という。）は、前項の規定により支援センターがその資本金を増加するときは、支援センターに出資

することができる。

4 政府等は、前項の規定により支援センターに出資するときは、土地、建物その他の土地の定着物（以下「土地等」という。）を出資の目的とすることができる。

5 前項の規定により出資の目的とする土地等の価額は、出資の日現在における時価を基準として評価委員が評価した価額とする。

6 前項の評価委員その他評価に関し必要な事項は、政令で定める。

7 政府等以外の者は、支援センターに出資することができない。

(名称の使用制限)

第十八条 支援センターでない者は、日本司法支援センターという名称を用いてはならない。

第二款 日本司法支援センター評価委員会

(日本司法支援センター評価委員会)

第十九条 法務省に、支援センターに関する事務を処理させるため、日本司法支援センター評価委員会（以下「評価委員会」という。）を置く。

2 評価委員会は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 支援センターの業務の実績に関する評価に関すること。

二 その他この法律によりその権限に属せられた事項を処理すること。

3 評価委員会の委員には、少なくとも最高裁判所の推薦する裁判官一人以上が含まれるようにしなければならない。

4 前二項に定めるもののほか、評価委員会の組織、所掌事務及び委員その他の職員その他評価委員会に関し必要な事項については、政令で定める。

第三款 設立

(理事長及び監事となるべき者)

第二十条 法務大臣は、支援センターの長である理事長となるべき者及び監事となるべき者を指名する。

2 法務大臣は、前項の規定により理事長となる

べき者及び監事となるべき者を指名しようとするときは、あらかじめ、最高裁判所の意見を聴かなければならない。

3 法務大臣は、第一項の規定により理事長となるべき者及び監事となるべき者を指名したときは、遅滞なく、その旨を最高裁判所に通知しなければならぬ。

4 第一項の規定により指名された理事長となるべき者及び監事となるべき者は、支援センターの成立の時に於いて、この法律の規定により、それぞれ理事長及び監事に任命されたものとする。

5 第二十四条第一項の規定は、第一項の理事長となるべき者の指名について準用する。

(設立委員)

第二十一条 法務大臣及び最高裁判所は、それぞれ設立委員を命じて、支援センターの設立に関する事務を処理させる。

2 最高裁判所の命ずる設立委員は、裁判官でなければならぬ。

3 設立委員は、支援センターの設立の準備を完了したときは、遅滞なく、その旨を法務大臣及び最高裁判所に届け出るとともに、その事務を前条第一項の規定により指名された理事長となるべき者に引き継がなければならない。

第二節 組織

第一款 役員及び職員

(役員)

第二十二条 支援センターに、役員として、理事長及び監事二人を置く。

2 支援センターに、役員として、理事三人以内を置くことができる。

3 支援センターに、役員として、前項の理事のほか、非常勤の理事一人を置くことができる。

(役員の職務及び権限)

第二十三条 理事長は、支援センターを代表し、その業務を総理する。

2 理事は、理事長の定めるところにより、理事長を補佐して支援センターの業務を掌理する。

3 監事は、支援センターの業務を監査する。

4 監事は、監査の結果に基づき、必要があると認めるときは、理事長又は法務大臣に意見を提出することができる。

5 法務大臣は、前項の規定による監事の意見の提出があつたときは、遅滞なく、その内容を最高裁判所に通知しなければならない。

6 理事は、理事長の定めるところにより、理事長に事故があるときはその職務を代理し、理事長が欠員のときはその職務を行う。ただし、理事が置かれていないときは、監事とする。

7 前項ただし書の場合において、同項本文の規定により理事長の職務を代理し又はその職務を行う監事は、その間、監事の職務を行つてはならない。

(役員の任命)

第二十四条 理事長は、支援センターが行う事務及び事業に関して高度な知識を有し、適切、公正かつ中立な業務の運営を行うことができる者(裁判官若しくは検察官又は任命前二間にこれらであつた者を除く)のうちから、法務大臣が任命する。

2 監事は、法務大臣が任命する。

3 法務大臣は、前二項の規定により理事長又は監事を任命しようとするときは、あらかじめ、最高裁判所の意見を聴かなければならない。

4 理事は、第一項に規定する者のうちから、理事長が任命する。

5 理事長は、前項の規定により理事を任命したときは、遅滞なく、法務大臣に届け出るとともに、これを公表しなければならない。

6 法務大臣は、第一項又は第二項の規定により理事長又は監事を任命したときは、遅滞なく、その旨を最高裁判所に通知しなければならない。

(役員の任期)

第二十五条 理事長の任期は四年とし、理事及び監事の任期は二年とする。ただし、補欠の役員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 役員は、再任されることができる。

(役員の解任)

第二十六条 法務大臣又は理事長は、それぞれその任命に係る役員が準用通則法(第四十八条において準用する独立行政法人通則法(平成十一年法律第百三十三号)をいう。以下同じ。)(第二十二條の規定により役員となることのできない者に該当するに至つたときは、その役員を解任しなければならない。理事長又は理事が裁判官又は検察官となつたときも、同様とする。

2 法務大臣又は理事長は、それぞれその任命に係る役員が次の各号のいずれかに該当するとき、その他役員たるに適しないと認めるときは、その役員を解任することができる。

一 心身の故障のため職務の遂行に堪えないと認められるとき。

二 職務上の義務違反があるとき。

3 前項に規定するもののほか、法務大臣又は理事長は、それぞれその任命に係る役員(監事を除く)の職務の執行が適当でないため支援センターの業務の実績が悪化した場合であつて、その役員に引き続き当該職務を行わせることが適切でないときと認めるときは、その役員を解任することができる。

4 法務大臣は、前二項の規定により理事長又は監事を解任しようとするときは、あらかじめ、最高裁判所の意見を聴かなければならない。

5 法務大臣は、第一項から第三項までの規定により理事長又は監事を解任したときは、遅滞なく、その旨を最高裁判所に通知しなければならない。

6 理事長は、第二項又は第三項の規定により理事を解任したときは、遅滞なく、法務大臣に届け出るとともに、これを公表しなければならない。

(役員及び職員の秘密保持義務)

第二十七条 支援センターの役員及び職員は、職務上知ることのできた秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(役員及び職員の地位)

第二十八条 支援センターの役員及び職員は、刑法(明治四十年法律第四十五号)その他の罰則の適用については、法令により公務に従事する職員とみなす。

第二款 審査委員会

(審査委員会)

第二十九条 支援センターに、その業務の運営に特に弁護士及び隣接法律専門職者の職務の特性に配慮して判断すべき事項について審議させるため、審査委員会を置く。

2 審査委員会の委員(以下この条において「委員」という)は、次に掲げる者(支援センターの役員及び職員以外の者に限る。)につき理事長が任命する。

一 最高裁判所の推薦する裁判官 一人

二 検事総長の推薦する検察官 一人

三 日本弁護士連合会の会長の推薦する弁護士 二人

四 優れた識見を有する者 五人

3 委員の任期は、二年とする。

4 第二十五条第一項ただし書及び第二項、第二十六條第二項並びに前二條の規定は、委員について準用する。

5 理事長は、委員が支援センターの役員若しくは職員となつたとき又は第二項第一号から第三号までに規定する資格を失つたときは、当該委員を解任しなければならない。

6 理事長は、第四項において準用する第二十六條第二項の規定により裁判官、検察官又は弁護士である委員を解任しようとするときは、あらかじめ、それぞれ最高裁判所、検事総長又は日本弁護士連合会の会長の意見を聴かなければならない。

7 理事長は、第四項において準用する第二十六條第二項の規定により裁判官、検察官又は弁護士である委員を解任したときは、遅滞なく、その旨をそれぞれ最高裁判所、検事総長又は日本弁護士連合会の会長に通知しなければならない。

ない。
8 理事長は、次に掲げる事項について決定をしようとするときは、審査委員会の議決を経なければならない。

一 契約弁護士等（支援センターとの間で、次に規定する支援センターの業務に関し、他人の法律事務を取り扱うことについて契約をしている弁護士、弁護士法人及び隣接法律専門職者をいう。以下同じ。）の法律事務の取扱いについて苦情があつた場合の措置その他の当該契約に基づき契約弁護士等に対してとる措置（懲戒を含む。）に関する事項（あらかじめ、審査委員会が軽微なものとしてその議決を経ることを要しないものとして定めたものを除く。）

二 第三十五条第一項に規定する法律事務取扱規程の作成及び変更に関する事項
9 審査委員会に委員長を置き、委員の互選によつてこれを定める。
10 委員長は、審査委員会を主宰する。

第三節 業務運営

第一款 業務

（業務の範囲）
第三十条 支援センターは、第十四条の目的を達成するため、総合法律支援に関する次に掲げる業務を行う。

一 次に掲げる情報及び資料を収集して整理し、情報通信の技術を利用する方法その他の方法により、一般の利用に供し、又は個別の依頼に応じて提供すること。

イ 裁判その他の法による紛争の解決のための制度の有効な利用に資するもの

ロ 弁護士、弁護士法人及び隣接法律専門職者の業務並びに弁護士会、日本弁護士連合会及び隣接法律専門職者団体の活動に関するもの

二 民事裁判等手続において自己の権利を実現するための準備及び追行に必要な費用を支払う資力がなく国民若しくは我が国に住所を有

し適法に在留する者（以下「国民等」という。）又はその支払により生活に著しい支障を生ずる国民等を援助する次に掲げる業務
イ 民事裁判等手続の準備及び追行（民事裁判等手続に先立つ和解の交渉で特に必要と認められるものを含む。）のため代理人に支払うべき報酬及びその代理人が行う事務の処理に必要な実費の立替えをすること。

ロ イに規定する立替えに代え、イに規定する報酬及び実費に相当する額を支援センターに支払うことを約した者のため、適当な契約弁護士等にイの代理人が行う事務を取り扱わせること。

ハ 弁護士法（昭和二十四年法律第二百五号）その他の法律により依頼を受けて裁判所に提出する書類を作成することを業とすることとができる者に対し民事裁判等手続に必要な書類の作成を依頼して支払うべき報酬及びその作成に必要な実費の立替えをすること。

二 ハに規定する立替えに代え、ハに規定する報酬及び実費に相当する額を支援センターに支払うことを約した者のため、適当な契約弁護士等にハに規定する書類を作成する事務を取り扱わせること。

ホ 弁護士法その他の法律により法律相談を取り扱うことを業とすることができる者による法律相談（刑事に関するものを除く。）を実施すること。

三 国の委託に基づく国選弁護人の選任に関する次に掲げる業務
イ 裁判所若しくは裁判長又は裁判官の求めに応じ、支援センターとの間で国選弁護人の事務を取り扱うことについて契約をして

いる弁護士（以下「国選弁護人契約弁護士」という。）の中から、国選弁護人の候補を指名し、裁判所若しくは裁判長又は裁判官に通知すること。

ロ イの通知に基づき国選弁護人に選任され

た国選弁護人契約弁護士にその事務を取り扱わせること。

四 弁護士、弁護士法人又は隣接法律専門職者がその地域にいないことその他の事情によりこれらの者に対して法律事務の取扱いを依頼することに困難がある地域において、その依頼に応じ、相当の対価を得て、適当な契約弁護士等に法律事務を取り扱わせること。

五 被害者等の援助に関する次に掲げる情報及び資料を収集して整理し、情報通信の技術を利用する方法その他の方法により、一般の利用に供し、又は個別の依頼に応じて提供する

こと。この場合においては、被害者等の援助に精通している弁護士を紹介する等被害者等の援助が実効的に行われることを確保するために必要な措置を講ずるよう配慮すること。

イ 刑事手続への適切な関与及び被害者等が受けた損害又は苦痛の回復又は軽減を図るための制度その他の被害者等の援助に関する制度の利用に資するもの

ロ 被害者等の援助を行う団体その他の者の活動に関するもの

六 国、地方公共団体、弁護士会、日本弁護士連合会及び隣接法律専門職者団体、弁護士、弁護士法人及び隣接法律専門職者、裁判外における法による紛争の解決を行う者、被害者等の援助を行う団体その他の者並びに○その他は被害者の援助を行う団体

又○その他は被害者の援助を行う団体
七 支援センターの業務に関し、講習又は研修を実施すること。

八 前各号の業務に附帯する業務を行うこと。
2 支援センターは、前項の業務のほか、これらの業務の遂行に支障のない範囲内で、第三十四条第一項に規定する業務方法書で定めるところにより、国、地方公共団体、民法（明治二十九年法律第八十九号）第三十四条の法人その他の営利を目的としない法人又は国際機関の委託を

受けて、被害者等の援助その他に関し、次の業務を行うことができる。

一 その委託に係る法律事務を契約弁護士等に取り扱わせること。

二 前号の業務に附帯する業務を行うこと。
3 支援センターが前二項の業務として契約弁護士等に取り扱わせる事務については、支援センターがこれを取り扱うことができるものと解してはならない。

（業務の目的性）
第三十一条 前条第一項第一号、第二号、第四号及び第五号の各業務並びに同条第二項第一号の業務は、その利益を得る者の権利を実現することに資すると認められる限りにおいて行うものとする。

（支援センター等の義務等）
第三十二条 支援センターは、前条に規定する業務が、これを必要とする者にとって利用しやすいものとなるよう配慮するとともに、第三十条第一項第二号及び第三号の各業務については、その統一的な運営体制の整備及び全国的に均質な遂行の実現に努めなければならない。

2 支援センターは、前項に規定する者が高齢者及び障害者等法による紛争の解決に必要な情報やサービスの提供を求めることに困難がある者である場合には、前条に規定する業務が利用しやすいものとなるように特別の配慮をしなければならない。

2 3 支援センターは、第三十条第一項第一号、第四号及び第五号並びに同条第二項第一号の各業務の運営に当たっては、地方公共団体、弁護士会、日本弁護士連合会及び隣接法律専門職者団体、弁護士、弁護士法人及び隣接法律専門職者、裁判外における法による紛争の解決を行う者、被害者等の援助を行う団体その他の者並びに○その他は被害者の援助を行う団体

又○その他は被害者の援助を行う団体
○その他の関係する者の総合法律支援に関する取組との連携の下でこれを補完することに意を用いなければならない。

13 4 支援センターは、地域における業務の運営に当たり、協議会の開催等により、広く利用者そ

の他の関係者の意見を聴いて参考とし、当該地域の実情に応じた運営に努めなければならない。

4 地方公共団体は、支援センターに対して、その地域において行われる第三十条に規定する業務に必要の協力を行うことができる。

5 支援センターは、業務の運営に当たり、弁護士会及び日本弁護士連合会並びに隣接法律専門職者団体に対して、意見の開陳その他必要な協力を求めることができる。

(契約弁護士等の職務の独立性)

第三十三条 契約弁護士等は、支援センターが第三十条第一項又は第二項の業務として取り扱った事務について、独立してその職務を行う。

2 支援センター及び契約弁護士等は、その法律事務の取扱いを受ける者に対し、前項に規定する契約弁護士等の職務の独立性について、分かりやすく説明しなければならない。

(業務方法書)

第三十四条 支援センターは、業務開始の際、業務方法書を作成し、法務大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 前項の業務方法書には、次に掲げる事項その他法務省令で定める事項を記載しなければならない。

一 第三十条第一項第二号の業務及びこれに附帯する業務(以下「民事法律扶助事業」という。)に関し、民事法律扶助事業の実施に係る援助の申込み及びその審査の方法に関する事項、同号イ及びハに規定する立替えに係る報酬及び実費の基準並びにそれらの償還に関する事項並びに同号ロ及びニに規定する報酬及び実費に相当する額の支払に関する事項。この場合において、当該報酬は、民事法律扶助事業が同号に規定する国民等を広く援助するものであることを考慮した相当な額でなければならない。

二 第三十条第一項第三号の業務及びこれに附帯する業務に関し、弁護士との契約に関する事項、国選弁護人の候補の指名及び裁判所に對する通知に関する事項、第三十九条第四項に規定する協力に関する事項並びに第四十三条第一号に掲げる勘定の管理に関する事項

三 第三十条第二項の業務に関し、委託を受けて行う業務の内容に関する事項

3 法務大臣は、第一項の認可をしようとするときは、あらかじめ、最高裁判所及び評価委員会の意見を聴かなければならない。

4 法務大臣は、第一項の認可をしたときは、遅滞なく、その旨を最高裁判所に通知しなければならない。

5 支援センターは、第一項の認可を受けたときは、遅滞なく、その業務方法書を公表しなければならない。

6 法務大臣は、第一項の認可をした業務方法書が業務の適正かつ確実な遂行上不適当となつたと認めるときは、その業務方法書を変更すべきことを命ずることができる。

(法律事務取扱規程)

第三十五条 支援センターは、第三十条に規定する業務の開始前に、契約弁護士等に取り扱わせる法律事務の処理に関する規程(以下「法律事務取扱規程」という。)を定め、法務大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 法律事務取扱規程には、契約弁護士等による法律事務の取扱いの基準に関する事項、契約弁護士等がその契約に違反した場合の措置(懲戒を含む。)に関する事項その他法務省令で定める事項を記載しなければならない。

3 前条第三項から第六項までの規定は、法律事務取扱規程について準用する。

(国選弁護人の事務に関する契約約款)

第三十六条 支援センターは、第三十条第一項第三号の業務の開始前に、国選弁護人の事務に関する契約約款を定め、法務大臣の認可を受けなければならない。

ければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 前項の契約約款には、国選弁護人の事務を取り扱う事件に関する事項、国選弁護人の候補の指名及び裁判所に對する通知に関する事項、報酬及び費用の請求に関する事項、報酬及び費用の算定の基準及び支払に関する事項、契約解除その他当該契約約款に基づく契約に違反した場合の措置に関する事項その他法務省令で定める事項を記載しなければならない。

3 前項に規定する報酬及び費用の算定の基準を定めるため必要な事項は、法務省令で定める。

4 第三十四条第三項から第六項までの規定は、第一項の契約約款について準用する。

5 支援センターは、弁護士と国選弁護人の事務の取扱いに関し、その取り扱う事件に対応して支給すべき報酬及び費用が定められる契約を締結するときは、第一項の認可を受けた契約約款によらなければならない。

(国選弁護人契約弁護士の氏名等の通知)

第三十七条 支援センターは、第三十条第一項第三号の業務に関し、国選弁護人契約弁護士の氏名及び事務所所在地その他法務省令で定める事項を関係する裁判所及び当該弁護士の所属弁護士会に通知しなければならない。これらの事項に変更があつたときも、同様とする。

(国選弁護人の候補の指名及び通知等)

第三十八条 裁判所若しくは裁判長又は裁判官は、刑事訴訟法の規定により国選弁護人を付すべきときは、支援センターに対し、国選弁護人の候補を指名して通知するよう求めるものとする。

2 支援センターは、前項の規定による求めがあつたときは、遅滞なく、国選弁護人契約弁護士のうちから、国選弁護人の候補を指名し、裁判所若しくは裁判長又は裁判官に通知しなければならない。

3 支援センターは、国選弁護人契約弁護士が国選弁護人に選任されたときは、その契約の定めるところにより、当該国選弁護人契約弁護士に国選弁護人の事務を取り扱わせるものとする。

第三十九条 国選弁護人契約弁護士が国選弁護人に選任されたときは、刑事訴訟法第三十八条第二項の規定は、適用しない。

2 前項の場合においては、刑事訴訟費用等に関する法律(昭和四十六年法律第四十一号)第二条各号に掲げるもののほか、次の各号に掲げる者が国選弁護人に選任されたときは、当該国選弁護人に係る当該各号に定める費用も刑事の手続における訴訟費用とする。

一 報酬及び費用が事件ごとに定められる契約を締結している国選弁護人契約弁護士 当該報酬及び費用

二 前号に規定する国選弁護人契約弁護士以外の国選弁護人契約弁護士 刑事訴訟法第三十八条第二項の規定の例により裁判所がその額を定めた旅費、日当、宿泊料及び報酬

3 前項第二号に掲げる国選弁護人契約弁護士が国選弁護人に選任された場合において、訴訟費用の負担を命ずる裁判に同号に定める費用の額が表示されていないときは、刑事訴訟法第八十八条の規定にかかわらず、執行の指揮をすべき検察官の申立てにより、裁判所がその額を算定する。この場合において、その算定に関する手続について必要な事項は、最高裁判所規則で定める。

4 裁判所又は検察官は、第一項の場合において、国選弁護人に係る訴訟費用の額の算定又は概算に関し、支援センターに対して必要な協力を求めることができる。

5 支援センターは、第一項の場合において、刑事訴訟法第五百条の二の規定により訴訟費用の概算額の予納をしようとする被告人又は被疑者の求めがあるときは、国選弁護人に係る訴訟費用の見込額を告げなければならない。

第二款 中期目標等
(中期目標)

第四十条 法務大臣は、三年以上五年以下の期間において支援センターが達成すべき業務運営に関する目標（以下「中期目標」という。）を定め、これを支援センターに指示するとともに、公表しなければならない。これを変更したときも、同様とする。

2 中期目標においては、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 中期目標の期間（前項の期間の範囲内で法務大臣が定める期間をいう。以下同じ。）

二 総合法律支援の充実のための措置に関する事項

三 業務運営の効率化に関する事項

四 提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項

五 財務内容の改善に関する事項

六 その他業務運営に関する重要事項

3 法務大臣は、中期目標を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、最高裁判所及び評価委員会の意見を聴かなければならない。

4 法務大臣は、第一項の規定により中期目標を定め又は変更したときは、遅滞なく、その旨を最高裁判所に通知しなければならない。

（中期計画）

第四十一条 支援センターは、前条第一項の指示を受けたときは、当該中期目標に基づき、法務省令で定めるところにより、当該中期目標を達成するための計画（以下「中期計画」という。）を作成し、法務大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 中期計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 総合法律支援の充実のための措置に関する目標を達成するためとすべき措置

二 業務運営の効率化に関する目標を達成するためとすべき措置

三 提供するサービスその他の業務の質の向上

に関する目標を達成するためとすべき措置
四 予算（人件費の見積りを含む）、収支計画及び資金計画

五 短期借入金金の限度額

六 重要な財産を譲渡し、又は担保に供しようとするときは、その計画

七 剰余金の使途

八 その他法務省令で定める業務運営に関する事項

3 法務大臣は、第一項の認可をしようとするときは、あらかじめ、最高裁判所及び評価委員会の意見を聴かなければならない。

4 法務大臣は、第一項の認可をしたときは、遅滞なく、その旨を最高裁判所に通知しなければならない。

5 法務大臣は、第一項の認可をした中期計画が前条第二項第二号から第六号までに掲げる事項の適正かつ確実な実施上不適当となつたと認めるときは、その中期計画を変更すべきことを命ずることができる。

6 支援センターは、第一項の認可を受けたときは、遅滞なく、その中期計画を公表しなければならない。

（中期目標の期間の終了時の検討）

第四十二条 法務大臣は、支援センターの中期目標の期間の終了時において、その業務を継続させる必要性、組織の在り方その他の組織及び業務の全般にわたる検討を行い、その結果に基づき、所要の措置を講ずるものとする。

2 法務大臣は、前項の規定による検討を行うに当たっては、総合法律支援の実施及び体制の整備の重要性を踏まえるものとする。

3 法務大臣は、第一項の規定による検討を行うに当たっては、最高裁判所及び評価委員会の意見を聴かなければならない。

4 準用通則法第三十二条第三項に規定する審議会は、支援センターの中期目標の期間の終了時において、その主要な事務及び事業の改廃に関し、法務大臣に勧告することができる。

5 法務大臣は、前項の勧告を受けたときは、遅滞なく、その内容を最高裁判所に通知しなければならない。

第四節 財務及び会計

（区分経理）

第四十三条 支援センターは、次に掲げる業務ごとに経理を区分し、それぞれ勘定を設けて整理しなければならない。

一 第三十条第一項第三号の業務及びこれに附帯する業務

二 前号に掲げる業務以外の業務

（財務諸表等）

第四十四条 支援センターは、毎事業年度、貸借対照表、損益計算書、利益の処分又は損失の処理に関する書類その他法務省令で定める書類及びこれらの附属明細書（以下「財務諸表」という。）を作成し、当該事業年度の終了後三月以内に法務大臣に提出し、その承認を受けなければならない。

2 支援センターは、前項の規定により財務諸表を法務大臣に提出するときは、これに当該事業年度の事業報告書及び予算の区分に従い作成した決算報告書を添え、並びに財務諸表及び決算報告書に関する監事及び会計監査人の意見を付しなければならない。

3 法務大臣は、第一項の規定により財務諸表を承認しようとするときは、あらかじめ、評価委員会の意見を聴かなければならない。

4 支援センターは、第一項の承認を受けたときは、遅滞なく、財務諸表を官報に公告し、かつ、財務諸表並びに第二項の事業報告書、決算報告書並びに監事及び会計監査人の意見を記載した書面を、各事務所に備えて置き、法務省令で定める期間、一般の閲覧に供しなければならない。（利益及び損失の処理）

第四十五条 支援センターは、第四十三条に掲げるそれぞれの勘定において、毎事業年度、損益計算において利益を生じたときは、前事業年度から繰り越した損失をうめ、なお残余があると

きは、その残余の額は、積立金として整理しなければならない。ただし、同条第二号に掲げる業務に係る勘定において、第三項の規定により同項の使途に充てる場合は、この限りでない。

2 支援センターは、第四十三条に掲げるそれぞれの勘定において、毎事業年度、損益計算において損失を生じたときは、前項の規定による積立金を減額して整理し、なお不足があるときは、その不足額は、繰越欠損金として整理しなければならない。

3 支援センターは、第四十三条第二号に掲げる業務に係る勘定において、第一項に規定する残余があるときは、法務大臣の承認を受けて、その残余の額の全部又は一部を第四十一条第一項の認可を受けた中期計画（同項後段の規定による変更の認可を受けたときは、その変更後のもの。以下単に「中期計画」という。）の同条第二項第七号の剰余金の使途に充てることができる。

4 法務大臣は、前項の承認をしようとするときは、あらかじめ、評価委員会の意見を聴かなければならない。

（積立金の処分）

第四十六条 支援センターは、第四十三条第二号に掲げる業務に係る勘定において、中期目標の期間の最後の事業年度に係る前条第一項又は第二項の規定による整理を行った後、同条第一項の規定による積立金があるときは、その額に相当する金額のうち法務大臣の承認を受けた金額を、当該中期目標の期間の次の中期目標の期間に係る中期計画の定めるところにより、当該次の中期目標の期間における第三十条に規定する業務のうち同条第一項第三号の業務及びこれに附帯する業務以外の業務の財源に充てることができる。

2 支援センターは、第四十三条第一号に掲げる業務に係る勘定において、中期目標の期間の最後の事業年度に係る前条第一項本文又は第二項の規定による整理を行った後、同条第一項本文

の規定による積立金があるときは、その額に相当する金額を、翌事業年度以降の第三十条第一項第三号の業務及びこれに附帯する業務の財源に充てなければならない。

3 法務大臣は、第一項の承認をしようとするときは、あらかじめ、評価委員会の意見を聴かなければならない。

4 支援センターは、第一項に規定する積立金の額に相当する金額から同項の承認を受けた金額を控除してなお残余があるときは、その残余の額を出資者の出資に対しそれぞれの出資額に応じて納付しなければならない。

5 前各項に定めるもののほか、納付金の納付の手続その他積立金の処分に関し必要な事項は、政令で定める。

(借入金等)

第四十七条 支援センターは、中期計画の第四十一条第二項第五号の短期借入金の限度額の範囲内で、短期借入金を行うことができる。ただし、やむを得ない事由があるものとして法務大臣の認可を受けた場合は、当該限度額を超えて短期借入金を行うことができる。

2 前項の規定による短期借入金は、当該事業年度内に償還しなければならない。ただし、資金の不足のため償還することができないときは、その償還することができない金額に限り、法務大臣の認可を受けて、これを借り換えることができる。

3 前項ただし書の規定により借り換えた短期借入金は、一年以内に償還しなければならない。

4 法務大臣は、第一項ただし書又は第二項ただし書の規定による認可をしようとするときは、あらかじめ、評価委員会の意見を聴かなければならない。

5 支援センターは、長期借入金及び債券発行を行うことができる。

(独立行政法人通則法の規定の準用)

第四十八条 独立行政法人通則法第三、第八、第九、第十一、第十六、第十七、第二十二、第二十四から第二十六、第三十一から第三十四、第三十六、第三十七、第三十九から第四十三、第四十六から第五十条まで、第五十二、第五十三、第六十一及び第六十三から第六十六条までの規定は、支援センターについて準用する。この場合において、これらの規定中「主務大臣」とあるのは「法務大臣」と、「主務省令」とあるのは「法務省令」と、「評価委員会」とあるのは「当該評価委員会」とあるのは「日本司法支援センター評価委員会」と読み替えるほか、次の表の上欄に掲げる同法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

読み替えられる独立行政法人通則法の規定	読み替える字句
第三第三項	個別法
第十六条	第十四条第一項
第二十四条から第二	前条第二項
法人の長	理事長
前条第二項	同法第二十一条第三項
理事長	理事長

第三十一条第一項	前条第一項	総合法律支援法第四十一条第一項
中期計画	中期計画	同項に規定する中期計画（以下「中期計画」という。）
毎事業年度の開始前に、前条第一項の認可を受けた	毎事業年度の開始前に、前条第一項の認可を受けた	毎事業年度の開始前に、総合法律支援法第四十一条第一項の認可を受けた同項に規定する
前条第一項の認可を受けた後	前条第一項の認可を受けた後	総合法律支援法第四十一条第一項の認可を受けた後
中期目標の期間	中期目標の期間	総合法律支援法第四十条第一項に規定する中期目標（以下「中期目標」という。）の期間（同項の期間の範囲内で法務大臣が定める期間をいう。以下同じ。）
独立行政法人（その資本の額その他の経営の規模が政令で定める基準に達しない独立行政法人を除く。）	独立行政法人（その資本の額その他の経営の規模が政令で定める基準に達しない独立行政法人を除く。）	日本司法支援センター
財務諸表	財務諸表	総合法律支援法第四十四条第一項に規定する財務諸表（以下「財務諸表」という。）
独立行政法人通則法第三十九条	独立行政法人通則法第三十九条	総合法律支援法第四十八条において準用する独立行政法人通則法第三十九条
第三十八条第一項	第三十八条第一項	総合法律支援法第四十四条第一項
中期計画	中期計画	総合法律支援法第四十五条第三項に規定する中期計画（以下単に「中期計画」という。）
第三十条第二項第五号	第三十条第二項第五号	同法第四十一条第二項第六号
この法律及びこれ	この法律及びこれ	この法律及び総合法律支援法並びにこれら
実績及び中期計画の第三十条第二項第三号の人件費の見積り	実績及び中期計画の第三十条第二項第三号の人件費の見積り	実績
この法律	この法律	総合法律支援法
この法律、個別法	この法律、個別法	総合法律支援法

(財務大臣との協議)

第四十九条 財務大臣は、次の場合には、財務大臣に協議しなければならない。

一 第三十六条第一項、第四十一条第一項、第四十七條第一項ただし書若しくは第二項ただし書又は準用通則法第四十八條第一項の認可をしようとするとき。

二 第四十条第一項の規定により中期目標を定め、又は変更しようとするとき。

三 第四十五条第三項又は第四十六条第一項の承認をしようとするとき。

四 準用通則法第四十七條第一号又は第二号の規定による指定をしようとするとき。

(他の法令の準用)

第五十条 知的財産基本法(平成十四年法律第二百二十二号)その他の政令で定める法令については、政令に定めるところにより、支援センターを国又は独立行政法人通則法第二条第一項に規定する独立行政法人とみなして、これらの法令を準用する。

(財務省令への委任)

第五十一条 この法律に定めるもののほか、この法律の実施のため必要な事項は、財務省令で定める。

第四章 罰則

第五十二条 第二十七条(第二十九条第四項において準用する場合を含む。)の規定に違反して秘密を漏らした者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

第五十三条 準用通則法第六十四条第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した場合には、その違反行為をした支援センターの役員又は職員は、三十万円以下の罰金に処する。

第五十四条 次の各号のいずれかに該当する場合には、その違反行為をした支援センターの役員は、二十万円以下の過料に処する。

一 この法律又は準用通則法の規定により財務

大臣の認可又は承認を受けなければならない場合において、その認可又は承認を受けなかったとき。

二 この法律又は準用通則法の規定により財務大臣に届出をしなければならない場合において、その届出をせず、又は虚偽の届出をしたとき。

三 この法律又は準用通則法の規定により公表をしなければならない場合において、その公表をせず、又は虚偽の公表をしたとき。

四 第三十条に規定する業務以外の業務を行ったとき。

五 第三十四条第六項(第三十五条第三項及び第三十六条第四項において準用する場合を含む。)又は第四十一条第五項の規定による財務大臣の命令に違反したとき。

六 第四十四条第四項の規定に違反して財務諸表、事業報告書、決算報告書若しくは監事及び会計監査人の意見を記載した書面を備え置かず、又は閲覧に供しなかったとき。

七 準用通則法第九條第一項の規定による政令に違反して登記することを怠ったとき。

八 準用通則法第三十三條の規定による事業報告書の提出をせず、又は事業報告書に記載すべき事項を記載せず、若しくは虚偽の記載をして事業報告書を提出したとき。

九 準用通則法第四十七條の規定に違反して業務上の余裕金を運用したとき。

十 準用通則法第六十五条第二項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき。

第五十五条 第十八條の規定に違反した者は、十

万円以下の過料に処する。

附則

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第三章(第一節第一款及び第三款、第三十

条、第三十一条、第三十三条、第三十七条か

ら第三十九条まで、第四十八条(準用通則法第三條、第八條第一項、第十一條、第十六條及び第十七條を準用する部分に限る。)並びに第五十一条を除く。、第四章(第五十四条第四号及び第五十五条を除く。)並びに附則第十

一条から第十五条まで、第十七條(財務省設置法(平成十一年法律第九十三号)第四條第三十号の改正規定を除く。)、第十八條及び第十九條の規定、公布の日から起算して二年を超えない範囲内において政令で定める日

二 第三十條、第三十一条、第三十三條、第三十七條から第三十九条まで、第五十四條第四号並びに附則第六條及び第八條の規定、公布の日から起算して二年六月を超えない範囲内において政令で定める日

三 附則第十條の規定、第一号に定める日又は行政事件訴訟法の一部を改正する法律(平成十六年法律第 号)の施行の日

のいずれか遅い日

(準備行為)

第二条 支援センターは、その成立後、第三十條の規定の施行前においても、同条に規定する業務の実施に必要な準備行為をすることができ

る。

(権利義務の承継)

第三条 支援センターの成立の際、第三十條に規定する業務の準備に関し、現に国が有する権利及び義務のうち政令で定めるものは、支援センターの成立の時にいて支援センターが承継する。

(国有財産の無償使用)

第四条 最高裁判所長官は、第三十條第一項第三号の業務の開始の際現に国選弁護人の旅費、日当、宿泊料及び報酬の支給に関する事務の用に供されている国有財産であつて政令で定めるものを、政令で定めるところにより、支援センター

の用に供するため、これに無償で使用させることができる。

(名称の使用制限に関する経過措置)

第五条 この法律の施行の際現に日本司法支援センターという名称を使用している者については、第十八條の規定は、この法律の施行後六月間は、適用しない。

(民事法律扶助法の廃止)

第六条 民事法律扶助法(平成十二年法律第五十五号)は、廃止する。

(財団法人法律扶助協会からの引継ぎ)

第七条 財団法人法律扶助協会(以下「扶助協会」という。)は、寄附行為の定めるところにより、設立委員又は支援センターに対し、民事法律扶助法の廃止の時にいて現に扶助協会が有する権利及び義務のうち、民事法律扶助事業の遂行に伴い扶助協会に属するに至つたものを、支援センターにおいて承継すべき旨を申し出ることができ

る。

2 設立委員又は支援センターは、前項の規定による申出があつたときは、遅滞なく、財務大臣の認可を申請しなければならない。

3 前項の認可があつたときは、第一項の規定による申出に係る権利及び義務は、民事法律扶助法の廃止の時にいて支援センターに承継されるものとする。

(民事法律扶助法の廃止に伴う罰則に関する経過措置)

第八条 附則第六條の規定の施行前にした行為に対する民事法律扶助法の罰則の適用については、なお従前の例による。

(その他の経過措置の政令への委任)

第九条 附則第二条から第五条まで及び前二条に定めるもののほか、民事法律扶助法の廃止に伴い必要な経過措置その他この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

(行政事件訴訟法の一部改正)

第十条 行政事件訴訟法(昭和三十七年法律第三十九号)の一部を次のように改正する。

第三部 法務委員会会議録第十六号 平成十六年五月十三日 【参議院】

別表日本自転車振興会の項の次に次のように加える。

日本司法支援センター 総合法律支援法（平成十六年法律第 号）

（所得税法の一部改正）

第十一条 所得税法（昭和四十年法律第三十三号）の一部を次のように改正する。

別表第一一号の表日本自転車振興会の項の次に次のように加える。

日本司法支援センター 総合法律支援法（平成十六年法律第 号）

（法人税法の一部改正）

第十二条 法人税法（昭和四十年法律第三十四号）の一部を次のように改正する。

別表第一一号の表日本下水道事業団の項の次に次のように加える。

日本司法支援センター 総合法律支援法（平成十六年法律第 号）

（印紙税法の一部改正）

第十三条 印紙税法（昭和四十二年法律第二十三号）の一部を次のように改正する。

別表第二日本下水道事業団の項の次に次のように加える。

日本司法支援センター 総合法律支援法（平成十六年法律第 号）

（登録免許税法の一部改正）

第十四条 登録免許税法（昭和四十二年法律第三十五号）の一部を次のように改正する。

別表第二日本下水道事業団の項の次に次のように加える。

日本司法支援センター 総合法律支援法（平成十六年法律第 号）

（消費税法の一部改正）

第十五条 消費税法（昭和六十三年法律第八号）の一部を次のように改正する。

別表第三第一号の表日本自転車振興会の項の次に次のように加える。

日本司法支援センター 総合法律支援法（平成十六年法律第 号）

（総務省設置法の一部改正）

第十六条 総務省設置法（平成十一年法律第九十一号）の一部を次のように改正する。

第四条第十三号中「及び大学共同利用機関法人（同条第三項に規定する大学共同利用機関法人）を」、「大学共同利用機関法人（同条第三項に規定する大学共同利用機関法人をいう。）及び日本司法支援センター（総合法律支援法（平成十六年法律第 号）第十三条に規定する日本司法支援センター）」に改め、同条第十四号中「及び国立大学法人法」を、「国立大学法人法及び総合法律支援法」に改める。

（法務省設置法の一部改正）

第十七条 法務省設置法の一部を次のように改正する。

目次中「第七条」を「第七条の二」に改める。

第四条第三十号中「法律扶助」を「総合法律支援」に改める。

第五条中「中央更生保護審査会」を「中央更生保護審査会」に改める。

第三章第一節中第七条の次に次の一条を加える。

（日本司法支援センター評価委員会）

第七条の二 日本司法支援センター評価委員会については、総合法律支援法（平成十六年法律第 号。これに基づく命令を含む。）の定めるところによる。

（独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律の一部改正）

第十八条 独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律（平成十三年法律第四十号）の一部を次のように改正する。

別表第一日本自転車振興会の項の次に次のように加える。

日本司法支援センター 総合法律支援法（平成十六年法律第 号）

（独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律の一部改正）

第十九条 独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律（平成十五年法律第五十九号）の一部を次のように改正する。

別表日本自転車振興会の項の次に次のように加える。

日本司法支援センター 総合法律支援法（平成十六年法律第 号）

平成十六年五月二十日印刷

平成十六年五月二十一日発行

参議院事務局

印刷者 国立印刷局

F